

○
同 同 同
生 品 岡 上 代 義
田 川 本 昭 郎
洋 卯 二 郎
一一二

平成十四年四月三十日

島根県監査委員公表第二百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、平成十四年三月二十九日に包括外部監査人周藤滋から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により次のとおり公表する。

監査委員公表

監査公表

監査結果の公表

目次

島根県報

号外第六二号
平成十四年四月三十日
(火曜日)

平成13年度

包括外部監査結果報告書

島根県包括外部監査人

周藤滋

目次

報告の要点	5
1. この県のかたち（島根県の概要）	5
2. 本年度包括外部監査	6
3. 将来への展望	6
*別表A 市町村別集計表	8
 包括外部監査の概要	10
1. 監査の種類	10
2. 監査の対象と選定理由	10
3. 監査の実施体制	10
4. 監査の実施期間	10
5. 監査の方法	10
6. 利害関係	11
 包括外部監査の結果〔補助金〕	12
島根県の補助金の概要	12
各論	
・中山間地域に関する補助金	15
*別表B 事例〔三隅町大谷集落の場合〕	24
*別表C 事例〔津和野町野中集落の場合〕	25
・農林水産部総務管理課の補助金	26
*別表D 補助事業の実施手順	31
*別表E 平成12年度がんばる島根農林総合事業実績概要（確定版）	32
・商工労働部企業振興課の補助金	33
・老人クラブに関する補助金	41
*別表F 島根県老人クラブ連合会 平成12年度収支計算書	45
*別表G 老人クラブ活動に係る補助金交付事務の流れ図	46
・教育庁保健体育課の補助金	47
・教育庁義務教育課と生涯学習課の補助金	49
 包括外部監査の結果〔出資団体〕	53
島根県の出資団体の概要	53
*別表H 出資団体一覧表	54
各論	
・社会福祉法人島根県社会福祉事業団	56
*別表I 貸借対照表・収支計算書	68
*別表J (社福)島根県社会福祉事業団の主な資金の流れ	72
*別表K 島根県社会福祉事業団 組織図	73
・社団法人島根県林業公社	74
*別表L (社)島根県林業公社の主な資金の流れ	82
*別表M 市町村別契約状況	83

*別表N 貸借対照表・収支計算書	84
・財団法人ふるさと島根定住財団	85
*別表O 貸借対照表・収支計算書	92
*別表P (財) ふるさと島根定住財団の主な資金の流れ	93
*別表Q 平成12年度 ふるさと島根定住財団実施事業	94
その他(意見)	95

〔別紙〕

平成12年度補助金調査結果表	98
----------------	----

報告の要点

1. この県のかたち（島根県の概要）

(1) 島根県は、県土面積約6,700km²〔全国第18位〕に対し、人口は約76万人〔全国第46位〕であって、人口密度は約114人／km²〔全国第44位〕である。

県土は東西に長く、その約8割は森林であって、県都（県庁所在地）松江市を含む平野部は県東部に偏っており、西部、南部の中山間地域と隠岐の離島を抱えた全国有数の過疎の県である。かつ、全人口に占める65歳以上の高齢者の比率は24.82%と全国一の高齢県である。（市町村別の諸元は、別表Aのとおり）

上記のとおり、島根県では、過疎と高齢化が顕著であって、とりわけ中山間地域で集中的に発現しており、中山間地域対策とその帰するところの定住施策は、県政の喫緊の課題として挙げられる。

(2) 島根県の基本的な財政指標は、下記のとおり（平成13年度版『島根の財政』から）

① 一人当たり県民所得 (H10)	2,485千円	〔全国40位 全国平均 3,228千円〕
② 財政力指数 (H9～H11)	0.22984	〔全国46位 全国平均 0.46116〕
③ 歳出総額	713,946百万円	〔全国32位 全国平均 1,153,004百万円〕
（一人当たり）	938千円	〔全国1位 全国平均 427千円〕
④ 自主財源比率	26.9%	〔全国45位 全国平均 44.5%〕
⑤ 地方債現在高	815,787百万円	〔全国33位 全国平均 1,432,366百万円〕
（一人当たり）	1,071千円	〔全国1位 全国平均 531千円〕

(3) また、「島根県の社会資本整備『定住条件の確立』『存在意義の構築』」という小冊子によれば、島根県の産業面での基本的な状況は、以下のとおり。

① 産業別就業者割合（ただし、平成7年国勢調査の数値による）

第1次産業就業者	55,667人	〔構成比 13.7% 全国構成比 6.0%〕
第2次産業就業者	123,299人	〔構成比 30.3% 全国構成比 31.6%〕
第3次産業就業者	227,066人	〔構成比 55.9% 全国構成比 61.8%〕

② 農業

農業粗生産額は、約689億円（平成11年）で、減少傾向にある。（なお、平成12年度統計値では約685億円と6年連続減少を記録している）

農家一戸当たりの生産農業所得は、401千円で、全国最低である。

③ 林業

素材生産量は、松、杉、檜を中心に約34万m³（平成12年）で、減少傾向にある。

林業粗生産額は約79億円、生産林業所得は約59億円（平成11年）で、いずれも減少傾向にある。

④ 漁業

海面漁業漁獲量は、約17万トン（平成11年）で、全国第9位である。

漁業生産額は、約311億円（平成11年）で、近年減少傾向にある。

⑤ 第二次産業

製造品出荷額は、約1兆円（平成11年）で、全国第45位である。

⑥ 第三次産業

年間商品販売額は、約2兆円（平成11年）で、全国第46位である。

(4) その他、全国比較して、顕著な項目として以下のものが挙げられている。（平成13年版『統計指標でみる島根』から）

全 国 1 位	全 国 最 下 位
老年人口割合〔65歳以上〕(対総人口)	人口集中地区人口比率(対総人口)
老年人口指数〔老年人口／生産年齢人口×100〕	生産年齢人口割合〔15～64歳〕(対総人口)
従属人口指数〔(年少+老年人口)／生産年齢人口×100〕	婚姻率(人口千人当たり)
基準地地価対前年度平均変動率〔住宅地〕	離婚率(人口千人当たり)
投資的経費の割合(対歳出決算総額)「県財政」	従業員100人以上の事業所割合(対民営事業所数)
普通建設事業費割合　　〃	人件費割合(対歳出決算総額)「県財政」
歳出決算総額(人口1人当たり)「県・市町村財政合計」	幼稚園在園者数(幼稚園教員1人当たり)
社会福祉費(人口1人当たり)　　〃	完全失業率(完全失業者数／労働力人口)
土木費(人口1人当たり)　　〃	女性パートタイム労働者数
教育費(人口1人当たり)　　〃	着工新設貸家住宅の床面積(1住宅当たり)
社会教育費(人口1人当たり)　　〃	家計を主に支える者が雇用者である普通世帯比率「通勤時間90分以上」(普通世帯千世帯当たり)
公立幼稚園在園者比率(対幼稚園在園者数)	都市ガス販売量
浴室のある住宅比率(対居住世帯当たり住宅数)	妊娠、分娩及び産じょくによる死亡率(出産数10万当たり)
保健婦(士)数(人口10万人当たり)	交通事故発生件数(道路実延長千km当たり)
救急自動車数(人口10万人当たり)	

2. 本年度包括外部監査

(1) 本年度の包括外部監査のテーマは、「補助金」と「出資団体」である。

補助金については、実地監査に先立ち、県庁各部署にある全部の補助金を調査集計し、その全体像を概観できるようにした。各論として、中山間地域に関する補助金、農林水産部の県単・総合的補助金、企業誘致関係の補助金のほか、健康福祉部の老人クラブに関する補助金や教育庁の体育協会等あて補助金をとりあげた。

出資団体については、民営化の事案(社会福祉事業団)、収益事業の計画性の問題(林業公社)、県庁と一体的事業(ふるさと定住財団)をとりあげた。

(2) 留意した点

- ① 県政全体における施策の全体像に対し、部分となる個々の事業がどう位置づけられるのか。
- ② 個々の事業を県本体が実施すべきか、個人・団体に委ねた方がよいか。
- ③ 個人・団体に委ねた場合、行政目的に照らして効果が挙がっているか。

(3) 主要な意見

各論ではさまざまな意見を記した。全般的に気になったのは、全体像に対して個別面の意義付け、「費用対効果」を意識した事業評価の観点等が希薄であることである。財政的に余裕のない島根県にとって、業務改善が急がれる。

3. 将来への展望

島根県は、前記1. のとおり、さまざまな点で不利条件が重なっている。このまま拱手していては確実に沈下す

る危機的状況にあるといつても過言でない。

しかし、平成13年度に新行政システム推進プロジェクトチームが発足し、県の抱えている問題点について、県職員自ら問題性を認識し解決を図る動きが見受けられた。

あとは、実行あるのみである。

創意と工夫を凝らし、これらの不利といわれる悪条件を一步一步克服した暁には、全国に比類のない「島根方式」として結実させることができる。すでに、先鞭をつけた事案も現れている。

県の各階各層において「この県のかたち」全体が十分に認識され、全体に対する部分（各人の持場）が自覚されれば、向かうべき目標も明確となり、活力も發揮できるものと確信する。

別表A 市町村別集計表〔No.1〕(人口は、平成12年10月1日国勢調査確定値による)

番号	市町村名	人口	順位	面積	順位	人口密度	順位	高齢化率	順位	林野率	順位
01	松江市	152,616	01	221.38	04	689.38	01	18.03	59	43.18	56
02	浜田市	47,187	04	162.59	14	290.22	05	23.44	52	69.97	47
03	出雲市	87,330	02	172.33	11	506.76	02	19.82	57	52.73	52
04	益田市	50,128	03	300.44	02	166.85	12	24.24	51	73.17	42
05	大田市	33,609	05	332.69	01	101.02	24	29.32	36	77.42	38
06	安来市	30,520	06	120.78	26	252.69	09	23.27	53	36.67	57
07	江津市	25,773	09	158.41	15	162.70	14	27.77	42	70.41	46
08	平田市	29,006	07	142.05	17	204.20	11	24.41	50	57.28	50
09	鹿島町	8,414	19	29.04	56	289.74	06	24.82	48	70.63	44
10	島根町	4,447	39	37.24	50	119.41	21	30.38	34	85.76	22
11	美保関町	6,781	23	55.41	44	122.38	19	28.54	38	77.64	36
12	東出雲町	12,275	13	42.64	48	287.88	07	18.92	58	45.99	54
13	八雲村	6,844	22	56.00	42	122.21	20	20.49	56	81.95	33
14	玉湯町	6,114	27	36.84	51	165.96	13	21.48	54	44.87	55
15	宍道町	9,489	15	60.17	41	157.70	15	25.48	47	50.44	53
16	八束町	4,584	36	34.13	52	134.31	18	27.05	45	0.26	59
17	広瀬町	9,205	16	204.32	06	45.05	35	31.02	32	87.96	12
18	伯太町	5,530	30	95.87	35	57.68	30	27.83	41	80.76	34
19	仁多町	8,733	17	178.64	10	48.89	33	31.33	31	84.22	26
20	横田町	7,956	21	189.42	08	42.00	39	32.00	29	84.30	25
21	大東町	14,607	11	152.23	16	95.95	25	28.15	39	74.16	41
22	加茂町	6,737	24	30.91	55	217.96	10	27.34	43	52.77	51
23	木次町	10,079	14	64.07	40	157.31	16	27.83	40	70.61	45
24	三刀屋町	8,561	18	82.68	36	103.54	23	28.81	37	74.98	40
25	吉田村	2,434	50	113.98	28	21.35	54	33.40	25	89.82	09
26	掛合町	3,905	42	109.50	31	35.66	42	33.27	26	87.37	15
27	頓原町	3,099	47	124.86	24	24.82	52	35.33	15	90.38	08
28	赤来町	3,442	45	117.98	27	29.17	46	33.61	20	87.09	19
29	斐川町	26,816	08	80.64	37	332.54	04	21.20	55	26.81	58
30	佐田町	4,576	37	109.91	30	41.63	40	32.32	28	83.79	27

市町村別集計表〔No.2〕

番号	市町村名	人口	順位	面積	順位	人口密度	順位	高齢化率	順位	林野率	順位
31	多伎町	4,215	40	55.04	45	76.58	27	29.42	35	83.07	30
32	湖陵町	5,813	29	22.26	57	261.14	08	24.65	49	58.76	49
33	大社町	16,020	10	41.80	49	383.25	03	27.31	44	69.09	48
34	温泉津町	4,053	41	71.85	39	56.41	31	41.13	04	76.76	39
35	仁摩町	4,911	33	31.59	54	155.46	17	34.96	16	72.27	43
36	川本町	4,784	34	106.39	32	44.97	36	34.87	17	83.18	29
37	邑智町	4,606	35	185.89	09	24.78	53	38.15	09	91.17	06
38	大和村	2,018	54	97.03	34	20.80	55	41.08	05	91.56	05
39	羽須美村	2,078	53	74.03	38	28.07	48	48.27	01	82.17	31
40	瑞穂町	5,304	31	207.83	05	25.52	50	38.37	08	89.66	10
41	石見町	6,484	25	137.36	20	47.20	34	33.04	27	83.46	28
42	桜江町	3,604	44	110.10	29	32.73	43	37.60	11	87.18	18
43	金城町	5,216	32	164.30	13	31.75	45	31.42	30	85.78	21
44	旭町	3,198	46	128.57	22	24.87	51	41.03	06	84.87	23
45	弥栄村	1,789	57	105.50	33	16.96	57	40.41	07	84.45	24
46	三隅町	8,073	20	128.46	23	62.84	29	30.99	33	77.91	35
47	美都町	2,691	48	132.64	21	20.29	56	34.41	19	87.55	14
48	匹見町	1,803	56	300.08	03	6.01	59	44.04	02	96.62	02
49	津和野町	6,098	28	139.85	18	43.60	37	33.44	23	87.19	17
50	日原町	4,530	38	167.24	12	27.09	49	34.86	18	90.91	07
51	柿木村	1,848	55	137.72	19	13.42	58	33.44	24	95.44	03
52	六日市町	6,331	26	198.57	07	31.88	44	36.08	13	92.80	04
53	西郷町	13,194	12	122.33	25	107.86	22	25.97	46	82.11	32
54	布施村	522	59	18.55	58	28.14	47	37.74	10	97.47	01
55	五箇村	2,173	51	52.39	46	41.48	41	33.59	21	87.80	13
56	都万村	2,156	52	49.64	47	43.43	38	35.67	14	87.21	16
57	海士町	2,672	49	33.46	53	79.86	26	36.12	12	77.62	37
58	西ノ島町	3,804	43	55.98	43	67.95	28	33.57	22	86.32	20
59	知夫村	718	58	13.69	59	52.45	32	42.34	03	88.30	11
合計		761,503人		6,707.29km ²		113.53人/km ²		24.82%		78.32%	

包括外部監査の概要

1. 監査の種類

(1) 補助金について

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

(2) 出資団体について

地方自治法第252条の37第1項及び第2項並びに島根県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 監査の対象と選定理由

(1) 特定事件として、「補助金」と県の「出資団体」を取り上げることにした。

補助金と出資団体は、ともに全国的にも多くの取り上げられている重要なテーマである。

(2) 補助金は、委託費（平成11年度テーマ）や貸付金（平成12年度テーマ）と類縁の公金支出の一形態であるが、特定の役務提供等の見返りに支出される委託費、還流が予定される貸付金と異なり、直接的な対価を伴わない一方的支出である。

それゆえに、補助金は、「公益上必要がある場合」（地方自治法第232条の2）に限定されるものであり、趣旨・目的に沿って支出に見合う効果があるかという点が厳しく問われるものである。

委託費、貸付金の監査に引き続いて、補助金をテーマに選定した。

(3) 出資団体は、一定の公益的目的をもって、県が出資して設立されたものである。出資団体の多くは、委託費、補助金の受け手でもあって、県からは、当初の出資金のほか多額の公費が投入されている。

出資団体が、所期の機能を果しているかどうか。出資団体に対しては監査委員監査も毎年のごとく実施されているが、民間の企業会計の観点から掘り下げることも有益であると考えた。

3. 監査の実施体制

監査委員との協議を経て、補助者として弁護士熱田雅夫、公認会計士今岡正一、公認会計士渡部一博（ただし、渡部は、出資団体のテーマのみ関与）を選任した。

4. 監査の実施期間

平成13年4月2日から平成14年3月22日まで

5. 監査の方法

(1) 事前調査

① 補助金

全庁に存在するすべての補助金を把握すべく、アンケート調査を実施した。

その結果は、本報告書末尾添付の『補助金調査結果表』のとおりである。

② 出資団体

財政課集計の出資団体一覧表に基づき、監査可能な43団体から平成12年度事業報告書等の基本資料を取り寄せ、さらに13団体に対して照会書を発送し、追加資料の提出を求めた。

(2) 監査資料の収集のほか実地監査による諸記録の査閲と事情聴取をした。実地監査先は、前記事前調査等を参考にして、下記のとおり選定した。

① 補助金について

ア 企画振興部定住企画課（松江総務事務所を含む）

イ 農林水産部農業振興課（出雲、川本農林振興センターを含む）

ウ 農林水産部総務管理課（同上）

エ 商工労働部企業振興課

オ 健康福祉部高齢者福祉課

カ 教育庁保健体育課

キ 教育庁生涯学習課

ク 教育庁義務教育課

② 出資団体について

ア 社会福祉法人島根県社会福祉事業団

イ 社団法人島根県林業公社

ウ 財團法人ふるさと島根定住財団

6. 利害関係

監査の対象とした事件に関し、外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

包括外部監査の結果〔補助金〕

島根県の補助金の概要

1. 補助金調査の経緯

補助金をテーマと考えた際、その全容を把握する必要を感じたが、補助金がほぼ全部署において取り扱われているにもかかわらず、全庁でどれだけの補助金が存在するのか、まとまった形で集計されていなかった。

そこで、全件を調査することにしたが、包括外部監査の用だけではなく、以下の点も考慮しながら実施した。

(1) 調査項目に関する調整

補助金の全容調査については、かつて平成4年に財政課でも試みられたことがあるが、膨大な作業量となったため、その後組織的には行われていなかった。

補助金の全容を把握することは、財政課でもその必要性を認識されていたため、今回調査に当たって、調査項目について財政課とも協議して調整の上、実施した。

今回実施した調査は、今後財政課によってフォローアップされることになっており、補助金の見直し等に役立つものと考える。

(2) 表計算ソフトの活用

関係部署には、補助金データを表計算ソフトでの入力をお願いした。そのため、集計、校正の作業がはかどったばかりでなく、さまざまな分析を可能とした。

また、電磁情報として蓄積できたため、その成果を各部署へ返信することも可能となった。各部署において、独自の観点から分析作業が進められることを期待する。

2. 集計と寸評

調査の概況は、別紙『平成12年度補助金調査結果表』(以下『結果表』という)のとおりである。以下、幾つかの集計、分析を試みた結果を示す。

(1) 集計した補助金の数 595件

(2) 部局別の集計

『結果表』の「結果の概要」のとおり、件数及び金額(平成12年度決算の総額)とも、農林水産部と健康福祉部の多さが目立ち、両部とその他の部局でほぼ3分されている。

ただし、農林水産部の場合、「一般財源」すなわち県費の割合は比較的小さく、その分国費の割合が大きいことがわかる。

(3) 経過年数

10年を超えて存続している補助金が約3割あり、「不明」分の約1割を加えると、相当数の古い補助金が存在している。

もっとも、補助金の内容が変化する場合がある。制度が拡充された場合は「創設年度」とするよう取り決めたが、すべてそのように回答があったかどうかについての検証まで行っていない。これを、徹底させるためには、現存の補助金の変遷を辿っていくことになる。

ここで注目すべきは、経過年数が「不明」であるものだけでなく、「〇〇年以上」と記入された補助金のことである。すなわち、補助金の始期が確定できていないことを意味する。

このことは、当該補助金についての初期情報(記録)が失われていることであり、発足時の状況、とりわけ趣旨・目的が曖昧になっている可能性がある。

ルーツを辿れない補助金は、留意する必要を感じる。

経過年数の長い5件は、以下のとおりである。(補助金名後の番号は『結果表』の番号 以下同様)

- ① 54年 災害応急救助費〔131〕
- ① 54年 農業共済事業事務交付金〔281〕
- ③ 53年 公立学校共済組合島根県支部運営費補助金〔590〕
- ④ 52年 信用保証協会基金補助金〔497〕
- ⑤ 51年 一般災害復旧事業費補助金〔371〕

(4) 終期の有無

約7割の補助金が、終期を設定されていない。終期を定めていない補助金の特長としてどのようなことが言えようか。

終期を定めている補助金の約3分の1は2000年度（平成12年度）に終期が設定されており、すでに2001年度（平成13年度）に、その運命は決している。全く廃止されたのか、形を変えて存続しているのか、気になるところである。

(5) 補助・単独の別

過半数（50.9%）が県単独の補助金である。

(6) 平成12年度決算

- ① 総額が多額な5件は、以下の補助金である。（金額単位：千円）

- ① 6,777,412 団体営農業集落排水事業〔359〕
- ② 4,368,290 老人医療給付費負担金〔168〕
- ③ 4,139,586 介護給付費負担金〔184〕
- ④ 2,913,920 県立病院一般会計負担金〔153〕
- ⑤ 2,603,945 しまね市町村総合交付金〔42〕

- ② 一般財源が多額な5件は、以下の補助金である。（金額単位：千円）

- ① 4,368,290 老人医療給付費負担金〔168〕
- ② 4,139,586 介護給付費負担金〔184〕
- ③ 2,898,226 県立病院一般会計負担金〔153〕
- ④ 2,151,846 しまね市町村総合交付金〔42〕
- ⑤ 2,073,655 児童入所施設等措置費〔219〕

(7) 最終交付先の数が多い5件は、以下の補助金である。

- ① 1,330 中山間地域等直接支払交付金〔297〕
- ② 1,263 がんばる島根農林総合事業費補助金〔270〕
- ③ 858 生涯能力開発給付金〔513〕
- ④ 499 中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業費交付金〔61〕
- ⑤ 250 島根県心身障害者扶養共済（年金給付金・脱退一時金・弔慰金・保険料）〔250〕

3. 『結果表』の活用

- (1) 各項目ごとに集計分析しただけでも、多くの情報を得ることができる。とともに、追加して情報を入手すべき

点にも気づく（前記2、(3)等）。

補助金の全容が把握されると、個別の補助金が全体の中でどのような位置を占めるか（たとえば、経過年数）がわかり、見直しの契機となりうる。

この『結果表』が各部署で十分に活用されることを期待する。

(2) 電磁情報の活用

① この報告書では、紙幅の関係もあり、調査項目全部を掲載していない。しかし、前記のとおり、調査結果は、未掲載分も含めて電磁情報として保存されている。これの活用も有益であると考える。

② 未掲載の項目に、補助金の「趣旨、目的」がある。

多くの補助金で用いられているのが、「……の振興」であったり「…の推進」といった抽象的な表現である。当該補助金の目的を明確にするためには、より具体的な「趣旨、目的」を掲げることが大切である。

また、「過疎」「中山間地域」「定住」「高齢者」等のキーワードで検索すると類似の補助金を把握することができる。

(3) 今後の課題

調査を実施してみて気づくこともある。前記(2)②のことは、既存データからの集計であるが、意識してそれぞれの補助金にキーワードが付されておれば、多角的な分類が可能となり、より効果的であったと思った。

中山間地域に関する補助金

「過疎」と「高齢化」は、島根県の抱える重要な問題である。

中山間地域はこの2つの問題が尖鋭に現れている地域であり、そこでは集落の崩壊が急速に進みつつある。

このような状況をうけて、県は中山間地域対策を「緊急課題」と位置づけ、中山間地域対策として、さまざまな補助金メニューを用意している。

ところで、今回の包括外部監査にあたっては、全補助金についての『結果表』を作成した。一覧表になっていることで、部署、部課を越えて比較検討をすることができる。

その『結果表』をながめていて目についたのが、農林水産部農業振興課の「中山間地域等直接支払交付金」（以下、『直接支払交付金』）と企画振興部定住企画課の「中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業費交付金」（以下、『集落100万円事業』）である。

この2つの補助金は担当部課が異なっているが、いずれも中山間地域対策として行われていること、対象地域、補助金額の規模、最終交付先の数が多いこと等、様々な点において共通していることが、『結果表』を一瞥することで見て取れた。

多くの共通点がある2つの補助金が、異なる部課を所轄課として、同じ「中山間地域対策」として行われていることに気づいたことが、この2つの補助金を実地監査の対象にとりあげた理由である。

補助金番号 61	名称 中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業費交付金
所 管	企画振興部定住企画課
① 目的・趣旨	崩壊・衰退が懸念される中山間地域集落の社会経済的機能、文化機能及び社会生活的機能等の維持・向上を目的とした様々な取り組みに対し、集落の活性化とともに中山間地域の有する公益的機能の維持・増進を図る。
② 根拠法令	中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業費交付金交付要綱
③ 交付先	市町村を通じて各集落または自治会に支出される。
④ 内容	地域資源を活用した特産品等の開発、集落営農等の推進、地域伝統芸能・行事の維持伝承活動、地域福祉ネットワークの創設（ミニデイサービスの開始等）、地域活動拠点の整備などの事業についての補助金である。
⑤ 事業開始年度 事業終期	1999年度より行われている事業で、2年経過している。 2001年度を事業終期としている。
⑥ 財源	県の財源（中山間地域活性化基金）だけの単独事業である。
⑦ 平成12年度決算額	平成12年度決算額は、499,000千円である。
⑧ 特記事項	平成12年度は、499の集落または自治会にそれぞれ100万円ずつ支出されている。

[『集落100万円事業』の概要]

1. 事業の概要

(1) 対象集落 (①～③の要件に基づき市町村が選定)

- ① 中山間地域活性化基本条例第2条の区域
- ② 当該集落の高齢化率（65歳以上の人口比）が35%以上
- ③ 集落維持・活性化のためのプラン（集落活性化プラン）の策定

(2) 集落活性化プランの策定

- ① 集落の現状と課題、将来ビジョン、具体的な取り組みの概要等を集落内の合意形成を図り策定する。
- ② 集落が策定したプランを県で承認し、市町村が認定する。

(3) 交付金の交付

- ① 1集落あたり100万円以内（県費 100%）
- ② 交付対象者：集落に基盤を置く団体、組織等
- ③ 実施期間：3年間（平成11～13年度）をかけ、全対象集落（1374集落）で実施

(4) 交付金を活用した取り組み（プランの実践）

- ① 交付金の使途、取り組み期間等は、特に限定しない。
- ② 複数の集落が一体となって交付金を持ち寄って取り組むことも可能
- ③ 非対象集落を含めた広域的な取り組みも可（ただし、交付金は対象集落のみ）

(5) 取り組み事例の報告・公表

- ① 集落は市町村に取り組み状況報告書を提出
- ② 市町村は県に実績報告を提出
- ③ 県はとりまとめのうえ公表

なお、県では、年度ごとに『策定された集落活性化プランの概要』を集約するとともに、その内容及び取り組み状況を県のホームページで公表している。

2. 実績

(1) 次表『圏域別取り組み状況一覧表』のとおり。

平成11年度及び12年度の累計では、事業対象集落総数1,374に対し、プラン策定集落数661で、策定率は48.1%である。

(2) 事例別分類

定住企画課は、①～⑤に分類して集計している。

- ① 産業興し的な取り組み……………137プラン
- ② 文化振興的な取り組み……………189プラン
- ③ 環境保全的な取り組み……………254プラン
- ④ 健康・福祉的な取り組み……………70プラン
- ⑤ 交流をテーマとした取り組み………121プラン

圏域別取り組み状況一覧表(平成13年3月31日現在)

総務事務所等	対象集落総数 A	策定集落数 B	策 定 率 B/A	プラン総数	対象集落単独	対象集落協同	そ の 他
松 江	60	31	51.67	29	27	2	0
木 次	166	73	43.98	67	52	3	12
出 雲	75	53	70.67	36	24	1	11
川 本	496	213	42.94	173	144	11	18
浜 田	249	118	47.39	76	53	10	13
益 田	278	151	54.32	107	83	12	12
隱 岐	50	22	44.00	21	20	1	0
合 計	1,374	661	48.11	509	403	40	66
H 11		139	10.12	112	89	10	13
H 12		522	37.99	397	314	30	53

補助金番号 297	名称 中山間地域等直接支払交付金
所 管 農林水産部農業振興課	
① 目的・趣旨 平地に比べ生産条件が不利な中山間地域等における農用地の耕作放棄を防止することにより、洪水防止、水源涵養等の多面的機能を維持する。	
② 根拠法令 中山間地域等直接支払交付金実施要領	
③ 交付先 市町村を通して各中山間地域の農業者等に支出される。 中山間地域に所在する集落の代表者が受領者である。	
④ 内容 中山間地域で協定に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等に支払われるものであり、耕作放棄の原因となる生産条件の不利性を直接的に補正するものである。	
⑤ 事業開始年度 2000年より行われている事業で、1年経過している。 事業終期 2004年を事業終期としている。	
⑥ 財源 国が33%から50%を出し、県が25%から33%を出し、市町村が25%から33%を支出する事業である。	
⑦ 平成12年度決算額 平成12年度は、国費からの補助金に県の一般財源からの441,244千円を加えた総額1,306,234千円が各市町村に支出されている。	
⑧ 特記事項 平成12年度は、1,330の集落等に対して交付されており、平均すると1集落あたりにそれぞれ国費と県費及び市町村費を合わせて約130万円が交付されている。	

〔《直接支払交付金》の概要〕

1. 事業の概要

(1) 対象地域

5法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法）指定地域及び知事特認地域である。

(2) 対象農地等

5法指定地域及び知事特認地域等における急傾斜地等に区分された水田、畑、草地、採草放牧地の農用地（国、県、市町村の負担割合は細かく規定されている）

(3) 対象行為等

農業生産活動等に加え、多面的機能につながる行為の実施（集落協定又は個別協定の締結を要件とする）

(4) 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う者（小規模農家、農業生産組織等も含む）。

(5) 交付金の交付

① 単価

この制度は基本的に平地と中山間地の生産に関する経費の差額を補填しようというので、経費差額の80パーセントを交付する方針である。

交付額算定にあたっては、経費差額をもとに、農地の種類、傾斜度合（2段階）に応じて10a当たりの交付金単価を設定している（ただし、1戸当たりの受給総額の上限は100万円）。

〔10a当たりの交付金単価〕

水田 傾斜1/20以上： 21,000円 1/100～1/20未満： 8,000円

畑 15度以上 : 11,500円 8度以上15度未満: 3,500円

- ② 県では、半分以上は集落で使用するよう指導を行っている。
- ③ 5年間交付される。

2. 実績

(1) 平成12年度取組状況

『平成12年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について』と題して、平成12年度の取組状況を取りまとめて、公表されている。次表は、そのうち、圏域別に抜粋して集計したもの。

島根県では、平成16年度までの見込農用地面積14,796haに対し、約8割にあたる11,564haで実施されている。

面積を基準にした実施率では、島根県は高率である。また、交付対象面積としては、全国で第7位とのことである。

(2) 事例紹介

平成13年5月、『中山間地域等直接支払制度協定事例集』(以下『協定事例集』という)をまとめ、37事例を紹介している。

平成12年度 圏域別一覧表

農林振興センター	見込農用地面積ha A	協定締結済面積ha B	締結率 B/A	平成12年度交付額千円	協定件数	1協定当たり額千円
松江	1,585	1,258	79.37	210,259	185	1,137
木次	5,288	4,743	89.69	736,110	394	1,868
出雲	723	610	84.37	99,581	95	1,048
川本	3,320	2,484	74.82	387,845	292	1,328
浜田	1,485	1,103	74.28	165,783	190	873
益田	1,624	1,009	62.13	125,076	153	817
隱岐	773	357	46.18	22,842	21	1,088
合計	14,796	11,564	78.16	1,747,497	1,330	1,314

*交付額は、国費、県費、市町村費の合計額である。

〔両制度の比較〕

1. 共通点と相違点

2つの補助事業を比較してみると、以下のような異同がある。

I. 共通点		
① 最終交付先が多い。		
② 最終交付先の事業内容には一定程度の枠組はあるものの厳しい条件はない。		
③ 市町村経由の補助金である。		
④ 比較的最近始まった補助金で、事業期間が設定されている。		
II. 相違点		
	«直接支払交付金»	«集落100万円事業»
① 財源	国補事業 国：33%～50% 県：25%～33% 市町村：25%～33%	県単独事業
② 対象地域	5法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法）指定地域及び知事特認地域	中山間地域活性化基本条例（以下、単に「条例」という）第2条の区域
③ 補助対象者	・対象区域内の農家や農業生産組織等が対象（ただし協定を結んでいることが条件） ・傾斜農地耕作者（組織）が対象 ・非農業者は対象外	・対象区域内で高齢化率が35%以上の要件を満たす集落が対象 ・集落、自治会が最終交付者なので、交付を受けた集落または自治会に属する全住民が対象
④ 交付回数	5年間交付される。	1回限り交付される。

2. 両補助金における事例比較

前記『協定事例集』で紹介された事例と同じ集落と思われるものを『集落活性化プランの概要』から抜粋してみた。共通する集落は、以下の10例である。

	A <直接支払交付金>			B <集落100万円事業>		
	市町村・集落等名	戸数	備考	市町村・集落名	戸数	備考
1	金城・徳田上集落	8戸		金城・徳田上集落 金城・徳田中集落	9戸 11戸	Aも使う
2	益田・中間集落	17戸		益田・下城九郎外11 うち中間集落	7戸	Aも使う
3	江津・金口ふれあい振興クラブ	12戸	Bも使う がんばるも	江津・金口集落	18戸	
4	三隅・大谷集落	36戸		三隅・大谷集落	42戸	
5	邑智・滝原集落	12戸	Bも使う	邑智・滝原上集落	27戸	
6	津和野・野中集落	12戸		津和野・野中集落	14戸	
7	邑智・酒谷下集落	24戸	Bも使う	邑智・酒谷下集落	28戸	
8	旭・大石谷集落	12戸		旭・大石谷集落	16戸	Aも使う
9	温泉津・横道集落	31戸		温泉津・横道集落	34戸	
10	西郷・西村地区	53戸		西郷・西村集落	93戸	

* 4と6の事例の内容は、別表B及びCに掲記している。

〔問題点と意見〕

1. 事例を比較、分析することの必要性

前記のとおり、『集落100万円事業』では平成11年度及び12年度で合計509の集落活性化プランが策定され、『直接支払交付金』では1,330もの協定が締結されている。中山間地域における自主的な取組の貴重なデータということができる。

それぞれについて、前記のとおり一定の集計はなされているが、本格的な効果測定にまで至っていない。現在、追跡調査がなされようとしているが、以下の点にも留意して掘り下げるべきと考える。

(1) 本来の目的を押さえることを忘れない。

『直接支払交付金』の本来の目的は、「耕作放棄地」の防止である。しかるに、前記『協定事例集』では、この観点からの取組についてほとんど紹介されていない。今後の調査で取り組まれるものであろうが、端的明快に「耕作放棄地」の防止の効果を究明する必要があると考える。

(2) 事例に現れた実情をもとに、中山間地域のニーズを着実に把握する。

『集落100万円事業』のプラン事例を一覧すると、集会所（公会堂）の新改築、修繕あるいは備品の整備に関する取組が目立つ。集会所は、集落における活動拠点として重要であることが示されているものと考える。

そうであれば、集会所の実態がどうであるか、様々な観点から分析していくことが有用であると考える。

(3) 集落を単位として「名寄せ」する。

『集落100万円事業』では、交付先を既存の「行政集落」（高齢者率等による絞りはあるが）として、補助対象

集落のすべてを把握している。

これに対し、『直接支払交付金』は、国の補助制度であり、そこで設定された基準は「傾斜農用地」であって、交付先も農業者等に限られているため、直接的に「集落」を単位に把握されることは予定されていない。

確かに両制度では、同じく中山間地域に関する補助金であっても、目的、趣旨に違いがある。しかし、紹介事例にあるとおり、現実には『直接支払交付金』においても、協定は既存の「集落」を核として締結されており、やはり中山間地域における基本的な単位としての「集落」を把握せざるを得ない。

そうであれば、ある「集落」が両方の補助金を受入れているか、一方だけなのか、対象地域にありながら両方とも受けていないか、ということは、補助金の効果を具体的に見定めるため重要な要素といわなければならない。

この補助金の末尾に、三隅町大谷集落と津和野町野中集落の2例における具体的な事例を掲記した。前者では、両制度の違いが明確に反映されているが、後者の場合、外形上はほとんど同じような取組にみえる。

材料にはこと欠かない。このように事例を1つ1つ照合することによって、両補助金がどのように使われ、どのような効果に結びつくのか地道に検証していくことが肝要である。

なお、集落の重なり具合を照合する場合、既存の「行政集落」を基本として名寄せした方が整理しやすいと思われる。そのためには、『集落100万円事業』で把握されている集落情報を『直接支払交付金』に活用すべきと考える。

2. 中山間地域に関する他の補助金制度との調整・連携の必要性

『集落100万円事業』と『直接支払交付金』の連携と調整は、実施にあたって各総務事務所単位で各地域の中山間地域対策関係担当者（農林振興センター、健康福祉センター等）が集まって協議の上で事業を進める、という形で県庁内で横断的に他部署との連携を取っているとのことであった。

さらに他の補助事業との連携についても、『直接支払交付金』をはじめ、農林水産部の「がんばる島根農林総合事業」（以下、『がんばる』と略す）等、連携できるものは連携するとの方針で行っているとの回答であった。

前記の紹介事例の中には、『がんばる』も含めた具体的な連携事例があることがわかっており、個別的な事案において工夫が凝らされ、「実」をあげていることは評価に値する。

この場合に「集落」単位だけでの把握でよいかどうか断言できないが、要は交付実態を立体的に把握するという発想が重要と考える。

3. 当該補助金の評価

2つの補助金について、現段階において本格的な効果測定がなされていないので、当該補助金の効果については今後の課題である。

ただし、『集落100万円事業』では、その緊急対策故に、できるだけ多くの対象集落がこの補助金の交付を受け、集落内での自主的な話し合いを促す切っ掛けとなったことは、短期的な効果としては評価するに吝かではない。

また、『直接支払交付金』についても、農業者個人の所得保障的色彩のある試みとして、その推移を見守る必要があると考える。

4. 中山間地域問題の核心部分の把握と対策

中国地方中山間地域集落に関する優れた報告書を知った。島根県中山間地域研究センター作成の『平成10年度調査研究報告書』である。

この報告書を「優れた」と評するのは、中山間地域の実情を極めて明快に分析していることによる。すなわち、『行政集落』が（中山間地域における）住民生活の基礎単位であると同時に、機能面でも実態に則していると位置づけることができる」と、調査の対象としての集落として『行政集落』を見据えた上、中山間地域を長く支えてきた「主力世代」が60～74歳（平成10年時点）であると喝破している。そして、その世代も10年以内には、支える立場から支えられる立場へ大きく移行する、と憂慮している。

まさに、中山間地域対策が待ったなしの喫緊の課題であることが、この報告書を読むことによって得心できる。「主力世代」が元気なうちに、地元で後継する世代の目処が立つか、それとも別の方法（他からの流入の奨励策など）をとるか、難題ではあるが、このように問題の核心部分が把握できれば、方策の立てようがあろう。

«集落100万円事業»にしろ«直接支払交付金»であっても、せっかく莫大な公費を投じて中山間地域に関する貴重なデータが収集できたわけであり、着実に効果測定をした上、その結果を次の施策に生かすことを期待したい。

5. 交付金の交付手続上の過誤事例

«直接支払交付金»の交付額は一農業者当たり100万円を超えてはならないと規定されているが、実地監査の過程で、上限額を超えて交付されているものが1件見つかった。

この過誤が見つかったのは、県が、国からの指示とは別個に（«直接支払交付金»は国補事業）、過誤が発見しやすいように県独自に集計上の工夫をして、最終交付先の明細一覧表を作成しており、それによって金額をチェックできたからである。包括外部監査人としては、県のこのような努力を積極的に評価したい。

さらに、過誤であるとの指摘に対しては、県は、過大交付であったとして速やかに返還手続をとり、同時に全件について同じ過誤がないかどうかの再検査も行った。

のみならず、今後の対策として交付申請書の添付資料の様式に受給上限額や構成員などを明示し、平成13年度に作成される交付手続に関するチェックリストに受給上限額の確認欄を追加して過誤防止のための改善が実施されたことを報告しておく。

別表B 事例〔三隅町大谷集落の場合〕

① ≪集落100万円事業≫における集落活性化プランの内容

三隅・大谷集落 戸数：42戸 高齢者数：59名 高齢化率：44%

プラン名『みんなの手で里づくり』

プランの概要

集会所の備品を整備し集落の緊急避難場所・憩いの場としての機能を高め、また、文化財・史跡を含む集落案内板やゴミ集積場などの周辺整備を行うとともに、野菜等の集出荷場を整備し農家収入の向上を図り、集落の活性化を目指す。

○集会所の周辺整備（周辺舗装、ゴミ集積場の整備、集落案内板の設置）

○集会所の備品整備（テレビ等） ○集出荷場建築（予冷庫）

○高齢者健康教室の開催 ○独居世帯への給食サービス

○伝統行事（大行司祭、田囃子等）の継承

② ≪直接支払交付金≫における協定の内容

集落一農場を目指して〔制度の有効活用にむけて〕

ここでは、「八幡の郷」として、集落営農の体制強化に併せ、地域資源（農地荒廃防止解消作目）の活用を図る中で農地の保全対策に取り組んでいる。

1. 仕組づくり ～～～営農集団八幡の郷～～～

(1) この集落は、以前集団転作（丹波黒大豆のブロックローテーション）に取り組んでいたが、4ブロック1巡したため、営農活動を中止していた。このたびの中山間地域等直接支払制度の取組みに合せ、「営農集団八幡の郷」を設立し、組織の中に水稻生産部（機械の共同利用、農地の管理）と作目生産部（メロン、花卉、ホーレン等の施設作物、楮、花ハス、イチジク）等の専門部を設け農地保全と生産振興に取り組んでいく。

(2) 協定内農業者の中には、勾配が足りず交付金の対象に該当しない農業者所有の農用地がある。そのため、共同取組み活動の中より、維持管理費を交付し共に地域の農地保全に当っている。

(3) 農地、特に水田の管理について、機械利用組合を設け、作業受託、賃貸借を進める中で集落の農地保全対策を行っている。

2. 村づくり活動 ～～～作物の生産振興～～～

(1) 従前より作られていた楮の栽培推進について、特に山裾の畠地及び休耕地の活用と保全を図るため協同作業・共同出荷を行う体制が整備され、荒廃防止解消作物として、生産拡大する考えである。

(2) 当集落には、施設作物として、メロン、ホーレン、花卉の他、露地菊、花ハス、イチジク等多種多様な作物が栽培されている。これらについて、集荷場所がないこと又、少量、規格外のため、共販出来ないものがある。その活用を図るため、現在、集荷所の整備に併せ、高齢者・女性に呼びかけ、家庭菜園出荷グループを育成し、町の青空市への出荷を計画している。

（参考）協定農地：25ha 戸数：36戸

別表C 事例〔津和野町野中集落の場合〕

① «集落100万円事業»における集落活性化プランの内容

津和野・野中集落 戸数：14戸 高齢者数：22名 高齢化率：56%

プラン名『野中里山構想』

プランの概要

地域にある自然資源（里山、果樹園、遊休農地等）を有効活用することにより「21世紀型の都市・農村交流」を推進する。また、21世紀を担う子ども達の総合学習の場として地域の資源を提供することにより、この地区を人材育成の拠点とする。

○里山整備（広葉樹の森整備、自然観察路の整備など）

○総合学習の場としての「森の学校」開催 等

○都市と農村の交流活動推進（観月会等の開催、体験農園の開設など）

② «直接支払交付金»における協定の内容

豊かな里山を癒しの場に～野中里山俱楽部の挑戦～

～「野中里山俱楽部」の誕生～

野中集落は、集落の持つ地域（自然的、人的、歴史的）資源を活用し、「住んでいる人々が心豊かに暮らせる地域づくり」を目指すと共に、都市住民に「癒しの場」「学習の場」として提供するために「野中里山俱楽部」を平成11年8月に発足させた。

～野中里山構想～

野中里山俱楽部は、地区の中心に位置する高郷山（通称 内美富士）周辺約40haにおいて、拠点推進ゾーン、フィールドミュージアムゾーン、観察体験ゾーン、休養癒しのゾーンなどを整備して、生産拠点、総合学習の場、都市と農村交流拠点としての地域づくりを目指している。

～多面的機能の増進活動～

環境保護活動

ビオトープとして休耕田へ池を造成し、柳（約30本）の植栽、水草（蓮等）の移植、魚の放流、蛍の増殖を行う。

都市交流活動

- ① 「森の学校」を開催し、町内外の会員と共に自然学習会や農林業体験学習会等を実施している。
- ② 「森の学校」の活動の場となる雑木林2haを「みんなの森」として集落の力で整備した。
- ③ 自生山菜の移植により山菜園を設置した。
- ④ 「みんなの森」への道沿いに桜（300本）を植栽した。

～中山間地域等直接支払交付金の活用～

現在までに集落の活性化に向けた取り組みを行ってきているが、これらの活動を継続・発展させていくために交付金を有効に活用する。

さらに、現在2戸程度が農業機械の共同利用を行っているが、これを集落全体に拡大するため生産組織を立ち上げ、共同利用機械の購入費に充てる。将来的には、農作業の共同化を進めていくこととしている。

(参考) 協定農地：4ha 戸数：12戸

農林水産部総務管理課の補助金

〔補助金の概要〕

農林水産部総務管理課には、補助金『結果表』の番号269と270がある。そのうち、がんばる島根農林総合事業費補助金をとりあげた。

補助金番号 270	名称 がんばる島根農林総合事業費補助金
① 目的・趣旨	農業者や集落などの自主性・計画性に基づいた意欲ある取り組みに対し積極的な支援を行い、米、園芸、畜産の3部門のバランスのとれた農業に再構築していくとともに、地域の立地条件を生かした特色ある農業の振興と地域の活性化を図ることを目的としたものである。
② 根拠法令	がんばる島根農林総合補助金交付要綱
③ 交付先	市町村に支出する。さらに市町村を通して農協、認定農業者、生産者団体等に支出される。
④ 内容	意欲ある取り組みであれば、事業内容や交付先に細かな制限を設けず支出される補助金である。
⑤ 事業開始年度 事業終期	1998年度（3年経過） 2001年度
⑥ 財源	全額県費による補助金である。
⑦ 平成12年度決算額	県一般財源から 1,656,601千円
⑧ 特記事項	平成12年度は、1,263件の事業に支出されている。

1. 交付手続の概要

別表Dのとおり

2. 事業内容と実績の概要

(1) 事業内容

この補助金の対象事業メニューは、事業内容等の違いにより以下の①～③に区分される。

③は、県知事が特に認めた事業に適用される。対象となる事業は、相当広範にわたっている。

① 実践活動支援事業

- ア 集落活動支援事業（集落の生産活動や集落活性化のための検討、研修、交流等の実践活動）
- イ 生産活動支援事業（生産活動を推進するための調査、検討、研修、労働力補完等の実践活動）
- ウ 環境にやさしい農業支援事業（有機農業等の実践者の育成や家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための実践活動）
- エ 農地等流動化促進事業（一定期間以上の利用権設定等に伴う水田の初年度生産安定化の経費やぶどう園りース料の助成）

② 生産施設等整備事業

- ア 地域づくり整備事業（生産活動や交流活動等を通して集落活性化を図るための生産基盤、集落環境、施設・機械の整備）
- イ 担い手活動条件整備事業（新規就農する若い農業者や、女性・高齢者の活動促進を図るための施設・機械

等の整備)

- a 若い農業者施設機械整備事業
- b 担い手女性活動条件整備事業
- c 高齢者活動条件整備事業

ウ 生産振興事業（米、園芸、畜産、特用林産等の生産振興を図るための施設・機械等の整備）

エ 環境にやさしい農業条件整備事業（有機農業等の実践や家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設・機械の整備）

- a エコロジー農業条件整備事業
- b 有機質資源リサイクル条件整備事業

③ 特認事業（農山漁村が連携した活性化のための事業や国補事業への県費継ぎ足し）

(2) 実績（平成12年度）

7つの農林振興センターごとに集計した実績概要は、別表Eのとおりである。

(3) 農業施設・機械の購入

実地監査を行った出雲農林振興センター（以下「出雲C」という）及び川本農林振興センター（以下「川本C」という）のいずれにおいても、パイプハウス等の農業施設やコンバイン等の農業機械の購入を申請する事例が多くみられた。

メニューの一つであり主にハード事業に対する補助を目的とする「生産施設等整備事業」による状況は、下表（補助対象として機械・施設の割合の多い「担い手活動条件整備事業」「生産振興事業」を集計）のとおりである。

がんばる事業の補助対象事業総額に占める上記事業の割合は、出雲Cで約54%、川本Cで約83%となっている。

事業主体である、認定農業者や集落組織、高齢（女性）農業者グループなどが補助金を使って農業機械等を購入した相手先は、農協関係が出雲Cで約61%、川本Cで約43%（いずれも金額ベース、以下同）となっている。

また、価格（事業費）決定の方法は、入札により決定した場合は、両センターとも8%前後で（事業主体は市町村の場合が多い）、それを除いてはほとんどの場合が3者見積により決定されていた。

単位：%

	購入先		価格決定方法		
	農協関係	その他	3者見積	入札	その他
出雲C	60.7	39.3	82.0	7.5	10.6
川本C	43.2	56.8	73.0	8.7	18.4
平均	55.7	44.3	79.4	7.8	12.8

(4) ビニールハウスの修繕費については、この補助金の使用を認めていない。

(5) 特認事業((1)の③の事業)について

① 特認事業は、現在は、出雲農林振興センター管内でのみ実施されている。

② 同センター管内で行われている特認事業は、国の補助事業である経営構造対策事業に県費と市町村の補助金を上乗せして実施する事業である。

③ 補助金の負担割合

国12分の6、県12分の1、市町村12分の1の割合である。県の12分の1が当該「がんばる島根農林総合事業費補助金」から支出されている。

補助金を合計すると、総事業費の12分の8（=3分の2）が補助されることになる。

3. 補助金の特色

(1) 県単独事業

財源が特認事業を除いてすべて県費であるので、国の補助事業や、国の補助金に県費を上乗せして支出するいわゆる「継足」事業と比較して、県で独自の創意工夫ができるものである。

(2) 「総合的」補助金

① この補助金は、ハツラツ集落魅力農村づくり事業、若い農業者施設機械整備事業、女性・高齢者生産支援事業、農業担い手育成確保事業、いきいき園芸産地づくり事業、転作作物定着化事業、和牛施設整備事業、酪農施設整備事業、及び森の恵み育成事業の9つを1つにまとめたものである。

② 従来型の補助金では、事業を細分化したメニューの一つ一つに金額的な枠が設定されていた。

しかし、この補助金では、対象事業メニューが極めて多岐にわたっているが、ソフト事業とハード整備の連携を図ること等を目指したこともあり、一つ一つの事業に金額的な枠を設定せず、この補助金の総枠の範囲内で弾力的に配分することができるようとした。

この意味で「総合的」といわれる。

(3) 事業認定等の権限を各農林振興センターへ委譲していること

交付手続上、この補助金の事業認定等の権限は、県の機関である、県内7つの各農林振興センターに委譲されている。

そのため、各農林振興センターでは、各地の実情に合わせて、優先順位の高いものから柔軟かつ機動的に対象事業を採択することができる。

(4) 市町村を通じて、最終的に多数の事業主体に交付されていること

この補助金を県から直接受けとるのは、市町村である。

市町村では、最終的な受け手である事業主体からの要望をとりまとめて各農林振興センターに申請する。

平成12年度実績では、補助金総額1,656,601千円に対し最終的に補助金の交付を受けた者は1,263件、1件あたりに平均すると1,312千円である（別表E参照）。

なお、補助事業によっては、市町村からも補助金が出ており、最終交付先の負担額は、さらに少なくなっている。

(5) 狹い

補助金の目的は、「自主性・計画性に基づいた意欲ある取り組みに対し積極的な支援」であり、その採択にあたっては、「新規性」と「モデル事業」ということにも重点がおかかれている。

本気でやる気のあるところを応援したいという観点で交付している。

〔問題点と意見〕

1. 農業機械購入補助

(1) 汎用作業機械（トラクター等）の購入補助

この補助金では、汎用作業機械の購入を補助対象としている。

ところで、国は、「トラクターその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。」（農水事務次官通知（昭和57年4月5日 57予第401号農林水産事務次官依命通知 改正平成9年4月1日 9予第216号）としている。

上記通知で汎用作業機械を補助対象としない理由は、目的外使用の防止などを通じ施策目的に沿った計画を担保するためである、というのが県（総務管理課）の理解するところのようである。したがって、生産振興を図るために作業用機械の利用が欠かせないものであり、汎用性のある農作業機械であっても生産拡大上導入効果の大きいものについては、この補助金の対象とする、と説明されている。

しかし、上記通知を素直に読めば、「汎用作業機械」はあくまでも「個別経営になじむ機械」の例示にすぎない。「個別経営になじむ機械」を補助対象外とするのは、個別経営の機械購入を支援すること（個別の事業主体

の所得保障となること)が「公益上の必要性」にそぐわないことを意味するようと思える。

したがって、当該補助金支出が個別の事業主体の所得保障になるのではないかと懸念される場合には、補助金の交付は手控えるべきであろう。なおかつ汎用機械購入に関して何らかの支援が必要ならば、融資制度で代替すべきと考える。

(2) 購入価格の決定方法と合理性

補助金額は、農業機械の購入価格に基づいて決定される。

ところが、農業機械の購入価格は、前記のとおり、入札の方法で決定するのが僅か8%程度に過ぎず(その大半は、最終交付先が市町村の場合である)、圧倒的に3者見積によって決定されている。

入札は、妥当な価格を得る上で優れた方法である。もとより、すべてこれによるのは手続の煩瑣等もあり実際的ではないが、一定額以上の多額なものについては、補助金交付に際し入札によるとの条件を付すことを検討されてよいと考える。

また、3者見積による場合には、その中の最低価格に基づいて補助金額が決定されているが、こうして決定された購入価格が果して妥当な価格なのか、余分に補助金が交付されていないかについて、検証する必要があると考える。

県は標準的な値引率などの情報を調査し、適正な値段を正確に把握した上で、妥当な補助金額を算出するよう努めるべきである。

(3) 中古品の購入除外について

この補助金は新品の機械の購入に限られ、中古品の購入は除外されている。

除外する理由としては、単純に「最新鋭」の機械イコール生産性の向上が考えられる。しかし、性能面が保持されていれば中古品でも問題はないはずであるから、中古品の購入を制限する合理的な理由とはならない。

中古機械は新品よりも当然安いので、中古品の購入にも補助金が支給されるならば、限られた補助金の予算枠でより多くの事業者が補助金を利用することが可能となる。また、リサイクルの観点からも積極的に検討されてよいと考える。

したがって、現行制度上、中古機械の購入に補助金が支給できないのならば、制度を改善して中古品購入にも補助金が支給できるようにすべきである。

2. 効果測定について

「総合的」補助金は、比較的柔軟かつ迅速に対応できる利点がある反面、効果目標を定めずに実施されると拙速となるおそれがある。着実に効果測定をすることが肝要であると考える。

各補助金メニューの効果測定について、県でもその必要性は認識されているが、その方法や基準が確立されていないようである。

効果測定の方法としては、より具体的な数値で表せるいくつかの項目を設定することが考えられる。例えば、「作業時間」という項目を設定すれば、機械の買換えに補助金が支給された場合、新旧の機械の作業時間を比較することで、効果を測定することができる。また、作業時間の短縮によって、どれだけ生産性が向上したかも測定することができる。さらに、補助金を支給した集落全体について、余剰時間を他の農業生産にどれだけ振り向けられたかを測定することによって農業生産力の向上の度合いを測定できる。

県において、より適切な効果測定の方法と基準が確立されることを期待する。

3. 特認事業について

出雲農林振興センターで実施された特認事業は、補助率の高い、いわば手厚い保護を受けているものであり、その分補助金投入の効果が期待されるべきものである。

しかるに、当該特認事業の効果測定の手掛かりとしては、事業認定の際に国から提出を求められた費用対効果の事前予測があるが、これは、投資効率が1以上(効果額が総事業費を上回ればよい)であれば国の補助事業とされ、

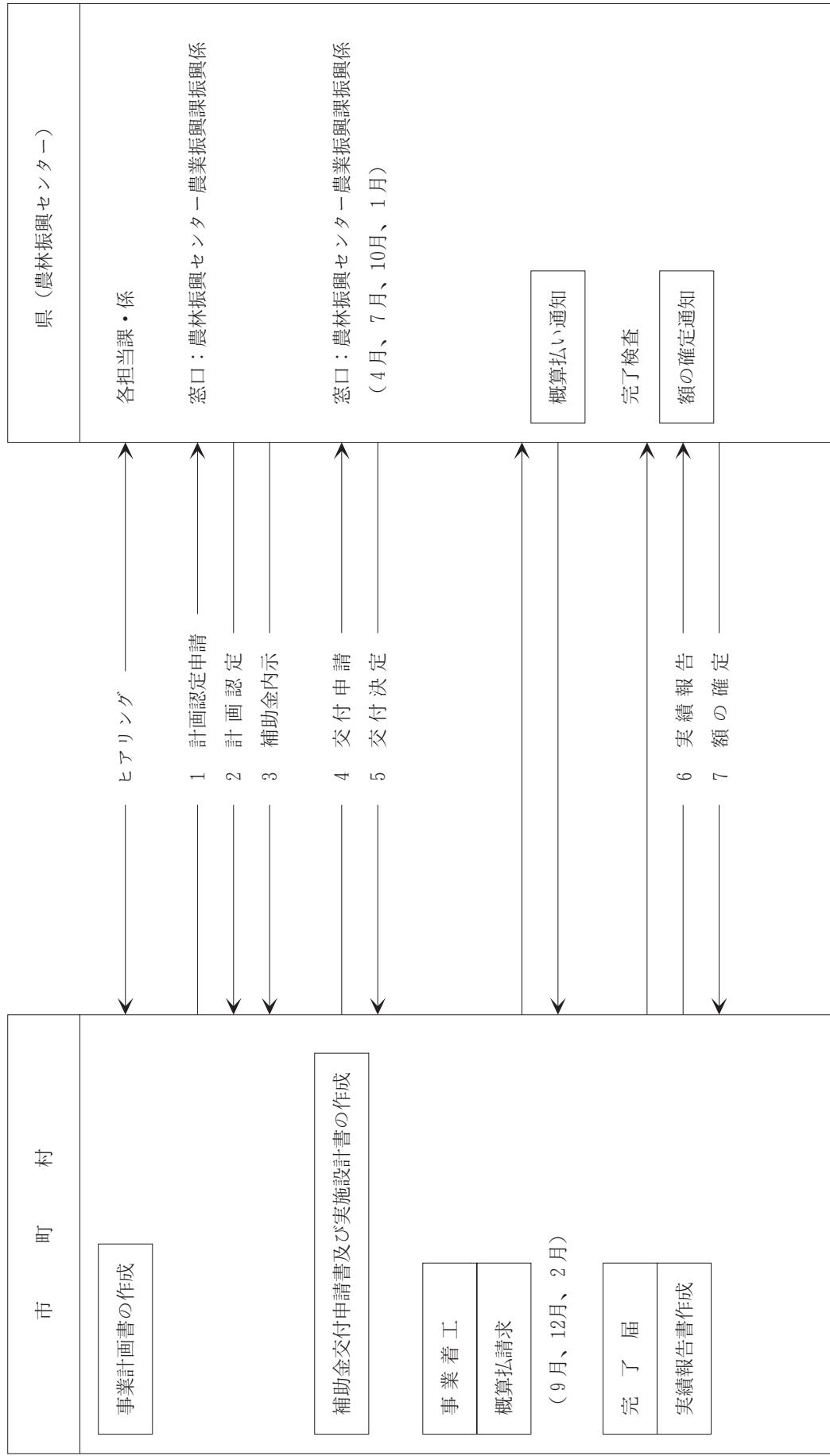
達成すべき効果のハードルは低いように思える。

この補助金に対し県が継ぎ足す趣旨は、経営構造対策事業（国庫補助事業）の中でも、特に農業生産の拡大に寄与するものに限った助成で、その生産施設の機能が増えることによる費用増加分への対応であって、もとの事業自体の助成とは異なることのようではある。

しかし、いやしくも県費が出ているからには、県独自に、当該補助金交付が農業生産性の向上につながったかどうか等の効果測定を行うことに無頓着であってはならない。効果測定をした結果、農業生産性の向上につながっていないことが明らかになった場合、当該特認事業への助成を継続するかどうかについて厳格な判断を下すことに躊躇すべきでない。

県主導で「柔軟・迅速な対応」を標榜する「がんばる」補助金の中で、このメニューだけが異質な印象を受ける。

別表D 补助事業の実施手順



別表E 平成12年度がんばる島根農林総合事業実績概要（確定版）

(32) 平成14年4月30日

上段：事業費
下段：県費補助金
（金額単位：円）

事業内容		松江	木次	出雲	川本	浜田	益田	隱岐	計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数		
実践活動支援事業	3	1,400,000 700,000	5,300,000 2,650,000	— —	— —	— —	6	2,640,000 1,320,000	2,295,000 1,147,000		
生産活動支援事業	14	9,778,988 4,865,000	6,537,772 3,268,000	5,701,335 2,751,000	11	12,972,558 6,348,000	4	325,720 160,000	8,434,188 3,628,710	2,120,000 600,000	
環境にやさしい農業支援事業（新規）	1	723,206 359,000	1,000,000 500,000	— —	— —	— —	—	— —	— —	56	
農地等流動化促進事業	18	4,876,200 2,438,050	751,300 375,650	23,325,790 11,662,895	1	212,160 106,080	1	389,340 194,670	582,170 291,085	460,000 230,000	
地域づくり整備事業	6	50,180,000 26,588,000	40,000,000 23,333,000	3	8,429,000 3,949,000	4	35,570,370 19,826,000	81,112,000 40,209,000	178,273,420 91,968,000	18,861,920 8,993,000	
担い手女性活動条件整備事業	—	— —	— —	2	4,007,957 1,618,000	1	714,000 357,000	— —	52,925,000 26,766,000	— —	
担い手活動条件整備事業	4	1,357,461 677,000	1,516,830 758,000	— —	2	748,020 373,000	2	3,750,000 1,875,000	— —	— —	
高齢者活動条件整備事業	42	28,403,876 10,334,000	50,595,682 19,922,000	30	18,580,407 6,864,000	56	31,540,313 12,965,000	14,174,794 5,314,000	25,811,655 10,427,000	17,839,980 5,699,000	
農産振興事業	59	281,835,451 107,102,000	205,142,990 74,553,000	58	250,509,864 97,413,000	61	147,690,993 55,014,000	49,019,305 12	58,749,387 19,260,000	40,216,705 22,131,000	
園芸振興事業	84	215,341,889 82,474,000	132,932,418 63,069,000	52	577,144,169 235,226,000	51	168,966,613 79,269,000	56,680,194 21	198,149,365 26,536,000	13,896,804 96,104,000	
畜産振興事業	13	45,662,413 17,300,000	101,275,904 45,002,000	20	76,012,272 31,776,000	12	9,667,000 204,600	21,075,945 2,551,500	522,408 242,000	54,235,379 23,816,000	
特用林崖振興事業	5	4,501,658 1,874,000	6,752,340 2,795,000	3	68,000 1	1,275,000	7	4,934,000 10,630,000	25,404,006 4	449,400 187,000	
環境条件整備事業	—	— —	— —	—	— —	—	— —	— —	— —	— —	
農業条件整備事業	2	30,208,269 11,061,000	55,413,959 26,238,000	11	104,179,513 48,573,000	6	29,494,335 14,743,000	4,902,051 2,451,000	— —	— —	
特認事業	—	— —	— —	—	3	661,788,750 55,147,000	— —	— —	— —	3	
合計	251	674,269,411 265,772,050	607,219,195 312,463,650	232	1,729,883,657 495,047,895	159	451,536,807 199,943,080	221,399,454 84,101,175,670	605,204,570 172,287,081,795	104,642,030 53,45,117,000	4,394,155,124 1,263,1,656,601,140

号外第62号

商工労働部企業振興課の補助金

〔補助金の概要〕

商工労働部企業振興課には、補助金『結果表』の番号479から490がある。そのうち、企業立地促進助成金と拠点工業団地立地促進補助金の2件をとりあげた。

補助金番号 488	名称 企業立地促進助成金
① 目的・趣旨	企業振興課の当該補助金に関する目的・趣旨に関する回答によれば、「企業の立地を推進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与する」とある。
② 根拠法令	島根県企業立地促進条例
③ 交付先	県より立地計画認定企業に直接支出される。 企業が当該補助金を受けるためには、認定委員会の審議に基づいて島根県より認定を受けなければならない。
④ 内容	認定を受けた企業が一定の人員の雇用及び設備投資を行った場合に、当該企業に対して支出される補助金である。
⑤ 事業開始年度 事業終期	1961年より行われている事業で、40年経過している 事業終期は定められていない。
⑥ 財源	全額県費による補助金である。
⑦ 平成12年度決算額	県一般財源から 1,932,554千円が支出されている。
⑧ 特記事項	平成12年度は、5件の事業に支出されている。

補助金番号 489	名称 拠点工業団地立地促進補助金
① 目的・趣旨	企業振興課の当該補助金に関する目的・趣旨に関する回答によれば、「県営工業団地を分譲取得した企業に対して、一定の補助を行うことにより、条件である雇用の拡大を図るとともに、同団地の分譲促進を図る」とある。
② 根拠法令	拠点工業団地立地促進補助金交付要綱
③ 交付先	県より県営工業団地取得企業に直接支出される。 企業が当該補助金を受けるためには、県営工業団地を分譲取得していることが前提となる。
④ 内容	県営工業団地を分譲取得した企業によって、雇用の拡大が図られたことを条件に、当該企業に対して支出される補助金である。
⑤ 事業開始年度 事業終期	1996年より行われている事業で、5年経過している。 2005年度を事業終期としている。
⑥ 財源	全額県費による補助金である。
⑦ 平成12年度決算額	県一般財源から89,939千円が支出されている。
⑧ 特記事項	平成12年度では、石見臨空ファクトリーパークへ進出した1社に対して、土地取得費の20パーセントが補助されている。(この補助金適用の第1号である)

1. 「企業立地促進助成金」関係

(1) 制度の変遷

昭和36年(旧) 島根県工業開発促進条例 施行

製造業の工場新設・増設を助成

昭和46年 島根県工業開発促進条例 施行(旧同条例の廃止)

製造業の工場新設を助成

平成4年 島根県企業立地促進条例 施行(現条例)

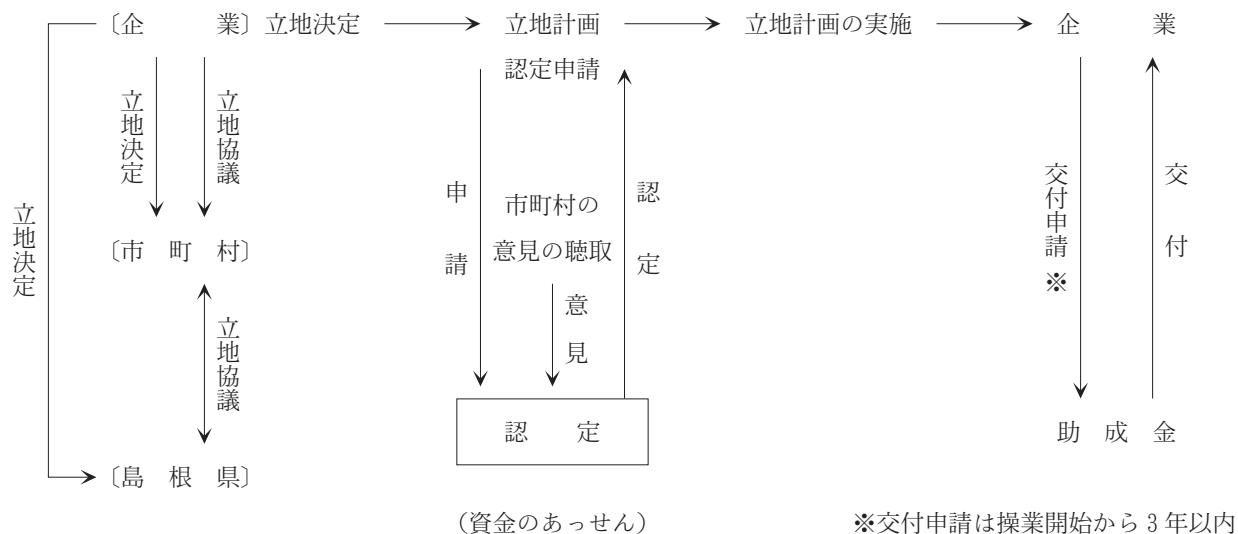
工場又は事業場の新設・増設・移転の際の工場又は事業場の取得を助成

ソフト産業も対象

助成限度額の引き上げ(6000万円→10億円)

平成6年、8年、10年にそれぞれ、助成要件緩和などを内容とする一部改正がされている。

(2) 交付手続の概要



(3) 企業誘致の状況

- ① 平成12年度までに島根県内に誘致された企業は、累計229社であり、誘致数は表1. のとおり。括弧書きの数字は、倒産・閉鎖の数（年度は、和歴）。

表1.

年 度	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
誘致数	1 (1)	6 (3)	6 (3)	6 (3)	10 (6)	11 (6)	5 (1)	13 (5)	12 (5)	11 (5)	9 (2)	7 (2)	2 (1)	2 (2)
年 度	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1
誘致数	4 (1)	2	1	2 (1)	1	1	4 (2)	4 (1)	4 (1)	5	3	6	10 (1)	21 (2)
年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合 計		
誘致数	16 (1)	9 (2)	4	1	4	2	3	2	4	7	8 (1)	229 (55)		

- ② 延べ数で製造業223社、ソフト産業は6社。

ソフト産業の進出は条例の改正がなされた平成4年度以降である。

- ③ 製造業ベスト3は、電気機械器具製造業43社、輸送機械器具製造業34社、衣服・その他の繊維製品製造業32社である（いずれも累計）。

- ④ 平成10年工業統計調査結果報告書によれば、県内の全事業所に占める誘致企業の割合は、

事業所数 約6%

製品出荷額 約43%

従業員数 26%

誘致企業における1事業所当たりの出荷額は、県内製造業平均の約6.6倍

(4) 平成12年度の実績

平成12年度にこの助成金交付のあった企業は5社であり、その助成金額、雇用増加数は下記の表のとおりである。

試みに、雇用増加数1人あたりの助成金額を単純平均してみた。雇用増1人あたり平均約400万円の助成金が投じられた計算となる。

表2.

企業	雇用増加数	助成金額	1人あたり助成金額
A社	327人	1,000,000,000円	3,050,103円
B社	93人	549,339,000円	5,906,870円
C社	32人	139,410,000円	4,356,562円
D社	24人	180,746,000円	7,531,083円
E社	10人	63,059,000円	6,305,900円
合計	486人	1,932,554,000円	平均 3,976,449円

2. 「拠点工業団地立地促進補助金」の実績

平成11年度までは実績なく、平成12年度に1社が交付金を受けた。

なお、今回のこの事例は、もともと当該企業が農地を探している過程で農林水産部との接点があった。その過程で農産物加工場を益田市の臨空パークに設置しようというアイデアが出てきて、この補助金を使うことになったという。

商工労働部企業振興課と農林水産部との連携というユニークな事例として大いに注目される。

〔問題点と意見〕

1. これまでの企業誘致の歩みと今後の問題点

(1) 実績

島根県は首都圏や大消費地から遠いということだけでも企業誘致にとって「不利」である。その島根県が一定の企業誘致の実績（表1. 参照）をあげてきたことは、評価できる。

(2) だが今後、企業誘致の環境がより厳しくなることは必至である。

昨今の経済情勢からすると不測の事態によって予定した誘致ができなくなることもあるだろうし、誘致した企業が当初の予測にはない企業改変等を行うこともありうる。企業誘致にこれまでどおりの予算額を確保できるかもわからない。

このように状況が厳しくなる中で、企業を誘致し、それによって県民に利益をもたらしていくことは、今まで以上に難しくなるだろう。

このような状況の中で今後も企業誘致によって県民に利益をもたらしていくにはどうするか。

1つには、これまでの企業誘致の「結果」、すなわち、各「企業誘致」が県にどのようなメリットをもたらしたか、それはどの程度だったかをまず検証することである。

そして、さらにその結果を踏まえて、今後どのような企業を誘致していくべきか、そのためには何をすべきか、を戦略的に検討することである。

2. これまでの企業誘致の検証

(1) 企業誘致の検証はどのような指標に着目してこれまでの企業誘致を検証すべきか。

それは島根県の企業誘致の目的、企業誘致に何を期待するか、によって決まってくる。

(2) 「企業の立地を推進する措置を講ずることにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与する」（企業立地促進条例第1条）という目的からすると、まず、「雇用機会の増大」という目的がどれくらい達成されたかを知るために「雇用増加数」が指標となろう。

また、企業誘致の経済政策としての側面からすれば、県内への「経済効果」を測定することが必要である。「経済効果」測定の具体的な指標としては、例えば「誘致企業からの税収」、「県内企業への発注額」、さらには、「誘致企業から受注した企業からの税収」、「雇用された人からの税収」等が考えられる。

また、数値化はできないが、当該誘致企業の発注が契機となって、地元企業の技術力が高まったり新たな企業が生まれたりしていれば、それも「効果」である。

上記に挙げたもののうち、平成12年度の「雇用増加数」については表2. のとおりである。

(3) 「費用対効果」の視点

その効果をあげるのにどれだけ費用がかかったかという「費用対効果」の視点もある。

この点、包括外部監査人は、平成12年度について「1人の雇用創出にいくらかかったか」を試算してみた（表2. 参照）。

その結果は、「1人の雇用創出」に対して投下された補助金は、およそ300万円から750万円までの数値（平成12年度のデータ）であった。

ただし、企業立地促進助成金は一定の要件を満たした時点で「投下固定資本額」の15%から20%を助成することから、雇用一人あたりの助成金額が業種（製品の内容など）や企業規模等によって格差がでてくるということなので、この数字だけで単純に「費用対効果」を論ずることはできない。

さらに、投下した「費用」については補助金だけではなく、直接、間接の財政的支援（県の融資制度の利用、税金の減免、進出地周辺のインフラ整備費等）も考慮しなくてはならないだろうし、「効果」については「雇用数」以外にもさまざまな指標で示される「経済効果」を考慮しなくてはならない。

一般的には「同じ効果をより少ない費用で達成できる」施策の方がより望ましいということになる。企業誘致においても同様と考えられるので、企業誘致の施策を遂行していく上でも、「費用対効果」のデータは必要である。

(4) 投下した補助金は何年で回収できるか

さらに、投下した補助金は何年で回収できるかという視点もある。

投下した資金が早期に回収できるとすれば、理屈の上では、その分、別の企業誘致の資金として使用できるのであるから、投下した資金がより早く回収できる企業誘致の方が一般的には望ましいということになる。

(5) 以上、企業誘致の結果を検証するための「切り口」を列挙した。

上記の「切り口」のうち、「誘致企業からの税収」「投下した補助金は何年で回収できるか」のデータは、担当者において特定の誘致企業について試算されていた。

この試算結果をさらに分析すれば当該企業誘致の効果についていろいろなことがわかるであろう。

だが、この試算の試みは特定担当者に留まっていて、課で共有しうるものとはなっていなかった。

上記の「切り口」から各企業誘致を比較することで、今後どのような企業を誘致してくることがより島根県の利益になるか、が見えてくるはずである。

そうすればこれから先、どのように企業誘致を展開していくかを構想することができる。

「税収」をはじめとする指標は、将来に向かって思考するための材料である。この観点から、今後も組織的に調査し、整理していくことが必要になろう。

また、経済効果を測定する指標は上記の指標だけではない。さらにいろいろな角度から経済効果を測定する方法を検討することも必要ではないだろうか。

3. 経過の記録を残す必要性

(1) 以上、将来に向かってどのような戦略をとっていくか、を考えるためにには、これまでしてきたことの結果を検証せねばならないことを述べた。

この点に関連して重要なのは、企業誘致の認定をする立地計画認定委員会の議事録に認定結果の記載のみだけではなく、そのように決定した「理由」の記載を詳細に残すことである。

特に、認定の要件となっている「業績の安定性、成長性、信用度等において、優良な企業体質を備えている」(企業立地促進条例第4条第1項(2)) ことについて、何をもって「優良な企業体質を備えている」と判断したか、という経緯や理由は詳細に記録され、残されるべきである。

その理由は3つある。

1つは、事後的に当該判断が適正妥当であったか否かを検証できるようにするためである。

2つめは、当該補助金には他の補助金に比べ多額の県費が支出されるのだから、県民に対して、どのような理由で判断したかの説明責任が尽くされなければならないからである。

そして3つめは、将来の戦略を練るために、過去のどの時点でどのような材料に基づいてどのような判断をなしたか、を知ることが有益だからである。

実際、短期借入金で固定資産を購入している等、決算書類上、通常は必ずしも優良とはされない企業が「優良」と判断された事例があったが、その際の議事録には優良と判断したという「結論」しか書かれていなかった。

だが、決算書類上、形式的にみれば優良とされないものを優良と判断した場合こそ、後々妥当性が問題となり、説明を求められる場合も多いと思われる。

また、形式的にみれば決算数値上は優良でないと考えられるものを優良と判断するまでの経緯には、決断に係わった人達がどのような材料にもとづいてその判断をしたかという、情報が含まれているはずである。これは後日、非常に役に立つ情報であろう。

したがって、決算書類上形式的には優良とはされない企業を「優良である」として認定する場合は、決算書類上も優良であるといえる企業の場合以上に、判断までの経緯や判断理由が記録に残されるべきである。

この点については特に指摘しておきたい。

(2) 「優良な企業体質を備えている」という要件について、現在具体的な数字等で示した指標はない。

だが、判断にばらつきが出ないようにする必要があること、数多くの企業をチェックしていくためには一定の基準があった方がよいこと、事後的な検証の際に照合しやすいこと、等からすると、ある程度客観的で明確な基準を定めておく必要があると考える。

基準におさまらない例外的場合もあるが、基準化できるものについてはできるだけ基準を作つておいた方がよいのではなかろうか。

(3) なお、「議事録に判断の経緯を残す」という点、及び「優良な企業体質に関して何らかの客観的な基準を定める」という点については、課として早速取り組むということである。

(4) 「判断に至る経過の記録を残す」ことは、誘致の認定の場面に止まらず、他の場面でも必要である。

例えば、担当者が何らかの判断をしたとき、担当者の上申が決済されたとき等にその担当者や決裁した上司が、どのような材料に基づいて、どのように判断したか、そしてさらには、その判断の結果どうなったか、を記録として残しておくことは有益である。

なぜなら、そうすることで事後的に当該判断の適否を検証することができるし、何よりもその記録を検討することで、将来の企業誘致の戦略を練るために必要な多くの「ノウハウ」を学ぶことができるからである。

「判断に至る経過の記録を残す」ことを、将来に向かっての「戦略」の一環に位置付け、組織的計画的に行っていくことが必要ではないだろうか。

4. 企業情報の収集の問題

(1) 認定前

認定前のところで、誘致予定企業について、どんな情報を入手する必要があるのだろうか。経済情勢が不透明な現状においては、誘致したはいいが…という結果にならないために、どのような情報をチェックすべきか、この点については今後はより一層検討していかねばならないだろう。

ところで、設立後間もない企業だということから十分な資料の提出がなされていなかった例があった。しかし、設立後間もない企業は「実績」はないのだから、なおさら慎重に情報収集する必要がある。

設立後まもない会社について評価し、認定の判断をするには、どんな情報を入手する必要があるかについて今後検討を要しよう。

(2) 認定後

認定された企業については、操業開始後3年間の決算書類提出が義務づけられている（なお、交付のための要件が3年以内に達成されなければならないとされているので、決算書類が提出されるのは最大でも3年間分ということになる）。しかし、助成金交付後は決算書類の提出は義務づけられていない。

だが、経済的効果を測定するにはもう少し長期にわたって情報収集する必要があろう。

そのために、助成金交付後も決算書の提出を義務づけてもいいのではないか。補助金を支出することは、形式こそ違え、実質的には企業に対して資本出資したのと同じであることを考えれば、株主に対して決算書類が開示されるように、補助金支出をした県が決算書類の提出を求めてよいようだ。

この点については、包括外部監査後、課として早速検討することである。

5. 「認定取り消し事由」について

(1) 現行上、認定を取り消すことができるのは、

- ① 認定計画に従って立地を実施していないとき
- ② 国、県又は市町村が定める公害防止に関する基準に違反したとき
- ③ 第10条第1項の規定〔認定計画に係る工場又は事業場の閉鎖、従業員の整理等を行おうとする場合〕による届出をしなかったとき
- ④ 第10条第2項の規定〔県知事から認定計画の実施状況等の報告を求めた場合〕による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

（以上、島根県企業立地促進条例第8条第1項）

で、認定が取り消された場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる（同条第2項）と規定されている。

つまり、ここに規定されているのは、「違法行為」があった時の取消しであって、状況の変化、たとえば認定後企業業績の急激な変化や企業の営業方針の大きな転換等があっても、一般的には県としては認定の取り消しはできないということである。

これでよいのだろうか。

とりわけ、従業員の整理を実施する場合届出だけすれば済むものなのかは、検討する必要もあると考える。

(2) 認定後企業業績の急激な変化や企業の営業方針の大きな転換等があった場合の多くは、「①認定計画に従って立地を実施していないとき」と認められる場合として取消や返還請求ができるかもしれない。

しかし、「①認定計画に従って立地を実施していないとき」というのは包括規定なので、疑義が生じやすい。とすれば、もっと具体的に、取消事由を列挙する工夫があってもよいと思う。

6. 情報収集の方法について

上述してきたように、戦略的に企業誘致を考えていく上で「情報収集」は欠かせないのだが、上述の視点とは別に企業誘致を促進するために「企業のニーズ」について情報を収集する必要もある。

もとより、課独自に広く精力的に情報収集を進められているところと承知している。が、さらに、県庁他部課と「連携」をとり、県庁の中にすでに蓄積されている情報を利用するのも一法である。

例えば、県の担当者の話では、他県の外資系企業の誘致事例では、「子供の教育環境の整備」と「住環境の整備」がポイントになったと聞いているとのことであったが、島根県で「子供の教育環境の整備」についての情報収集が必要となった場合なら、関係部局から必要な情報を獲得できる。

企業誘致のためには、県が一丸となって押し進めることが大切である。すでにそのような動きはあるようだが、なお一層県庁内部の各部門からの情報収集を積極的に行っていただきたい。

7. 適正な人員配置

包括外部監査人が各部各課を横断的に見たとき、この課が扱う県費の額、事柄の質・量から考えると、現在の人員数は少なすぎるのではないかという疑問を持った。

情報収集に始まって、企業との交渉、アフターフォローと考えてみても、「戦略」的に企業誘致を展開していくには、もっと多くの人員が必要ではないだろうか。さらに、単に人数を増やすだけではなく、この分野の専門性を持った県庁内の人材を「活用」することも考えられる。

商工労働部には中小企業診断士等の資格を持っている、経済・産業分析の専門家がおられると思う。これらの人材の「スキル」「経験」「ノウハウ」をもっと活用することができるのではないだろうか。

8. 「連携」の意味

(1) 企業振興課では、農林水産部やインフラ整備関係部局と、定期的な会合等を通じて連携をはかっているとのことである。

会議・連絡・担当者レベルでの打合せ等、連携をとるための方法はいろいろあろうが、その前提として県庁全体を横断的に見渡すことも大切ではないだろうか。

今回包括外部監査をするにあたって作成した補助金『結果表』は、全体を横断的に見ていくための「道具」である。監査の際にはこれを見て、各部各課の全体との関係、位置づけをいつも考えるようにした。

全体を見ることで自分の所属する部課の業務と他部課の業務を組み合わせてみてはどうかという発想が生まれ、新たな「連携」に至るかもしれない。

アイデアというものは全く新しく生み出されることもあるが、既存のものどうしを組み合せつなげることで大いなるアイデアが生まれることもある。案外、その方が多いのではないか。

今回の『結果表』も、今後、各部各課が全体を横断的に見渡す「道具」として使っていただき、各部各課の「連携」に役立てていただければ幸いである。

(2) ところで、他部課との「連携」が具体的な成果となっている例がある。

概要で紹介した商工労働部と農林水産部の連携の事例（「拠点工業団地立地促進補助金」関係3(2)）である。

この事例では農林水産部（農林振興センター）と商工労働部が連携して企業誘致を実現したわけだが、部課を越えた「連携」が大きな力となったよい例であろう。

9. 再び「戦略」

(1) 「戦略」が必要となるのは、「選択」の場面である。

県予算と人員が無尽蔵ならば「効果あり」と思われる政策を全て試みてみればよい。だが、今後の県財政の見通しは不透明であり、思うところ全ての政策を実施できるわけではない。既存の政策の中でもどの政策を「選びとる」か、どの政策に重点を置くかの決断を迫られることも出てくるはずである。

「選択」には前提としてそれぞれの政策を「比較」する作業がある。「比較」をするにはデータが要る。

特に「費用対効果」についてのデータ、投下した県費をどれくらいの期間で回収し次に再投下できるかのデータは、複数の政策の中から政策を「選びとる」ために重要である。

(2) 「選択」するには、それを選択すれば、どのような効果が得られるか、その効果を得るためにどれくらいの費用がかかるのか、どれくらいの期間がかかるのかを予測する必要がある。

これらの予測の材料となるのは、過去の事例のデータである。

過去の事例の中から「費用対効果」や「投下した補助金の回収年数（予想及び実績）」等の役に立つ指標を是非整理しておいてほしい。

そして今後は、将来の予測の材料を積み上げるという観点から意識的、組織的に記録を残していただきたい。

老人クラブに関する補助金

島根県では、健康福祉部高齢者福祉課を主管として、さまざまな高齢者関係の補助金があるが、経過年数の長い点に着目し、「老人クラブ」に関する以下の3件の補助金を取り上げてみた。

- A 島根県老人クラブ連合会活動推進事業補助金
- B 島根県老人クラブ連合会補助金
- C 島根県在宅福祉事業費補助金（老人クラブ等事業）

老人クラブの概要

1. 老人福祉法第13条第2項では「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適切な援助をするように努めなければならない。」と定めている。

老人クラブは従来から高齢者福祉を推進する担い手として支援されてきたが、昭和38年上記老人福祉法が制定されて以降、法的にも当該事業の中核的な存在として位置づけられ、国及び地方公共団体からさまざまな支援（補助金交付等）を受けている。近時、介護保険制度の導入に伴い、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点からも、老人クラブの果たす役割に期待されているという。

2. 組織体系

単位老人クラブは、市町村毎に連合会を形成しているが、さらにその市町村老人クラブ連合会（以下「市町村老連」という）は、島根県老人クラブ連合会（以下「県老連」という）を形成し、全国レベルの組織として全国老人クラブ連合会（以下「全老連」という）がある。単位老人クラブと市町村老連は任意団体であるが、県老連と全老連は財団法人である。

3. 島根県内の老人クラブ数・会員数・加入率

平成12年における県内の単位老人クラブ数は1,418、会員数は合計88,816人（1クラブ平均約63人）であり、会員加入率は、37.5%である。

4. 県老連の財政状況

別表F 参照

5. 3補助金の関係

別表G『老人クラブ活動に係る補助金交付事務の流れ図』のとおり

補助金番号 187	名称 島根県老人クラブ連合会活動推進事業補助金
① 目的・趣旨	老人クラブ会員が地域の一人暮らし高齢者や寝たきり老人等の家庭を訪問し、介護援助や家事援助、対話等の活動を推進するとともに、他の会員及び地域高齢者に対し、高齢者相互支援事業についての啓発普及を行い、老人福祉の向上、発展を図る。
② 根拠法令	島根県老人クラブ連合会活動推進事業補助金交付要綱
③ 交付先	島根県老人クラブ連合会

〔補助金の概要〕

1. 事業の概要

この補助金は、「高齢者が高齢者を支援する」活動のための広報活動や啓発活動を行うことについて交付されるものである。

具体的には、研修のための旅費や印刷費等に充てられている。

2. 実績

平成9年度から12年度までに支出された補助金額は、950千円ずつである。なお、平成13年度からは、県全般の予算削減方針に基づき、850千円に減額されている。

3. その他

(1) 事業開始は平成4年度であり、終期は定められていない。

(2) 全額が県の一般財源から支出されている。ただし、同じ目的で全老連からも補助金が交付されている。

補助金番号 188	名称 島根県老人クラブ連合会補助金
① 目的・趣旨	老人クラブ指導者の育成並びに資質の向上を図るとともに、老人クラブ活動の充実と生きがい対策を推進し、老人福祉の向上、発展を図る。
② 根拠法令	在宅福祉事業費補助金等交付要綱
③ 交付先	島根県老人クラブ連合会

〔補助金の概要〕

1. 事業の概要

県老連の事務は、島根県社会福祉協議会の2名の職員が専従で行っているが、当該補助金は、この2名の専従の職員の人工費11,433千円と老人クラブ活動推進員の活動費1,458千円に充てられる。

2. 実績

平成9年度から12年度までの補助金額は、次の表のとおりである。

単位：千円

決算年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
補助金総額	12,923	15,495	14,814	13,800
国補助金額	*0	2,020	2,034	2,034
県補助額(継足)	12,923	13,475	12,780	11,766

*平成9年度では、国補助金額が0円となっているが、当時は、国からの補助金は、全老連を経由して県老連へ交付されていた。

3. 事業開始は昭和49年度であり、終期は定められていない。

補助金番号 189	名称 島根県在宅福祉事業費補助金（老人クラブ等事業）
① 目的・趣旨	老人クラブが行う高齢者の社会参加や生きがいと健康づくり等の各活動を支援する。
② 根拠法令	在宅福祉事業費補助金等交付要綱
③ 交付先	第1次交付先は市町村で、最終交付先は単位老人クラブまたは市町村老連

〔補助金の概要〕

1. 事業の概要

単位老人クラブまたは市町村老連が、国（厚生労働省）の定める「老人クラブ活動等事業実施要綱」に基づいて、社会奉仕活動、地域文化活動等を行うに際して、市町村を通じて交付された当該補助金が用いられる。

2. 実績

国費分を含め県から市町村へ平成9年度から12年度まで交付される補助金額は、次の表のとおりである。市町村では、これに市町村の負担額を加えたうえ、単位老人クラブまたは市町村老連へ交付されている。平成12年度において、島根県内にある1,418の単位老人クラブと59市町村老連へ交付された94,266千円は、単純に平均して、1単位老人クラブあたり42千円、1老連あたり582千円になる。

単位：千円

決算年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
補助金総額	64,506	65,976	59,566	62,844
うち県の負担分	32,253	32,988	29,783	31,422

3. 事業開始は昭和38年度（市町村老連は平成2年度）で、終期は定められていない。

4. 国、県、市町村が3分の1ずつ負担している。

〔問題点と意見〕

1. 人件費補助

島根県老人クラブ連合会補助金は、趣旨目的だけでは端的に判らないが、要するに人件費補助である。

人件費補助金は、委託費と比較して「業務とそれに見合った人員を想定し、業務費と人件費に必要な金額を明確に積算することができない」という点で不合理性を内包する。

人件費補助金は、県の各部署に散見される補助金であり、多くは経過年数が長く、それ故に必要性や金額の妥当性が吟味されずに惰性化する傾向がある。

2. 少額補助

前記のとおり、島根県在宅福祉事業費補助金（老人クラブ等事業）は、単純平均すると1単位老人クラブあたり42千円の少額である。

このような少額補助自体が、どれだけの効果をもたらすのか疑問である。費用対効果の点から検討する必要がある。

3. 経過年数が長期である点

B及びCの補助金に共通する点としては、事業開始からの経過年数が長く、終期が定められていない点である。

だが、制度発足当時の社会情勢からみると、平均寿命が飛躍的に伸びていることなど前提となる条件に大きな変

化がみられる。

前記「人件費補助」や「少額補助」の問題点とも相まって、果して、これらの補助金が「公益上」の必要性をもつているかどうか、再検討すべき時期にきていると考える。

4. 新たな動き

老人クラブは、老人福祉法を頂点として国レベルでの高齢者施策に組み入れられている。

老人福祉法第13条第1項では、「地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。」として「自主性」を謳う一方で、前記のとおり同条第2項では、地方公共団体の老人クラブ等に対する「援助」の努力規定をおいている。

しかし、「自主性」と「援助」は往々にして矛盾しかねない。

地方公共団体による老人クラブの支援は、公費依存体质をもたらし、活動衰退につながっていないかどうか、老人クラブ支援の方法が高齢者対策として有効か否か、他の方法はないか、支援方法としては補助金に代わる方法はないかなどを検討する段階にきていると思う。

こうした中で、大田市老連の活動は具体的かつ実践的であって注目に値する。例えば、「薄味の料理についての研究」「市内において高齢者が利用できる施設についての勉強会」「高齢者の自殺についての勉強会」などである。高齢者の問題を正面から捉え、高齢者自らが対応することを大田市老連が手助けしようとしている姿勢は非常に評価できる。

このような動きを大切にして、費用対効果の観点（補助金全般にいえることではある）から、県の独自の工夫を凝らしていく時期にきていると考える。

別表F 島根県老人クラブ連合会 平成12年度収支計算書

単位：千円

収 入			支 出		
科 目	決 算 額	摘 要	科 目	決 算 額	摘 要
会 費 〔市町村老連負担金〕	8,987		職 員 費 そ の 他 運 営 費	11,433 5,429	注(1)
県 補 助 金	14,750	注①	单 独 事 業 費	7,910	注(2)
全 老 連 補 助 金	1,560	注②	補 助 事 業 費	1,900	注(3)
委 託 金	8,449	注③	委 託 事 業 費	8,400	注(4)
事 業 収 入	876		活動基金推進事業費	400	
そ の 他	3,726		そ の 他	966	
収 入 合 計	38,348		支 出 合 計	36,438	

注① 老人クラブ活動推進事業補助金13,800 高齢者相互支援推進啓発事業補助金950

注② 老人クラブ活動保険普及促進助成補助金610 高齢者相互支援推進啓発事業補助金950

注③ 老人クラブ指導者地方研修事業委託費49 老連大学校開催事業委託費4,000 医療と薬の学習・実践活動モデル事業委託費2,500 老人クラブとサラリーマンOB等交流事業委託費1,000 健康づくり・予防に関する研修事業委託費900

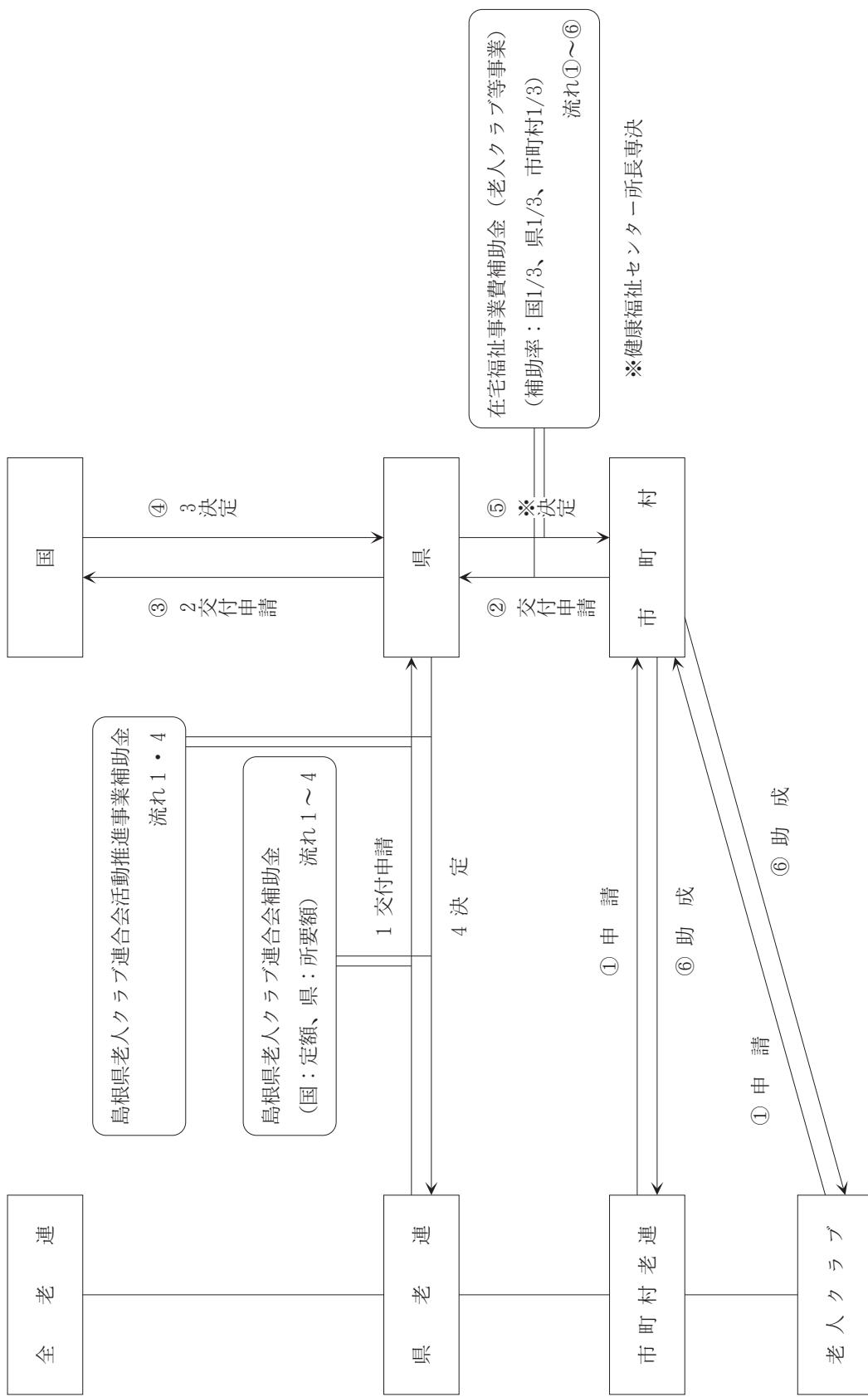
注(1) 納入料6,405 諸手当3,197 厚生費1,120 その他710

注(2) 老人福祉推進事業費1,000 老連活動振興事業費1,900 老人福祉活動援助推進費5,010

注(3) 高齢者相互支援推進啓発事業費1,900

注(4) 注③の委託事業（老人クラブ指導者地方研修事業委託を除く）

別表G 老人クラブ活動に係る補助金交付事務の流れ図



教育庁保健体育課の補助金

補助金番号 562	名称 島根県体育・スポーツ振興事業費補助金
所 管	教育庁保健体育課
① 目的・趣旨	財団法人島根県体育協会が行う県内体育・スポーツの普及、振興及び県スポーツ競技力の向上に関する事業に対して助成し、もって本県の体育・スポーツの振興に寄与する。
② 根拠法令	島根県体育・スポーツ振興事業費補助金要綱
③ 交付先	財団法人島根県体育協会 財団法人島根県体育協会は、民法に基づいて設立された財団法人である。
④ 内容	この補助金は全額財団法人島根県体育協会の職員の人事費に充てられる。
⑤ 事業開始年度 事業終期	1989年より行われている事業で、12年経過している。 2000年を事業終期としている。
⑥ 財源	県の財源だけの単独事業である。
⑦ 平成12年度決算額	平成12年度決算額は、89,402千円である。

〔補助金の概要〕

1. 事業の概要

財団法人島根県体育協会（以下、「体協」という）の職員34名のうち、12名分の職員の給与に充てるための人事費補助金である。

2. 実績

平成9年度から12年度までの人事費補助金額は、次表のとおりである。

単位：千円

決算年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
補助金額	89,063	93,144	94,161	89,402

3. 交付先の体協の概要

(1) 体協は、基本財産214,000千円のうち、県出資額35,000千円（出資比率16.3%）であり、いわゆる出資団体としては県の監査対象とならない。

(2) 職員数は、34名。内訳は、専務理事1名（県OB）、常務理事1名（県OB）、館長2名（県OB）、事務局次長1名（県OB）、プロパー職員29名である。

プロパー職員は40歳代中心で、もと競技スポーツ経験者の体育指導員が大半（25名）である。

(3) 平成12年度の収入概要

総収入624,161千円のうち576,005千円（率にして92.3%）が県から収入（補助金92,492千円、委託料483,513千円）である。

なお、県は平成13年度からは人事費補助金を廃止し、当該補助金で措置していた人事費相当額については、委託費として支出することとした。これは、委託費であれば、業務とそれに見合った人員を想定し、業務費と人事費に必要な金額を明確にできるということがその理由である、との説明であった。

(4) 体協の事業内容

教育委員会所管の体育施設管理運営、競技力向上対策事業、国民体育大会県予選の開催や国民体育大会への選手派遣など県から受託している。また、日本体育協会から補助金による事業や委託事業の受託をしている。さらに、自主事業としてスポーツ少年団県本部の事務や県立体育施設を利用したスポーツ教室の開催などを実施している。

〔問題点と意見〕

体協には、県から体育・スポーツ振興のために、平成12年度実績として人件費補助が約1億円、体育施設の管理運営、競技力向上対策、国民体育大会への選手派遣などの委託料約5億円の県費が投入されてきた。

前記のとおり、この補助金は平成13年度に廃止されたので、多くは触れない。

ただし、廃止の理由となったように、人件費補助金は、委託費と比較して「業務とそれに見合った人員を想定し、業務費と人件費に必要な金額を明確にできない」という不合理性も内包している。

人件費補助金は、県の各部署に散見される補助金であり、多くは経過年数が長く、それ故に惰性化する傾向がある。しかも、県の出資比率が25%未満の場合には、地方自治法上、県の出資団体としての監査はできず、監査の目が届かないことになっている。

教育庁義務教育課と生涯学習課の補助金

補助金番号 551	名称 島根スクールパワーアップ事業補助金
主 管	教育庁義務教育課
① 目的・趣旨	「ふるさと」、「環境」、「福祉」をテーマに異なる市町村教育委員会の複数の学校で組織する実行委員会が、共同研究、交流活動を実施するための経費を補助することにより、学校の企画力の向上を図るとともに児童生徒の「豊かな心」と「生きる力」の育成に資することを目的とする。
② 根拠法令	島根スクールパワーアップ事業補助金交付要綱
③ 交付先	複数の学校で組織する実行委員会 当該事業を行うために複数の学校で特別に組織された実行委員会が、当該補助金の受け皿となる。
④ 内容	複数の学校で組織する実行委員会が行う共同研究・交流活動の実施のための経費を補助するものである。
⑤ 事業開始年度 事業終期	1999年より行われている事業で、2年経過している。 2000年を事業終期としている。
⑥ 財源	県の財源だけの単独事業である。
⑦ 平成12年度決算額	平成12年度決算額は、10,000千円である。
⑧ 特記事項	平成12年度は、8グループ20校で当該補助金を用いて共同研究・交流活動が実施された。

補助金番号 573	名称 地域で育むしまねの子推進事業
主 管	教育庁生涯学習課
① 目的・趣旨	学校、家庭、地域社会が一体となって、子どもたちの教育に取り組むことにより、ふるさとや自然を愛する感性などの豊かな人間性、自分で学び考える資質や能力、たくましく生きるための健康や体力等、子どもたちの「生きる力」の育成を推進するための事業経費補助
② 根拠法令	地域で育むしまねの子推進事業費補助金交付要綱
③ 交付先	市町村に支出される。
④ 内容	推進体制整備（推進協議会等の設置）、地域人材の活用実践、公民館事業と学校教育との連携・融合の推進、地域活動の支援（子どもたちの主体的な体験活動、ジュニアリーダー養成研修会等）等の事業のための費用を補助するものである。
⑤ 事業開始年度 事業終期	2000年単年度の補助金である。
⑥ 財源	原則として県と市町村がそれぞれ50パーセントを支出して行われる補助事業である。
⑦ 平成12年度決算額	平成12年度は、県の一般財源からの13,060千円が各市町村に支出されている。
⑧ 特記事項	平成12年度は、35市町村に支出されている。

〔地域で育むしまねの子推進事業 補充説明〕

1. 事業形態

A型、B型の2型がある。

A型：ほぼ月曜から金曜に取り組む事業を想定したもの。50万円が上限

B型：① ほぼ土曜日曜に取り組む事業を想定したもの。30万円が上限

② 平成10、11年に実施された「いきいき子ども活動支援事業」が前身

③ もともとは平成7年から実験的段階的に始まった学校の週休二日制に対応する受け皿として始まった事業の後継事業

2. 事業決定および効果測定の際の観点

以下の観点にそって市町村が申請する個々の事業について事業決定および効果測定を行っている。

当該事業は、

- (1) 子供をささえるしきみ（市町村、大人のしきみ等）つくり、あるいは、既にあるしきみの拡充機会になりうるか、実際になったか
- (2) 地元の素材（地域の学習資源や文化財）を活用しうるか、実際に活用できたか
- (3) 子供や地域への情報提供になりうるか、実際に情報提供の役目を果たしたか

[問題点と意見]

1. 教育の分野での「効果測定」の方法

「教育」は「効果」を数量的に測定しにくく、また金銭による評価ができないだけに、最も効果測定の難しい分野であろう。

この点、いずれの事業においても、①目標設定、②自己評価による報告書提出、③報告書提出を受けた側のコメント（評価）の記載を一体として記録として残す努力がなされていた。

確かに、「効果」を数量的に測定しにくく、また金銭による評価ができない分野においては、これは一つの方法である。

すなわち、目標設定と自己評価、事業効果についての他者のコメントを一体のものとして整理して情報提供する、そして後にそれを関係者が広く検討して議論をする、議論の結果をまた評価情報として追加していく、このようなプロセスを経ることで、効果の有無・程度を検証すること、さらには、その事業で得た経験を共有し、有効に生かしていくことが可能になる。

2. 情報を活かすための体制整備

1. のようにこれら2つの事業では、目標設定と自己評価をした報告書、あるいは、他者のコメントの記録が「一体として」残されていることは大いに評価される。

しかし、惜しまるくは、これらの情報が十分活用されていないことである。これら有益な情報を上記1. のようなプロセスに活かすためには、それを関係者（県庁担当者、市町村の事業担当者、現場の教育関係者、さらには保護者）に広く利用されることが重要である。関係者が情報に容易にアクセスできるよう工夫されることを期待する。

3. 情報提供の必要性

この事業では、市町村や学校などが事業主体となり事業計画を立案することになるが、県からは事前に事業実施に係る情報などを特に紹介はしていないとのことであった。

しかし、事業内容をより充実したものとするためには、事業の計画・立案に役立つ情報を県からも提供することが望ましい。

また、これまで事業の実施にあたり事故は発生していないとのことであったが、事業内容として野外活動なども多いことから、リスク管理は重要な項目であり、リスクが想定される場合には情報を提供することが望ましい。

4. 制度の「スクラップアンドビルト」

生涯学習課、義務教育課の補助事業については、制度設計の「スクラップアンドビルト」が繰り返し行われている。

例えば、「地域で育むしまねの子推進事業」B型事業については、その前身である平成10年の「いきいき子供推進事業」について検討がなされ、それを受け、平成12年度の当該事業の制度設計では子どもの自発性を尊重するという観点で制度を改善している。

その際、以前からの連続性にも留意し、配慮したことである。

このように、事例に関する具体的な記録に基づいて前の経験を検討、評価し、次の事業設計に反映させていく姿勢は評価に値する。

5. 現場と制度設計担当者の行き来の必要性

県庁内の他の部課・部署と比較したとき、この部局は、相対的に、目標設定、事業評価、経験を次に生かすはどうするか、という観点を絶えず持って事業に取り組んでいるという点で確かに優れていると感じる。

制度設計の場面でも、過去の類似事業の効果や問題点を踏まえて「スクラップアンドビルト」を繰り返し、より効果のあがる事業形態を模索している点にも、この部署の姿勢がよく現れている。

これは、現場を直接に主体となって担当する人間（この場合、教員等）が制度設計担当部署と行き来していることと大いに関係しているのではないかと思う。

県庁内の他の部課・部局においても現場担当者が制度設計担当部署と行き来することがもっと積極的に行われてよいのではないか、と考えさせられた。

6. 異なる部署間での事業内容の調整

平成12年度に、「島根スクールパワーアップ事業」と「地域で育むしまねの子推進事業」の子どもたちの学校外での活動に関する事業が、2つの課において、それぞれ学校教育及び社会教育の視点から企画・運営されてきた。平成13年度において、この2つの事業を取り込みながら、統合・拡充し、「教育活動総合支援事業」として1つの補助事業とし市町村に提示したことについては、一定の評価をしている。

今後、事業の企画に当たっては、実施主体である市町村が、より使いやすく、効果的に実施できるものとなるよう一層部署間の調整を図っていくことを望みたい。

包括外部監査の結果〔出資団体〕

島根県の出資団体の概要

財政課の資料（平成13年7月現在）によれば、島根県が25%以上の割合で出資している団体（監査対象団体）は、別表Hのとおり、43団体である。

項目別の集計結果は、以下のとおり。

1. 設立年月別

- (1) 設立30年以上（昭和46年3月以前の設立）……………10団体
- (2) 設立20年以上30年未満（昭和46年4月以降同56年3月以前の設立）……………12団体
- (3) 設立10年以上20年未満（昭和56年4月以降平成3年3月以前の設立）……………6団体
- (4) 設立10年未満（平成3年4月以降の設立）……………15団体

2. 県出資比率別

- (1) 100%の出資……………13団体
- (2) 75%以上100%未満の出資……………8団体
- (3) 50%以上75%未満の出資……………10団体
- (4) 25%以上50%未満の出資……………12団体

3. 県から委託費が支出されている団体

24団体（約56%）へ合計約48億円の委託費が支出されており、1団体あたりにすると約2億円である。

4. 県から補助金が支出されている団体

17団体（約40%）へ合計約30億円の補助金が支出されており、1団体あたりにすると約1億8千万円である。

5. 県債を引き受けている団体

18団体（約42%）が合計約171億円の県債を引受けており、1団体あたりにすると約9億5千万円である。

別表H 出資団体（県出資割合25%以上）一覧表〔No.1〕

金額単位：千円

	名 称	設立年月	基本財産	県出資比率	県委託費	県補助金	県債引受
01	(助)島根県教育英会	S 33.06 03	246,568 15	52.7 27		37,414 11	200,000 13
02	(助)島根県私学教育振興会	S 39.12 04	256,711 13	42.8 35		6,844 15	
03	(助)北東アジア地域学術交流財團	H 11.08 42	100,000 22	100.0 01			100,000 15
04	(助)しまね国際センター	H 01.11 28	1,282,000 05	79.0 18	136,490 09	120,942 07	1,360,000 06
05	(助)しまね海洋館	H 09.04 40	100,000 22	100.0 01		216,319 05	100,000 15
06	(助)三瓶フィールドミュージアム財團	H 03.07 29	40,000 31	75.0 21	289,330 05		
07	(助)島根県環境管理センター	H 04.03 33	224,140 17	31.2 40			
08	(助)しまね女性センター	H 10.10 41	112,050 21	89.2 16	137,132 08		100,000 15
09	(助)島根県文化振興財團	H 09.03 39	100,000 22	100.0 01	884,377 02		600,000 08
10	(助)島根県並河萬里写真財團	H 06.07 37	100,000 22	100.0 01	41,952 14		
11	(助)島根ふれあい環境財團	H 13.03 43	100,000 22	100.0 01			
12	(助)島根県環境保健公社	S 48.02 13	1,000 40	100.0 01	140,399 07	209,198 06	
13	(助)しまね長寿社会振興財團	H 03.10 32	30,000 33	100.0 01		83,058 08	3,700,000 01
*14	(社福)島根県社会福祉事業団	S 40.07 06	5,000 37	94.0 14	1,001,291 01		3,000,000 02
15	(助)島根難病研究所	S 51.03 18	1,000 40	100.0 01	28,609 17	6,848 14	300,000 11
16	(助)島根県障害者スポーツ協会	S 54.05 20	255,000 14	78.4 19	78,330 12		200,000 13
17	(助)島根県生活衛生営業指導センター	S 59.03 25	4,100 39	48.8 33		24,131 12	
18	(助)島根県国民年金福祉協会	S 47.11 12	650 43	46.2 34			
19	(助)しまね農業振興公社	S 45.08 10	228,700 16	67.2 25	408,152 03	278,322 04	500,000 09
20	(助)島根県肉用牛価格安定基金協会	S 43.03 09	140,460 19	49.8 32	800 24	23,216 13	
21	(助)島根県畜産開発事業団	S 47.08 11	500,000 07	73.0 23	3,222 22		
22	(助)島根県畜産物衛生指導協会	S 49.11 17	40,000 31	50.0 28	1,600 23	1,324 17	
	01～22 小計		3,867,379		4,792,408	1,090,444	10,520,000

* は実地監査先 各項目の点線右欄の数字は、設立順や金額高等の順位である。

資料：財政課平成13年7月1日現在（ただし、県債引受欄は平成12年度末現在）

別表H 出資団体（県出資割合25%以上）一覧表〔No.2〕

金額単位：千円

	名 称	設立年月	基本財産	県出資比率	県委託費	県補助金	県債引受
23	(株)島根県食肉公社	S 55.05 21	1,297,000 04	35.5	38		
24	(財)島根県みどりの担い手育成基金	H 05.03 36	2,200,150 02	90.9	15		
* 25	(社)島根県林業公社	S 40.06 05	450,000 09	50.0	28		667,254 02
26	(社)島根県林業種苗需給安定基金協会	S 57.01 23	61,470 29	73.2	22		
27	(特)島根県漁業信用基金協会	S 28.08 02	1,615,800 03	38.8	37		
28	(社)島根県觀光開発公社	S 41.06 08	120,500 20	41.5	36	378,361 04	
29	(財)ふれあいの里奥出雲財團	S 57.07 24	60,000 30	83.3	17	29,060 16	
30	(財)くにびきメッセ	H 03.09 30	809,027 06	63.7	26	31,452 15	41,790 10 800,000 07
31	(財)島根県石央地域地場産業振興センター	S 59.08 26	30,000 33	33.3	39		4,740 16
32	(特)島根県信用保証協会	S 24.03 01	5,779,997 01	77.1	20		
* 33	(財)ふるさと島根定住財團	H 04.09 35	400,000 11	100.0	01	8,269 20	343,000 03 2,050,000 03
34	(財)島根県勤労福利事業団	S 52.03 19	1,000 40	50.0	28		
35	(財)しまね産業振興財團	S 48.04 14	146,196 18	100.0	01	121,309 11	872,982 01 1,390,000 05
36	(特)島根県土地開発公社	S 48.04 14	30,000 33	100.0	01	128,713 10	
37	(財)島根県建設技術センター	H 08.03 38	100,000 22	100.0	01	56,084 13	
38	(株)出雲空港ターミナルビル	S 55.06 22	330,000 12	30.3	41		
39	(株)隠岐空港ターミナルビル	S 61.08 27	80,000 28	25.0	43		
40	(株)石見空港ターミナルビル	H 03.09 30	480,000 08	30.0	42	24,627 18	
41	(特)島根県住宅供給公社	S 40.12 07	10,000 36	100.0	01	260,032 06	
42	(財)島根県建築住宅センター	S 49.07 16	2,000 38	50.0	28	21,625 19	
43	(財)島根県暴力追放県民センター	H 04.05 34	428,877 10	70.0	24	5,565 21	370,000 10
	23~43 小計		14,432,017			1,065,097 1,929,766 6,550,000	
	合計		18,299,396	68.3	4,792,408	3,020,210 17,070,000	

* は実地監査先 各項目の点線右欄の数字は、設立順や金額高等の順位である。

資料：財政課平成13年7月1日現在 (ただし、県債引受欄は平成12年度末現在)

社会福祉法人島根県社会福祉事業団

所 在 地	松江市東津田町	所 管	健康福祉部障害者福祉課
設立時期	昭和40年7月	設立根拠	社会福祉事業法第30条
基 本 財 産	県4,700(94%) 民間300(単位:千円)		

〔法人の概要〕

1. 目的

(1) 改正前の事業団の目的

社会福祉法人島根県社会福祉事業団（以下、『事業団』という）は、「社会福祉事業法第3条の趣旨にのっとり県市町村の福祉行政と不離一体となって主として福祉施設の経営を適切かつ効率的に行い本県の福祉施設事業を積極的に推進し、もって広く県民福祉の向上を図る」（改正前定款第1条）ことを目的とする。

(2) 平成13年7月27日定款改正後の事業団の目的

この社会福祉法人（以下、『法人』という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

2. 事業内容

事業団の主な事業内容は、以下のとおりである。

(1) 特別養護老人ホームの設置経営

① 篠の上園（大原郡大東町）	入所定員 70人	昭和48年8月1日開設
② 雪舟園（益田市）	入所定員 70人	昭和48年10月1日開設
③ 眺峰園（大田市）	入所定員 70人	昭和49年9月1日開設
④ 小山園（出雲市）	入所定員 70人	昭和51年1月12日開設
⑤ 健生園（浜田市）	入所定員 80人	昭和56年1月5日開設
*⑥ 八雲寮（松江市）	入所定員 75人	昭和51年7月10日開設

(2) 知的障害者更生施設の受託経営

① 光風園（簸川郡湖陵町）	入所定員100人	昭和44年4月1日開設
② 緑風園（邑智郡石見町）	入所定員100人	昭和46年5月1日開設
③ 清風園（大田市）	入所定員100人	昭和54年4月1日開設

(3) 身体障害者療護施設の受託経営

*晴雲寮（松江市）	入所定員 80人	昭和51年2月4日開設
-----------	----------	-------------

(4) 肢体不自由者更生施設の受託経営

*東雲寮（松江市）	入所定員 50人	昭和52年10月20日開設
-----------	----------	---------------

(5) しらとり保育所（松江市）の設置経営

定員 60人	昭和41年6月1日開設
--------	-------------

(6) 島根県聴覚障害者情報センター（松江市）の受託経営

平成7年4月1日開設

(7) 島根県西部視聴覚障害者情報センター（浜田市）の受託経営

平成12年5月1日開設

(8) 島根県介護研修センター（松江市）事業

平成4年7月1日開設

(9) 障害者生活支援センター事業

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 松江市障害者生活支援センター | 平成12年4月1日開設 |
| ② 大田市障害者生活支援センター | 平成13年4月1日開設 |

(10) 施設管理

- | | |
|------------------|-------------|
| ① いきいきプラザ島根(松江市) | 平成7年7月7日開設 |
| ② いわみーる(浜田市) | 平成12年5月1日開設 |

(11) 地域サービス事業その他

〔注〕 *印を付した八雲寮、東雲寮及び晴雲寮の3施設は、性格の異なる施設を同一敷地内に設置し、総合福祉施設として機能するようにしたものである。

この3施設を併せて「厚生センター」と呼んでいる。

3. 財務会計の基本的事項

(1) 財務指標(平成12年度)

- | | |
|--------|----------|
| ① 総資産 | 8,497百万円 |
| ② 純資産 | 7,228百万円 |
| ③ 借入金 | 165百万円 |
| ④ 一般会計 | |

事業活動収入 4,182百万円(うち受託事業収入1,668百万円、補助金収入21百万円)

事業活動支出 3,846百万円(うち人件費2,571百万円)

事業活動収支差額 336百万円

⑤ 特別会計

事業活動収入 338百万円(うち受託事業収入318百万円、補助金収入1百万円)
 事業活動支出 329百万円(うち人件費85百万円)
 事業活動収支差額 9百万円

⑥ 特別会計Ⅱ

事業活動収入 423百万円(うち受託事業収入423百万円)
 事業活動支出 933百万円(うち人件費933百万円)
 事業活動収支差額 △510百万円

(2) 会計組織の体系

① 会計システム：平成12年度から社会福祉法人会計基準に準拠することになった。

② 貸借対照表、収支計算書：会計単位、施設ごとに作成(別表I参照)

③ 特別会計Ⅱについて

特別会計Ⅱは、後述する激変緩和措置に関する収入支出を別個に管理するために設定されている。

(3) 主な資金の流れ

別表J「(社福)島根県社会福祉事業団の主な資金の流れ」のとおり

4. 組織体制及び職員配置

別表K「島根県社会福祉事業団組織図」のとおり

5. 事業団の歩み

(1) 前記2.の諸施設は、もともと県立の施設として開設されたもので、事業団は県から委託を受けてその経営を行っていた。

これら諸施設の開設は、大半が昭和40年代後半から50年代前半にかけての約10年間に集中している。

当時民間の福祉施設は少なく、とりわけ特別養護老人ホーム（特養施設）は、事業団の経営する施設が全県下の過半以上を占めていた（表1. 参照）。

その後、昭和56年の偕生園の開設を最後に、県立の特養施設が新設されなくなった一方で、民間の社会福祉法人による特養施設の新設が進んだため、平成12年度現在では事業団の経営する施設の割合は全体の1割前後に低下している。

ただし、複数の施設をもつ民間の社会福祉法人は4法人に過ぎないことからすると、6施設をもつ事業団は、依然として県下最大の施設運営主体であるといえる。

〔注〕表1. は、県下の特養の施設数及び定員数に占める、事業団の施設の割合を、5年ごとに累計したものである。

ただし、途中で閉鎖された施設については除外してある。

表1.

累計時期		～1970	～1975	～1980	～1985	～1990	～1995	～2000	～2001
施設数	全 体	1	6	10	20	29	41	68	73
	事業団 シェア	0 0%	4 67%	6 60%	7 35%	7 24%	7 17%	7 10%	6 8%
定員数	全 体	100	510	825	1495	1925	2505	3634	3813
	事業団 シェア	0 0%	350 69%	600 73%	700 47%	700 36%	700 28%	700 19%	435 11%

(2) ところで、近年、福祉制度の基礎構造の根本的な改革が進められてきた。

すなわち、これまでの行政による「措置」から福祉サービスを受ける者と提供する者との「契約」への転換である。

平成12年4月から介護保険制度が発足し、障害者福祉の分野でも平成15年度以降に支援費（契約）制度への転換が予定されていることはこの現れである。

この福祉制度の大転換に伴い、事業団のあり方も変わることになる。

ところで、中央社会福祉審議会は、平成10年6月に社会福祉事業団の改革の基本の方針として「公立施設の経営委託を受けている社会福祉事業団については、各種の規制を緩和し、こうした事業についての地域の実情に応じた自律的かつ積極的な運営が可能となるよう、一般の社会福祉法人並の取扱いとする必要がある」と指摘している。

県や事業団も、この基本方針に沿って、事業団の経営を、従来の県からの委託費に負っていた形態から、自主的・自律的運営によって他の同種福祉法人と競業していく形へと、大きく転換を求められることになった。

(3) このような流れを受けて県では、平成10年度に事業団の運営方針の転換が検討され、①入所者待遇の改善（大部屋の解消・受皿施設の整備）と②運営主体の変更策（県立特養を事業団に移管）が示された。

そして平成12年度からは、今後の県の財政状況見通し等からすると県の出資団体の経営効率化が必至であるとの観点から、事業団の自主独立運営が要請されることとなった。

事業団を法形式上ののみならず財政面においても「民営化」することをめざしたものである。

(4) 「民営化」の際の問題点

① 「民営化」に際し第1の問題点は、事業団の人事費水準が高いことである。

県立施設の委託先については、「社会福祉事業団の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日 社庶第121号 社会局長・児童家庭局長通知－いわゆる46年通知）により、社会福祉事業団を原則としている。さらに46年通知によれば、事業団の職員の待遇（給与、退職金等）は、事業団を設立した地方公共団体の職員に

準ずるものとすることとされている。

事業団では、前述のとおり施設の設置年度が一定時期に集中したため短期間に大量の職員を採用したことから、年々年齢が上がるにつれ、給料も上がっていった。

そのため、県から委託費を支出するに際しては法定の措置費相当額のみでは全体の運営費を賄えないことから、不足分を県単独で継ぎ足した上で交付してきたものである。

この継ぎ足し額は年々増加し、平成10年度においては12億5千万円余となっていた。

② もう1つの問題点は、施設が他の民間施設と比較して老朽化していることが、民間施設と競業する上でハンディとなることである。

一定時期に集中して建設された事業団の施設は、どれも建設後すでに20～30年を経過しており、どの施設も老朽化しつつある。しかも古いだけではない。最近の施設設置基準面積（利用者一人あたりの面積）等にのって近年開設した民間の諸施設と比べると、事業団の施設は明らかに機能面でも見劣りがする。事業団はかつて福祉施設の運営に先進的に取り組み、人材的にもノウハウ的にも優位にあるとはいえ、事業団が新鋭設備を備える民間法人と対等に競業するには、この施設設備の差は明らかに大きなハンディである。

(5) そこで、「民営化」に当たって、①利用施設の業務受託、②介護保険事業に係る特養施設整備及び③給与制度における激変緩和措置に対する支援措置がとられた。

上記①～③の個別の詳細は項を改めて記載するが、概略は表2. のとおりである。このうち、特養施設に関する改築、大規模修繕及び人件費の激変緩和措置については、「県立特別養護老人ホーム移管基金造成費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という）を定めて、県から事業団に対して、一括して造成基金（合計49.5億円）が交付された。

造成基金は、大規模修繕のための基金（交付要綱第3条第1号）2億円、改築のための基金（同第2号）25億円及び特養職員人件費の激変緩和措置のための基金（同第3号）22.5億円から成り立っている。

表2.

支 援 措 置 の 内 容		実 施 方 法 (支援額)
利用施設の業務委託		年々の委託費
特養施設に関する措置	県から事業団への移管	無償譲渡（約11億円）
	大規模修繕	基金の造成（2億円）
	改 築	基金の造成（25億円）
人件費の激変緩和措置	特養施設の職員分	基金の造成（22.5億円）
	その他施設の職員分	年々の委託費

6. 利用施設の業務受託

新規受託事業として、島根県西部視聴覚障害者情報センター、島根県立東部総合福祉センター「いきいきプラザ島根」、島根県立西部総合福祉センター「いわみーる」の管理受託を行っている。

島根県西部視聴覚障害者情報センターについては、事業団直営の「石見身体障害者厚生センター」の事業廃止に伴い、視覚障害者のための点字図書館の事業を継承し、あわせて聴覚障害者の情報提供施設を兼ね備えた施設となった。

「いきいきプラザ島根」と「いわみーる」の会館管理については、県が新規に委託したものである。

既存の受託事業を含め、平成12年度における県からの委託費は表3. のとおりである。

表3.

単位：千円

施設名	県からの委託費	委託費以外の収入
島根県介護研修センター本室	76,597	577
同分室	41,730	29
いわみーる	* 83,721	51
いきいきプラザ島根	117,107	17,091
島根県聴覚障害者情報センター	36,657	225
島根県西部視聴覚障害者情報センター	40,604	482
合計	396,415	18,456

*印は、移転経費として経常経費補助金（1,036千円）を含む。

7. 介護保険事業に係る施設（特養施設）整備

(1) 既存施設の県から事業団への無償譲渡

県は、平成12年4月1日に、県が保有する各施設の土地、建物、器具備品にいたる資産を無償で事業団に譲渡した。

譲渡にあたっては、時価を算定するという方法をとらず、県の帳簿上の取得価額をもとに減価償却を実施して算定した価額（土地は取得価額）を、補助金収入として計上している。

その金額は、表4. のとおり帳簿価額合計金1,108,514千円である。

表4.

単位：千円

施設名	簸の上園	雪舟園	眺峰園	小山園	偕生園	八雲寮
帳簿価額	151,868	95,568	143,506	229,474	335,839	152,259

*印は、八雲寮については建物のみの無償譲渡で、土地は県からの無償貸与が続く。

(2) 建設積立預金と修繕積立預金への県の資金拠出による支援

既存の特養施設の居室改善等の大規模修繕と将来予想される各施設の改築を見込み、平成12年度に実施が予定されていた簸の上園の改築資金をも含めて、県から総額27億円（建設積立預金25億円、修繕積立預金2億円）の資金が拠出されている。雪舟園、眺峰園、小山園及び八雲寮は10年後を、偕生園は15年後を予定している。

なお、小山園と八雲寮の大規模修繕は、平成11年度の県立時代に県費によって実施済みである。

平成12年度に実施された改築及び大規模修繕の概要は、表5. のとおり。

表5.

単位：千円

施設名	総予算	通常の補助金		基金積立の取り崩し	備考
		国庫補助金	県費補助金		
簸の上園	997,749	320,226	146,868	390,000	
雪舟園	209,895	99,052	49,528	70,972	
眺峰園	198,450	92,702	46,351	67,046	
合計	1,406,094	511,980	242,747	528,018	
		754,727			

8. 現行給与制度を新給与制度に移行するための激変緩和措置

- (1) 前記のとおり、これまで事業団の人事費について、県からの措置費収入で賄えない部分は県が補助金を支出し継ぎ足して補ってきたが、事業団の民営化とともに、この人事費の継ぎ足し補助をする根拠が失われた。
- (2) また、事業団の給与水準も民営団体である以上46年通知に準拠することなく、独自に決める事になる。事業団においては、給与水準の見直し（年収ベースで平均約30%の引き下げ）が検討され、その結果、平成12年度から新給与制度に移行することになった。
- (3) ところが、従来の高水準の給与体系から新給与制度における給与体系へといっぺんに引き下げられると、職員の生活設計に大きな混乱が生じるとの配慮から、新給与制度への移行に際し、給与の激変を緩和する方策として、県から補助金が支出されることになった。

すなわち、職員の給与を現行給与から平均約30%一挙に引き下げるのではなく、10年間かけて少しずつ給与を引き下げていき10年後に現行給与の約30%減の給与になるようにすることとし（つまり給与は、毎年引き下げ幅の10%ずつ減っていくことになる）、この給与遞減方式で計算した10年間の給与総額と給与を一挙に引き下げた場合の10年間の給与総額の差額分を県が補助金として支出しようというのである。これがいわゆる「激変緩和措置」である。

激変緩和措置として直接支出され、今後支出することが確定している補助金の総額は、約45億円である。

- (4) 補助金総額は次の方法で算定してある。

まず、算定基準時に在職する職員個々について、現行給与と引き下げ後の給与について、それぞれを全職員分合計して、現行の全職員の年間支給総額と引き下げ後の全職員の年間支給総額を求める。次に、現行の全職員の年間支給総額と引き下げ後の全職員の年間支給総額の差額を全職員数で割り、一人当たりの平均給与減少額を出す。

ところで、10年間にわたり毎年引き下げ額の10%ずつの給与の遞減を実施した場合、一人当たりの、遞減方式による10年間の給与総額と遞減方式をとらずにいきなり新給与体系をとった場合の10年間の給与総額の差額は、平均給与減少額の5.5倍になる（表7. のグラフ参照）。

そこで、平均給与減少額に職員数を掛けたものをさらに5.5倍することによって、递減方式による10年間の給与総額と递減方式をとらなかった場合の10年間の給与総額の差額が求められる。

この額が補助金総額になる（下のグラフの部分）。計算式は表6.。

表6.

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{改定前の年間} \\ \text{本俸・諸手当支給総額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{改定後の年間} \\ \text{本俸・諸手当支給総額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{職員数} \end{array} \right]} = A$$

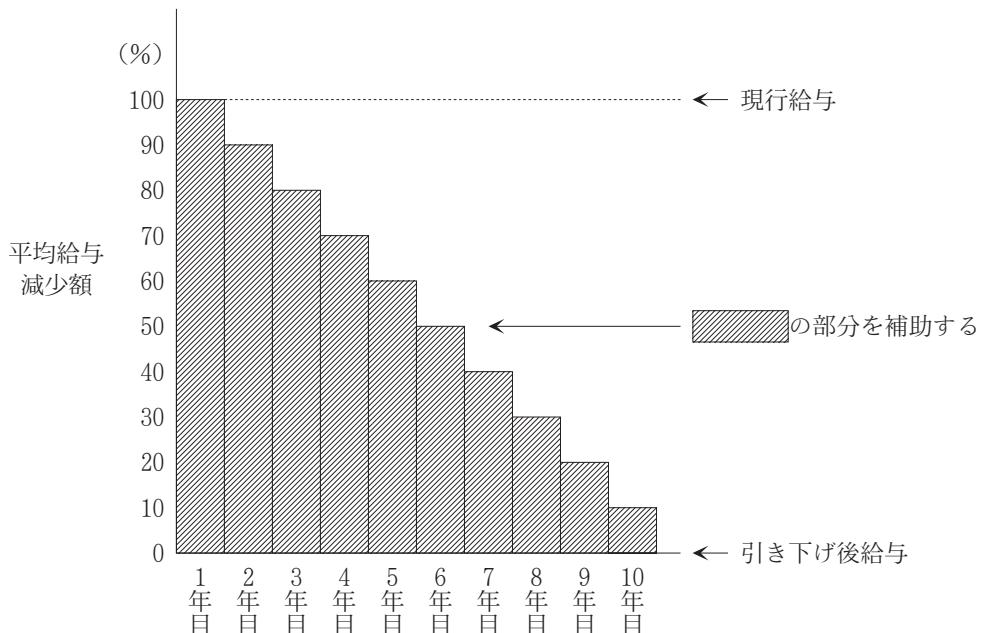
$$A \times [\text{職員数}] \times 5.5 = \text{交付総額}$$

*想定緩和措置期間 平成12年から平成21年まで10年間

*緩和措置率 每年10%ずつ遞減する方式で、上記係数「5.5」はその和
すなわち $100/100 + 90/100 + \dots + 20/100 + 10/100$

図表化すると下の表7. のとおり。

表7.



(5) 激変緩和措置額の算定

- ① 平成12年1月13日現在の事業団の全職員366人について、給与制度の改正により、個々の職員の給与がどれだけ減額されるかを積算して算出された。その結果、366人の減額総額は729,354,149円となり、率にして平均29.6%（最小12.2%、最大39.1%）減であった。
- ② さらに、これに対する社会保険料等の事業者負担相当分は、729,354,149円に係数0.1422を乗じた103,714,160円である。

係数0.1422は、社会保険・健保42.5/1000、同・厚生年金86.75/1000、同・児童保険1.1/1000、労働保険・雇用7.5/1000、同・労災4.25/1000、退職手当0.1/1000を合計したもの

- ③ 激変緩和措置の基本方針は、①と②の合計額833,068,309円を366人で除した額2,276,000円（千円未満切捨て）を基準に、10年間で毎年10%ずつ定額で遞減させて、激変緩和額として事業団へ交付するということである。
すなわち、初年度（平成12年度）は、全額833,016,000円、2年度目は10%減の749,714,400円（=833,016,000円×0.9）、3年度目はさらに10%減となる666,412,800円（=833,016,000円×0.8）という要領である。
- (6) ところで、前記基本方針どおり、現実に年々発生する激変緩和額に対し、その都度相応額を交付するのであれ

ば、まことに単純明快である。

しかるに、今回の措置では、特養施設職員分（180人）とその他の施設職員分（186人）を分け、前者については10年間分を一括して交付するのに対し、後者の分は、1年ごとに「委託費の中の人件費の一部として」交付するというものである。

かくして、特養施設職員分については、下記計算式により22.5億円が算出され、一括して事業団へ交付された。

$$2,276\text{千円} \times 180\text{人} \times 5.5 = 2,250,000\text{千円} \quad [10,000\text{千円未満切捨て}]$$

他方、その他の施設職員分については、初年度423,336千円（=2,276千円×186人）、2年度381,002千円（=2,276千円×186人×0.9）の要領で障害者施設委託費の人件費分の一部として年々交付される見込みである。

(7) 県債での運用

一括交付された特養施設職員分22.5億円については、現実に激変緩和額を支給する時期まで県債により運用されることになっている。

(8) なお、激変緩和措置の対象として、新給与制度で廃止される「産前産後と私傷病による休業期間中の給与分」も激変緩和措置の期間中は支給されることがある。

(9) 仮に人件費負担が見込金額より少なくて済んだ場合であっても県から支給された金額を返還させることはなく、実際に職員に支給せずに済んだ分は、前記特養施設の改築等の費用の支出に充てることが可能のことである。

[問題点]

1. 激変緩和措置について

(1) もともと今回の人件費の激変緩和措置は、事業団の給与制度の変更による職員給与の「激変」を緩和する目的をもっている。その計算方式については、各種の考え方があり得たと思われるが、県は、個々の職員について新旧制度による給与額の差額を算出し、10年間掛けて徐々に差額を縮めながら補填することによってなだらかに新制度へ移行する方式を採用した。

しかしながら、県のとった方式において、以下のような点をも明確に説明できればよかったです。

- ① 事業団の全職員について一律10年間の給与減額分を積算しているが、予測可能な10年以内に退職する職員の退職後の分が控除されていない。控除するのが合理的な計算方法ではないか。
- ② 一括交付された特養施設職員分の10年分の係数「5.5」倍は、中間利息相当分を控除するのが、より厳密ではないか。
- ③ 逆に、私傷病等に対する休業補償分は、事柄の性質上、激変緩和措置の対象に含まれても不合理といえないが、当初の計算式で漏れていないか。

本件では、激変緩和の措置期間を何年に設定するかといった点が、大勢を決する上で最重要であったと考える。しかし、上記①～③などの点についても、よりわかりやすく、丁寧に説明すべきであったと思われる。

(2) 交付要綱第5条(1)では、他の設備関係の基金（第3条第1号及び第2号）から激変緩和措置の基金（同条第3号）への流用は禁じられているが、その反対解釈として、逆に激変緩和措置の基金から他の設備関係の基金への流用は可能と理解されている。

島根県補助金等交付規則第8条では補助金の目的外への「流用」を禁止している。交付要綱にいう「流用」は、あくまでも「3つの基金」を総枠とした目的内での「流用」であり、交付規則に抵触しないとのことであった。

確かに、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成5年3月19日社援施39 厚生省社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知）によれば、「人件費については、給与、賞与等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出できるものであるが、……管理費又は事業費へ流用して差し支えない」〔同通知1(1)〕とし、逆に「事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出するものであり、原則として人件費又は管理費への流用は認めない」（同通知1(3)）としており、本件交付要綱の規定は、一応これに

背馳しないと考えられる。

ただし、基金という一種ブラックボックス化しやすい処理がなされたわけであり、運用上できるだけ透明性を確保するよう心掛けることが肝要である。

本件における激変緩和措置の基金は、事業団の特別会計Ⅱで管理されており、透明な枠組みは作られている。

今後は、支出される費目について、「流用」分を含め摘要を明確にしておく必要がある。

2. 譲渡資産の会計処理上の問題点

前記のとおり、島根県は、平成12年4月1日をもって事業団に対し6施設の建物、備品、電話加入権及び八雲寮以外の5施設の土地を譲与している。

「社会福祉法人会計基準」第22条第2項によれば、「通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与された時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする」とある。

これによると、事業団が物件譲与を受けた時点で通常要する価額（時価）を算定し、その価額をもって受入価額として会計処理しなければならない。

ところが、事業団では、島根県が取得したときの取得価額から、譲与時点までのるべき減価償却費相当額を控除した金額を受入価額として会計処理している。また譲与された物件には島根県がこれまで物品として管理していないことから、県としては評価して計上していない資産も含まれているところ、こうした資産については事業団としても評価額を算定できないとして、受入価額をゼロとして処理している。

そのため、適正な会計処理上想定される受入価額と事業団の処理した価額とに大きな乖離を生じている可能性がある。

たとえば、事業団が県から無償譲渡を受けた際に受入価額を47,027千円とした土地が、約1年後に行われた不動産鑑定士の土地売却時の鑑定では175,103千円と評価された例があった（表8. の囲み部分参照）。

この場合、売却の時点で175,103千円と47,027千円の差額の128,076千円が事業団の収益として計上されることになる。

しかし、事業団が実際に安価な物件を取得しそれをその後高値で転売して利益を得たのならばともかく、もともと県から譲渡を受けた際の受入価額を時価よりも相当程度低く設定したために、帳簿上、多額の利益が発生したことになっただけである（受入価額が時価相当額で設定されたならば、利益はゼロに近かったはずである）。すなわち、この128,076千円は事業団自身の収益力によって得られた収益ではない。それにもかかわらず、事業団の会計上は、1億円以上の収益が計上されたのである。

表9.

簸の上園の土地建物の売却譲渡の際の例

簸の上園を改築するにあたって、平成12年に県から無償譲渡された土地建物（土地面積6,485.33m²、受入額47,027千円）を175,103千円で売却した上で、代替地（土地面積11,195.74m²）を取得して、その土地の上に新しい建物を建設した。

県から土地譲渡を受けた際の受入額とその後土地を売却譲渡した際の譲渡額は以下のとおりである。

単位：千円

	帳簿価額	譲渡価額	差額
旧簸の上園の土地	47,027	175,103	128,076
建物及び附属建物ほか	92,320	0	△92,320
合計	139,347	175,103	35,756

この表からすると、土地についてだけではなく、土地建物を合わせて考えても結局、35,756千円の不動産売却益が、事業団の会計に計上されることになる。

なお、事業団が平成12年度に旧簸の上園の土地建物を県から無償で譲り受けた際に事業団は、当該土地建物についての県の取得価額を基にして補助金収入を算定計上するとともに、評価して帳簿価額（貸借対照表価額）としている。

事業団は主に収益事業を行う団体である。収益事業体にとって採算性の判断は重要な事項であるが、受け入れた固定資産の評価が、適正な会計処理上想定される金額と乖離する場合には、物件の売買時の損益や減価償却額が現実とかけ離れたものになり、事業体の収益力に基づかない多額の収益が計上される結果、事業団における採算性についての判断を誤る可能性がある。

3. その他会計処理上の問題点

(1) 資金管理と会計処理

資金管理については、現業各施設の保有する通帳には必要最小限の資金を入れ、その他の資金は本部が一括して1冊の通帳にプールし、管理するという方法を採用している。

この方法は、現業の管理する資金を最小限にすることで不正を防止する、限られた資金を法人全体で有効活用する、という点でメリットがあると考えられる。しかし、事業団では、会計処理上、各施設の会計の預金残高を残したまま本部の1冊の通帳に資金を集めているため、ある施設会計から別の施設会計への資金の振替の会計処理がなされず、単独の施設会計の預金残高がマイナスとなる事態となっている（なお平成13年度においては、マイナスの状態は解消されたということである）。

各施設会計ごとに通帳の預金残高と会計処理上の預金残高をつねに一致できるような方法を考案するよう、検討が必要と思われる。

(2) 徴収不能引当金の会計処理

2か月後で介護報酬が入金されるという事情から、1施設当たり2か月分の介護報酬50,000千円をもとに、次のような徴収不能引当金の算定がなされていた。

$$50,000\text{千円} \times 6\text{施設} \times 1\% = 3,000\text{千円}$$

平成12年度は介護保険実施の初年度であり、介護報酬の受益者負担分の徴収が不能となる実例はなかったものの、今後は徴収不能となるケースも起こりうると考えられる。しかし、どの程度の金額を徴収不能引当金として

引き当てる必要があるのかを算定することは非常に難しい。

けれども、2か月分の介護報酬の50,000千円の90%は利用者ではなく国保連に請求する部分であることからすると、50,000千円全額を徴収不能引当金の算定の基礎とすることについては合理的といえるか疑問である。

徴収不能引当金額の算定の合理性については検討を要すると思われる。

(3) 県債を保有する場合の会計処理について

「県債」は、地方公共団体が資金調達する方法の一つである。この「県債」には、通常、一般の金銭消費貸借契約の方法による場合と流通性を確保するために証券が発行される場合の2種類がある。

ところでこの「県債」を保有する側が「県債」に関して会計処理・表示を行う場合に用いる、一般に公正妥当と認められる会計基準には、「有価証券」の定義として証券取引法第2条の定義が準用されている。すると、証券を発行する方法による場合には「投資有価証券」として計上すべきであるが、他方証券を発行しない一般的消費貸借契約による場合には流通性がないので「貸付金」として処理・表示すべきものである。

ところで、事業団では、一般的金銭消費貸借契約の方法によって「県債」を保有しているにもかかわらず、「投資有価証券」として処理・表示されていた。

これでは、決算書からは、判断を誤るおそれがあるので、「貸付金」として処理・表示すべきである。

(4) 賞与引当金

事業団の会計では、賞与引当金の引当がなされていない。

給与規程によれば、賞与は6月1日、12月1日在勤者に対する支給とあり、実質的には夏季賞与については、賞与の支給対象期間が12月から5月までとなっているため、支給年度の前年度会計に属する12月～3月分に相当する金額については、賞与引当金として引き当てるべきである。

(5) 本部費用の配賦

前記のとおり、現在、施設ごとに事業活動収支内訳表、貸借対照表等が作成されて管理されているが、事業活動収支において事業団本部の費用が他の施設に配賦されていない。

施設の規模等を基準として配賦する必要がある。事業団本部の費用を配賦することにより、より明確に各施設の事業活動収支が把握できるものである。

〔意見〕

このたびの事業団の民営化は、全国他地域に先駆けて行われたものといわれ、ご苦労のあった関係者に対し敬意を表したい。ただし、今後のために次のような意見を記した。

1. 県の出資団体の中には、今後、「民営化」を含め、事業運営や団体のあり方、特に人件費のあり方について、改革の必要性があるものと推測する。その改革にあたっては、今回の事業団に対する激変緩和措置が参考になると考える。

また、平成15年度から予定されている障害者福祉の分野で支援費（契約）制度への転換時に県から事業団への施設移管が考えられるので、その際には「激変緩和」分の一括交付・基金造成に対する考え方を改めて明確に説明する必要が生ずる。

2. 事業団での人件費を改善すべきことに関しては、かなり以前から予測できたはずであり、実際、何年も前から議会でも指摘されてきていた。前記のとおり、10数年前から事業団のシェアは低下の一途を辿っており、事業団を県に準じて特別扱いする理由は薄れてきていた。

民営化当時の主管課である高齢者福祉課では、「今回の見直しを行わず、県立施設のままで毎年度委託を継続したと仮定すると、平成10年度の給与水準そのままで推移したとして仮定しても特養運営のみで毎年6.6億円余の県単継足しが必要となり、10年間では66億円余の巨費を支出することになったところであるが、激変緩和措置に対して22.5億円の支援を行うことにより、介護報酬のみによる特養の自立的運営が可能となったものである。」としている。

確かに、今回の措置により問題がさらに先送りされることは防がれており、しかも軟着陸の解決が図られた意味では、大筋において「成功例」といえよう。しかし、関係部署には酷に聞こえるかもしれないが、1年早ければ1年分の県の継足補助金分が節約されたことも厳然たる事実である。

この問題に限らないが、結局「先送りすれば、高くつく」という教訓を肝に銘じておく必要があろう。

3. 全国一の高齢県において、事業団が高齢者介護の分野で依然として先頭を走っていることは明らかである。新生事業団が、全国に先鞭をつけた今回の民営化を積極的な原動力とした上、これまで蓄積された豊富なノウハウ等を活かしていくば、将来は前途洋々たるものと期待される。

別表I 島根県社会福祉事業団 貸借対照表

(単位:千円)

	会計										計
	法人本部	光風園	緑風園	清風園	簾の上園	雪舟園	眺峰園	小山園	偕生園	八雲寮	
流動資産	119,444	42,743	68,283	33,673	801,366	79,911	171,635	64,985	138,490	64,741	81,834
現金預金	△ 27,117	41,567	63,272	25,748	83,502	31,573	121,629	15,818	73,654	12,439	77,865
有価証券	145,867	324	3,785	6,673	716,323	46,864	47,973	48,062	63,252	50,887	2,287
未収金	853	1,226	1,251	2,041	1,975	2,534	1,606	2,083	1,895	1,895	1,682
前払金	693				△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	
徴収不能引当金											
基本財産	5,000										
土地											
建物											
特定預金	5,000										
固定資産	134,751	16,879	24,837	24,212	96,288	472,204	468,534	471,106	535,272	481,562	24,916
建物		1,540	8,965	6,807	7,570	6,496	7,079	573	1,810	1,743	26
構築物			24	0	6,124	387	1,803	968	3,995	310	
車輌			3,025	1,388	4,856	472	1,123	652	1,866	5,990	4,173
器具			11,776	15,171	65,862	28,119	31,109	33,318	36,307	44,454	20,717
権利					76	151		151	151	76	
措置施設繰越特定預金											
移行時積立預金											
建設積立預金											
修繕積立預金											
人件費積立預金											
その他固定資産											
資産											
未払金	9,670	15,370	16,831	14,045	720,038	10,429	91,931	9,851	14,398	15,170	106,750
預り金	52,324	2,693	2,761	2,631	1,979	1,986	2,317	2,463	2,329	2,101	18,883
流動負債	61,994	18,063	19,592	16,677	722,017	12,415	94,249	12,314	16,727	17,271	3,404
長期設備資金借入											
固定負債											
基本金	5,000										
補助金積立金	17,098	12,835	20,656	20,273	996,913	555,283	596,872	636,617	729,478	576,599	20,431
移行時特別積立金											
建設積立金											
修繕積立金											
人件費積立金											
備品等積立金											
活動収支差額	58,689	28,724	52,872	20,935	104,768	88,278	102,880	81,739	166,473	78,789	64,033
純資産	197,201	41,558	73,528	41,208	1,112,021	656,679	703,711	730,339	963,633	660,917	84,464
負債及び純資産	259,194	59,622	93,120	57,885	1,976,538	669,094	797,960	742,654	980,360	678,188	106,750

続き)

		一 般		会 計		特 別		会 計		特別会計 II		合 計	
		東 雲 翠	し ら と り	聴 覚 セ ン タ ー	視 聴 セ ン タ ー	介 研 本 室	介 研 分 室	い わ み ー る	い き い き プ ラ ザ				
流動資産		17,514	16,950	4,330	12,908	6,205	2,570	14,283	17,482	146,306	1,905,653		
現金預金	有価証券	16,581	16,029	△ 741	12,684	△ 2,292	△ 4,815	12,986	13,813	146,301	730,514		
未収金	前払金	261	655	4,788	124	7,940	7,093	1,208	3,669	5	1,012,173	145,867	
徴収不能引当金		672	265	283	101	558	293	89			20,099	△ 3,000	
基本財産											2,160,083		
土地											287,376		
建物											1,867,707		
特定預金											5,000		
固定資産												4,431,952	
建物		5,330	64,506	548	3,263	7,472	288			1,599,983		44,803	
構築物			2,194								18,385		
車輌			4,775								28,318		
器具			85								338,881		
権利			10,633								605		
措置施設繰越特定預金											46,000		
移行時積立預金											32,679		
建設積立預金											2,141,803		
修繕積立預金											61,982		
人件費積立預金											1,702,545		
その他固定資産											15,953		
資 産													
未払金		22,845	237,840	4,878	16,171	13,678	2,858	14,283	17,482	1,746,289	8,497,687		
預り金		7,539	14,158	4,050	12,426	5,750	2,235	14,123	17,317	9,014	1,023,230		
流动負債		923	791	280	482	455	335	160	165		80,579		
長期設備資金借入		8,462	14,949	4,330	12,908	6,205	2,570	14,283	17,482	9,014	1,103,809		
固定負債											165,450		
基本金											5,000		
補助金積立金		3,123	88,985	345	2,760	6,080					4,284,348		
移行時特別積立金											32,679		
建設積立金											31,803		
修繕積立金											75,982		
人件費積立金											1,729,545		
備品等積立金											5,000		
活動収支差額		11,259	64,957	203	503	1,392	288				1,064,072		
純資産	14,382	199,941	548	3,263	7,472	288					7,228,428		
負債及び純資産	22,845	237,840	4,878	16,171	13,678	2,858	14,283	17,482	1,746,289	8,497,687			

島根県社会福祉事業団 収支計算書（4号様式）（自）平成12年4月1日
（至）平成13年3月31日

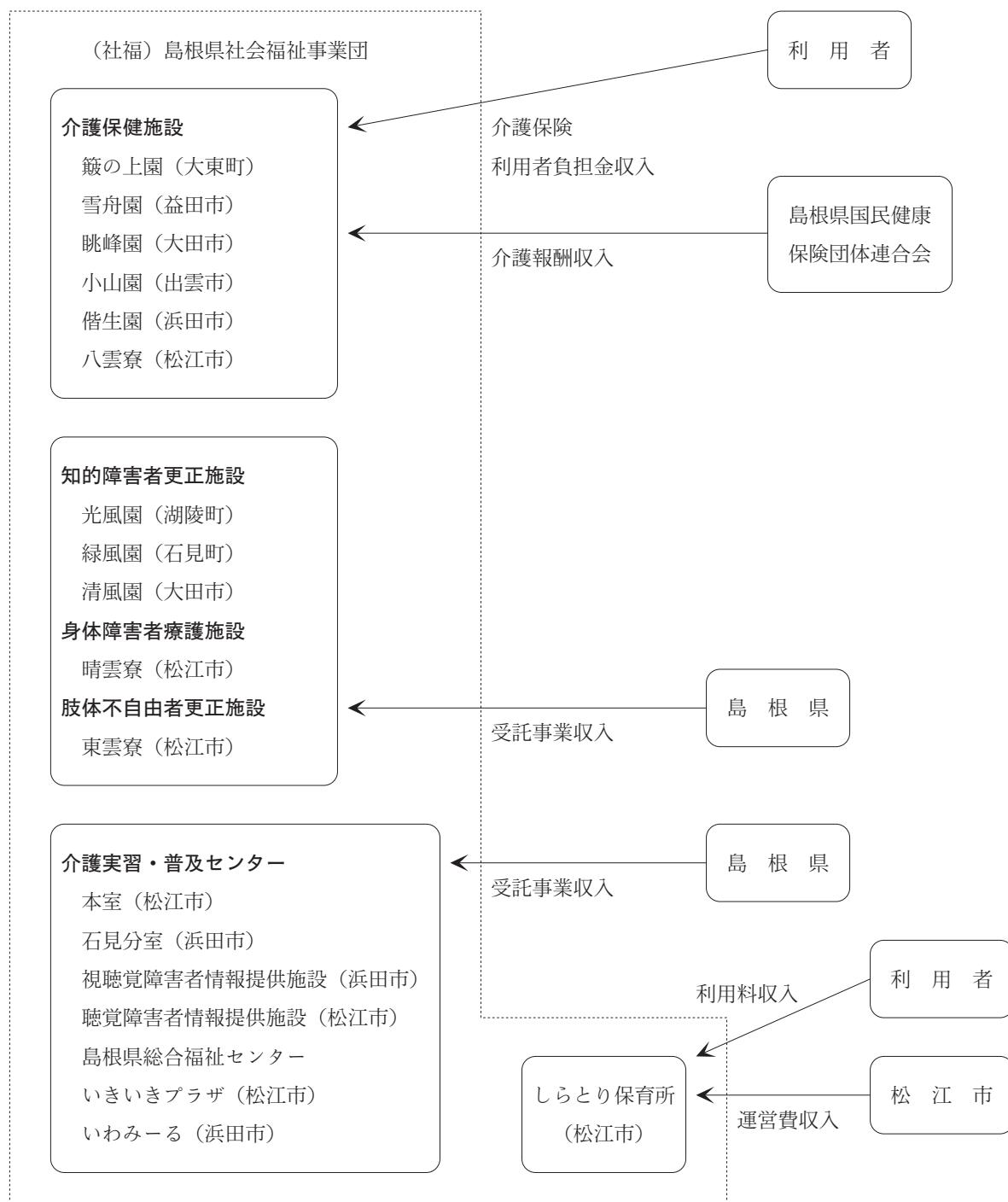
(单位：千円)

		一般						会			計	
		法人本部	光風園	綠風園	清風園	簸の上園	雪舟園	眺峰園	小山園	偕生園	八雲寮	晴雲寮
運営事業収入	31,551	201	1,873	973	310,179	306,808	359,858	294,399	404,214	308,840	1,187	
委託事業収入	330,839	340,975	348,694	733	1,103	2,820	73	783	203	411,718		
経費補助金収入	422	2,267	428	514	634		269	197		441		
特別積立金取崩額	6,090	4,731	5,658	87,383	14,108	13,588	17,906	17,954	19,779	6,347		
その他	185,939	3,483	5,802	3,216	854	1,890	1,970	1,562	2,227	1,526	1,789	
事業活動収入計	223,580	338,437	355,648	358,970	399,664	324,544	378,235	314,208	425,376	330,348	421,481	
人件費	217,872	235,307	225,060	245,707	182,539	190,483	216,469	183,922	205,023	182,450	276,404	
事務費	21,098	13,119	13,722	15,174	28,113	186,780	174,546	13,368	19,233	16,622	18,985	
事業費	67,163	63,789	69,584	53,130	37,672	53,724	37,723	53,400	51,007	53,508		
減価償却費	5,553	3,165	4,280	5,114	19,395	12,736	12,290	16,188	16,212	18,239	5,729	
引当金繰入					500	500	500	500	500	500	500	
事業活動支出計	244,524	318,753	306,851	335,579	283,676	428,171	457,529	251,701	294,366	268,817	354,625	
事業活動収支差額	△ 20,944	19,684	48,797	23,390	115,987	△ 103,627	△ 79,294	62,508	131,009	61,531	66,856	
事業活動外収入計	102,413	1	1	1	5	6	7	54	906	1,403	3	
事業活動外支出計	4,134				35,229	6,533	4,411	3,803	3,793	3,989		
事業活動外収支差額	98,279	1	1	△ 35,224	△ 6,528	△ 4,404	△ 3,749	△ 2,888	△ 2,587	3		
特別収入計	47,729			63	672,159	246,032	282,951	230,809	335,839	152,259		
特別支出計	58,403	3,988	4,907	7,366	654,453	120,166	164,406	209,720	298,785	135,343	8,775	
特別収支差額	△ 10,673	△ 3,988	△ 4,907	△ 7,304	17,706	125,865	118,545	21,089	37,054	16,916	△ 8,775	
当期活動収支差額	66,662	15,698	43,892	16,088	98,469	15,711	34,847	79,848	165,175	75,860	58,084	

(続き)

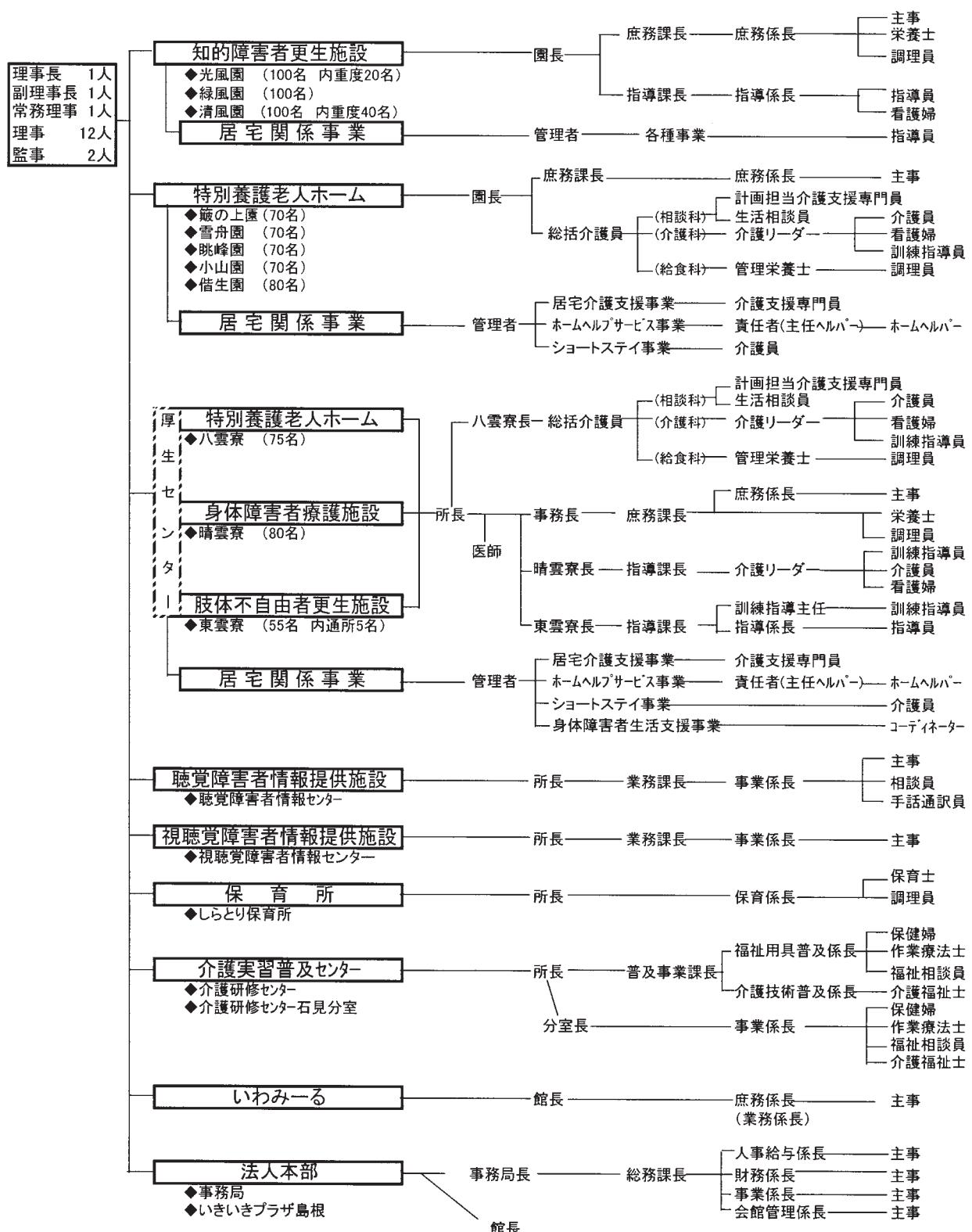
	東雲寮	しらとり	聴覚センター	視聴覚センター	介研本室	介研分室	いわみーる	いきいきプラザ	特別会計II 法人本部	特別会計II 法人本部	合計
運営事業収入	88,210								16,940		2,093,682
委託事業収入	118,845	1,523	36,657	41,669	76,597	41,730	82,686	117,107	423,336		2,409,640
経費補助金収入		15,917						1,035			22,125
特別積立金取崩額	1,968	2,952	76	863	1,868						204,763
その他	2,497	237	225	482	576	29	50	149	0		214,504
事業活動収入計	123,311	108,838	36,959	43,013	79,041	41,759	83,771	134,196	423,336		4,944,714
人件費	80,738	75,393	21,187	32,599	35,806	23,105	13,426	13,071	933,060		3,589,621
事務費	6,129	10,349	13,292	11,055	34,990	16,595	70,167	120,575			803,909
事業費	27,028	14,948									582,675
減価償却費	1,772	7,009	69	799	1,681						130,229
引当金繰入											3,000
事業活動支出計	115,667	107,699	34,548	44,452	72,478	39,700	83,593	133,646	933,060		5,109,433
事業活動収支差額	7,664	1,139	2,411	△ 1,439	6,563	2,059	177	550	△ 509,724		△ 164,719
事業活動外収入計	1	138	0	1,785	1	0	1	1			106,726
事業活動外支出計		124	2,208		4,547	2,060	179	551	3,002		74,563
事業活動外収支差額	1	14	△ 2,208	1,785	△ 4,546	△ 2,059	△ 177	△ 550	△ 3,002		32,163
特別収入計											1,967,840
特別支出計		381			282	1,550					1,668,525
特別收支差額		△ 381		△ 282	△ 1,550						299,316
当期活動収支差額	7,645	773	203	64	467	0	0	0	△ 512,726		166,760

別表J (社福) 島根県社会福祉事業団の主な資金の流れ



別表K 島根県社会福祉事業団 組織図

H12. 4. 1



社団法人島根県林業公社

所在地	松江市母衣町	所管	農林水産部林業振興課
設立時期	昭和40年6月	設立根拠	民法第34条
基本財産	県225,000(50%) 市町村224,700 県森連300(単位:千円)		

〔法人の概要〕

1. 目的

社団法人島根県林業公社（以下「林業公社」という）は、定められた地域において造林及び育林等林業に関する事業並びに林業労働力の確保促進に関する事業を行うことで、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

2. 主な事業内容

林業公社の主な事業内容は、造林、育林及び伐採に関する事業である。

(1) 分収林制度とは

森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の2者、あるいは、これらに費用負担者を加えた3者で契約を結び、森林を造成・育成し、伐採時に収益を一定の割合で分け合う制度。

植え付けの段階から契約を結ぶ「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結ぶ「分収育林」がある。

〔『新しまね森林林業活性化プラン』から〕

(2) 資金の流れと規模

別表L (社)島根県林業公社の主な資金の流れ 参照

(3) 事業地の現状

別表M 市町村別契約状況 参照

3. 財務会計の基本的事項

(1) 財務指標(平成12年度)

① 総資産 70,942百万円

② 純資産 18,640百万円

③ 長期借入金 44,673百万円

④ 同未払利息 6,076百万円

⑤ 一般会計

事業活動収入 2,828百万円（うち借入金収入2,088百万円、補助金収入627百万円）

事業活動支出 2,826百万円（うち人件費103百万円）

事業活動収支差額 2百万円

(2) 会計組織の体系

貸借対照表、収支計算書は、別表Nのとおり、すべて会計単位ごとに作成されている。会計単位は、一般会計を分収造林事業とし、特別会計として分収育林事業、林業労働力確保対策事業、林業就業促進資金事業、林業機械リース事業がそれぞれ別々に把握されている。

4. 社員・役員・職員（平成12年度）

- (1) 社員 53名
- (2) 役員 17名（専務・常務理事2名、非常勤理事12名、監事3名）
- (3) 職員 8名
- (4) 嘱託員 7名（農林振興センター駐在）
- (5) 監督員 26名

5. 林業公社のあゆみ

(1) 県の林野面積は、約52万haで県土の約80%を占め、しかもその大半は民有林であるが、育林的林業の歴史は浅く、その資源構成は極めて貧弱で、戦後の意欲的造林にもかかわらず、林業公社発足当時の人工林率は19%に過ぎなかった。

そこで、拡大造林を一層推進する必要と、高度経済成長にゆれる経営基盤の弱い県の実情を踏まえ、低開発地域を主体にして、分収造林方式による計画的、組織的な造林を実施し、森林資源の造成と、県土の保全、水資源の涵養等をとおして、農山村経済の振興と地域住民の福祉向上を図る目的をもって昭和40年県、市町村並びに県森林組合連合会を社員とする林業公社（当時の名称は島根県造林公社）が設立された。

(2) 林業公社問題検討結果報告書

木材需要の増大が望めず、木材価格も低迷し、林業経営に対する危機感が一層強まっている事業環境の中で、林業公社の今後果たすべき役割と経営のあり方等について協議検討することを目的として、昭和62年9月島根県林業公社検討委員会（以下「検討委員会」という）が設置された。検討委員会は、平成元年2月「林業公社問題検討結果の報告書」（以下「平成元年報告」という）を、平成10年2月には「島根県林業公社経営検討委員会報告書」（以下「平成10年報告」という）を提出している。

〔平成元年報告の要点〕

① 前述した林業経営の危機的環境を踏まえたうえで、林業公社の課題として以下の4点を指摘している。

- ア 県の造林長期計画との整合性を図った場合、林業公社の造林計画をいかに見直すべきか。
- イ 経費増に対応する適正な収入の確保をどうするか。
- ウ 経費の軽減化を図るため、施業方法を見直す必要はないか。
- エ 財源をどのように確保していくのか。

② 改善策としては次のとおりである。

アについては、昭和58年に樹立した林業公社2次計画の事業量（28,000ha）はそのままに当計画で平成12年完了であったものを国の森林基本計画に合わせて平成20年で完了するように期間を延長する。

イについては、林業公社の分収率を55%から62%に引き上げる。

ウについては、林業公社の基本的技術方針である「造林の手引き」を改訂する。

エについては、新たな出資について検討する。

③ 収支予測

上記の見直しを前提とした造林計画の収支予測（昭和40年から平成70年）は、事業費合計3,283億円（元金償還金を含む）収入3,286億円（補助金、借入金を含む）と全体の収支バランスがとれるとする。

〔平成10年報告の要点〕

① 平成元年報告を基に公社の経営の見直しが実施されたが、経営環境は悪化の一途を辿っている。そこで、林業経営環境の現状を正しく認識した抜本的な経営改善策を検討していく必要性があるとして、平成10年報告で検討されている。

② 平成10年報告では、まず林業公社経営の現状を把握した上で、特に財務に関する改善策が提言されている。

林業公社経営の現状については、まず累積債務の実態と償還の可能性について検討している。前述のように平成元年報告では収支のバランスが取れる見通しであったが、平成10年報告では、返済所要額1,667億円に対

し、林業公社の分収金の収入見込み額は617億円であり、現状のままでは償還不能額が1,050億円生じることになると指摘している。

また、林業公社への社会的要請の変化によって、森林政策も木材資源の充実から環境保全への寄与に重点をおくものへと転換しつつあるとの指摘もある。

③ 財務の改善策としては、債務軽減策の基本的な考え方及び具体的方策が提言されている。

基本的な考え方としては、経営全体をとらえる必要性、有利子資金による分収林経営は借入額とその利息の累計額に対し、立木代収入に林業公社の分収率を乗じた額のほうが上回る必要があること、県貸付金の利率(3.5%)が現時点の利息水準としては高いこと、公庫資金についても特段の配慮がなされしかるべきであることが指摘されている。

当該指摘を踏まえ債務軽減の具体的方策として今後の借入期間の短縮、県貸付金利の引下げ、低利資金への借換を提言している。当該方策が実施されたならば、間接経費の借入金に対する利率を0%にした場合、592.9億円が節減できるとしている。

それでも軽減後の債務1,084.2億円に対する収入見込額は617.3億円であることから、まだ大きな支出超過の状態である。

よって、公庫資金も含めた借入金の低利資金への借換（無利子化）が望まれると締めくくられている。

さらに、伐採期の延長による経営改善の可能性についても言及されている。ただし、借入金の償還期間も延びることから、その分の金利が付加されないような方策が講じられない限り、伐採期の延長による経営改善は困難であるとしている。

④ 今後の林業公社のあり方として、新たな事業展開を提言している。

- ア 分収方式による分収造林地を国土保全、水源涵養など公益的機能の観点を重視した地域に限定すること
- イ 県民は、分収造林地の良好な環境の恩恵を広く享受しうることから、その経費負担を県及び市町村の無利子資金により賄うべきであること
- ウ 林業公社は、分収方式以外にも、木材生産に力点をおかない「多様な森林整備」事業の事業主体ないし総合的な管理・経営の担い手となるべきこと

以上の点について提言している。

さらに、林業公社の事業遂行を効率化するために、

- エ 10年を一期とする実施計画を5年ごとに策定する必要があること

- オ 事務処理のOA化、組織の活性化の必要性

を指摘している。

〔問題点〕

1. 林業公社を収益事業体として捉えたときの問題点

(1) 『平成元年報告』および『平成10年報告』における収支見込みの判断の甘さ

① 木材価格は、昭和40年代からの外材の急激な輸入により低落傾向が続いている。平成元年報告においても「木材需要の増大が望めず、木材価格も低迷し」「国産材丸太の物価指数は……好転の兆しが見えない」としている。

ところが、同じ平成元年報告において林業公社の改善策の重要施策とされている「分収率の見直し」の試算では、材価の伸び率が1.54%とされている（年間1.54%の伸び率で推移すれば木材価格は30年間後には約1.6倍に上昇）。

一方で、木材価格低下を予測しながら、収支予測においてはこのような木材価格の上昇を想定して収支予測をすることは矛盾している。

② 次に、平成10年報告においては、将来予測を行うにあたって、さすがに木材価格が上昇するとして伸び率を見込むようなことはしていない。

しかし、さらに木材価格の低落が予測されるならば、木材価格が下落した場合の試算もしておかねばならないはずである。

(2) 貸借対照表の資産科目である『森林勘定』に関する会計処理が適切でないことについて

当該事業主体の現状を正確に把握するためには、会計処理が適切に行われ、かつ、その会計処理の結果が適正に表示されなければならない。

そうでなければ当該事業主体の現状把握を誤ることになる。

ところで、いわゆる「不績林」（森林病害虫や気象害等による被害を受け、当初期待した収入が見込めない、またはほとんど価値を失った状態の森林）については、伐採による将来の収入が見込めない。

それにもかかわらず、林業公社の森林勘定においては、当該不績林が被害を受ける前の評価相当額をそのまま資産として計上している。

これは、資産を過大に計上しているということである。これでは林業公社の現況に関する判断を誤らせることになる。

(3) 森林勘定が事業地毎にまとめられているにとどまり、森林についてよりきめ細かい資産評価がなされていないことについて

森林の正確な資産評価のためには、森林の内容についてきめ細かく把握しておく必要がある。例えば、松くい虫による松の被害を森林の資産評価に反映させようとするならば、同一事業地内で松、杉、檜を分けた上で、さらに松について松くい虫による被害を受けた松の量が把握されていなければならない。

ところで、一般の小売店等の会計処理においては、商品の「棚卸し」は不可欠である。

林業公社において「樹木」は、小売業等における「商品」と同視できるにもかかわらず、林業公社では小売業等にいう「棚卸し」（決算や整理のため、手持ち商品・製品・原材料・仕掛品等の在庫を帳簿と引き合わせて、その数量を調べ、その金額を評価すること）に基づいた正確な資産評価がなされていない。

森林勘定を事業地毎に行うにとどまらず、樹種ごとの評価等、よりきめ細かい資産評価を行うことが、当該事業主体の現状を正確に把握するため必要である。

(4) 造林地全体についての将来の収支予測がされていないこと

ところで将来の収支予測のための資料として現在考えられるものとしては、伐採期の延長の施策をとる際の調査結果がある。

この、造林地調査については、林業公社から以下の回答を得ている。

つまり、「造林地調査は、各事業地毎の成育状況を把握することを第1の目的として全ての林業公社造林地を対象に行ったものである。その中で、25年生以上の壮齡林については、事業地、樹種毎に標準地調査を実施し、その結果に基づいて伐採時における収支の試算を行った。」というものである。

すなわち、幼齡林を含めた造林地全体について行った調査は、あくまでも「成育状況を把握するための調査」であって、幼齡林については、そこから将来的に生み出される利益を予測するための調査はなされていない。

しかし、林業公社の将来の収益は、幼齡林を含めた造林地全体からあがる。

したがって、収益事業体として将来の収支予測をたてるためには、幼齡林を含めた造林地全体について、収益予測の基礎となるデータを得るために調査が必要である。

(5) 伐採期の延長に伴う試算における木材の単価の見込について

伐採期の延長に伴う調査・試算の際、木材の単価として現在の単価を用いている。

しかし、木材の単価の下落の傾向を見ると、この、現在の木材の単価を用いて行った将来予測は、実際とは大きくかけ離れたものになる可能性が高い。

この点は、(1)で収支予測の見込みの甘さとして指摘したのと同じ問題である。

(6) 『平成10年度報告』にいう伐採期延長が必ずしも経営改善にはつながらない恐れがあることについて

林業公社の経営改善策として現在、伐採期延長が検討されている。伐採期を延長することによって付加価値の高い大径材を生産して有利に販売し、また、伐採量を平準化しようとするものである。

しかし、伐採期を延長することは、収益の実現時期もそれだけ先になるということを意味する。ということは、収益から借入金を償還することも将来に延ばされるということになる。

とすると、伐採期までの期間の利息負担が生じることとなる。

これに対しては、県から林業公社への貸付金の無利子化および伐採期の延長をする事業地の農林漁業金融公庫の施業転換資金による低利資金借換を実施する予定である。これらによる効果は、県の無利子化によるものについては、既貸付金の対象額が約12億4千万円、利息軽減額が約3億7千万円であり、施業転換資金による低利資金借換によるものについては、対象額が約17億8千万円、利息軽減額が約4億8千万円と試算されている。

当該試算によれば県と林業公社を一体とみなせば結果として金融公庫分約4億8千万円の軽減が見込めることになる。

しかし、伐採期の延長の対象は全造林地の11%であり、当該伐採期の延長によって無利子化あるいは低利子化される金額も、県借入金が全体の6%、公庫借入金が全体の7%にすぎない。

この数字をみる限り、伐採期延長が林業公社の経営改善の大きな柱であるとされているにもかかわらず、実際はその効果はさほど期待できるものではない。

また、他県も同様に施策として伐採期延長を行うならば、他県の木も同じ時期に伐採売却されることになり、他県の木と競合して売買価格が低迷する可能性もある。

以上よりすると、伐採期を延長することが必ずしも経営改善につながるとは限らない。

(7) また林業公社の経営改善の為に無利息で県から借入を行うことは、林業公社から県に負担が移転したに過ぎないとみることもできる。

このように、県の負担が求められるとするならば、その負担が将来にわたっていつまで続くのか、それがどの程度の金額になるのか、が示される必要がある。

しかし、上記のように、造林地全体の収支予測もなされていないという現状からすると、県の負担の将来予測は明らかにはならない。

(8) 「平成10年報告」では、10年を一期とする実施計画を5年ごとに策定するよう求められている。

この「平成10年報告」に基づいて作成された計画は、平成20年までのものということになる。この計画が無意味とはいわないものの、計画が平成20年までのものにとどまっているとすれば、事業地の大部分において標準伐採期まで見通した計画を持たないことになってしまう。

造林地においては、早くとも伐採期までは、収益が実現しない。よって、早くとも伐採期までの事業計画を有しないならば、収益を獲得することを目的とする林業公社のあり方を検討する計画としては不十分である。

2. その他の会計処理上の問題点

(1) 退職給与引当金の引当不足

将来の退職金の支払に備えるため、職員が自己都合で退職した場合の要支給額の100%を退職給与引当金として引き当てることが望ましい。現状、林業公社のそれは2,985千円の引当不足となっているため、早期に引当をする必要がある。

(2) 立木補償積立金

立木補償積立金を引当金の一種として扱っているが、適正な会計処理を行うための会計基準からいうと、この「立木補償積立金」は、将来の損失に備えた、貸借対照表の「負債の部」に掲げるべき「引当金」ではなく、同額の制度資金繰上償還の原資を確保するための利益留保性積立金であり、これは「資本の部」に掲げるものだと思われる。

また、立木補償積立金が負債としての性格を有していないことからすると、実体を伴わない負債を計上していることにもなる。

さらに、そもそも公益法人である以上、利益留保は一定の制限があるにもかかわらないのに、このように立木補償積立金を積むことによって利益留保を行うことは問題である。

(3) 森林災害補償引当金

現在、森林国営保険法に基づく森林国営保険契約は、契約対象が10年以下の森林に限られ、10年超の森林について保険を掛けるという制度がない。そのためであろうか、林業公社では、損害相当額を担保するために森林災害補償引当金を計上し、同額の資金を留保している。

しかし、その当該引当金が利益留保性積立金でないといふためには、何らかの方法で将来の損失の発生金額を見積しなければならない。合理的な金額の算定ができないのであれば、利益留保性積立金とみなされ、前記(2)の立木補償積立金と同様の問題があるといわざるを得ない。

(4) 期末時の経費

金額的にわずかであるが、林業公社では、平成13年3月30日に収入印紙を861,000円、同日郵便切手を341,000円まとめて購入している。予算消化のためのまとめ買いと思われ、このうち収入印紙は5月に、郵便切手は8月に購入されている。

(5) 森林国営保険料の取扱い

森林保険料は5年分を前払いすることになっているが、前払費用として繰延べ処理されていない。

〔意見〕

1. 短くても予定する伐採期までの事業計画をたてるべきであることについて

およそ事業体として収益をあげることを目指すならば、収益が実現する時期に最大の収益を獲得するためにはどうするかという観点から、収益の実現までの事業計画を策定するべきである。

造林事業においては、収益は、早くても伐採期にいたるまでは実現しない。すると、短くても伐採期までの事業計画は立てられなければならない。伐採期までの事業計画でないと仮に計画があったとしても、それは、収益を獲得するための事業計画とはいえない。

他方、県の立場からしても、計画のないものに対し県費を出すとの判断はできないはずである。

2. 事業計画立案の前提として、正確な資産評価や収益予測をすべきであることについて

(1) 事業計画を立案するにあたっては、正確な資産評価や収益予測がなされていることが前提となる。

林業公社にとって収益のもととなる資産は立木である。そしてその立木全体の評価額は森林勘定の中で示されることになる。適正な損益計算を行うためには、この立木の資産としての評価が正しく行われなければならない。そのためには全造林地について、樹種も考慮してきめ細かく評価していくことが必要となる。

収益予測についていえば、木材価格がさらに低迷を続けるという可能性がある以上、収益予測をたてるにあたっては、厳しく想定した売却予定価格に基づく必要がある。

(2) とはいっても、このようなきめ細かい資産評価を広大な面積のすべての造林地について行うことは非常に困難であるとは思う。また、立木は成長し姿を変えていくこと、伐採して換価するのは数十年後であること、からすると、収益予測を立てることも困難であると思う。

しかし、広大な面積の立木一本一本について評価することはできなくても、サンプル調査などの手法を用いて、より正確な評価をする努力はなされるべきであろう。

(3) また、立木の性質上、自然災害等によって評価額を減額せざるを得なくなったり、市況が大きく変化するなど、収益予測と実際が大きく食い違って計画通り進まないことは当然に考えられる。

しかし、そうだからといって、正確な資産評価や収益予測に基づく事業計画を立案しなくてよい、ということにはならない。

計画通りに進まない事態が生じたら、その度に計画を修正していくべきである。

3. ところで、きちんと資産評価をし、収益予測をたてた結果、林業公社の事業がおよそ収益事業としては、成立しないという結論にいたる場合もないとはいえない。その場合には、その結論を正面から受け止めた上で、林業公

社のあるべき姿を模索すべきである。

もし資産評価や収益予測の基に行う事業計画の立案を放棄するならば、または資産評価や収益予測の結果林業公社の事業がおよそ収益事業としては成立しないという結論が出た場合にその結論を直視しないならば、それは問題を先送りしたにすぎない。

林業公社に関して問題を先送りにするならば、その扱う金額が極めて大きいことから、そのつけは計り知れない。財政状況が逼迫している現在、問題の先送りは許されない。

4. 林業公社経営に関連して、最近、森林の環境保全機能等、いわゆる「森林の多面的機能」の要素が強調されることがある。

たしかに、森林事業によって収益をあげられるかどうかとは別に、森林には環境保全機能等の重要な機能（いわゆる「多面的機能」）があることは否定しない。

だが、だからといって収益事業体としての林業公社の事業の実態の把握をおろそかにしていいというわけではない。

林業公社が収益事業として始まっている以上は、事業体として収益があげられるのか、をしっかりと見極めてほしい。

その上で、収益事業としては成り立たないとしても森林の多面的機能を保持するために県費を投入すべきだという判断、及び、投入される県費が森林の多面的機能を保持する費用としていくらが妥当かという判断がなされるべきである。

そしてその場合には、確かに林業公社には、他には代えがたい森林整備のためのさまざまなノウハウが集積しているのだから、林業公社が再び積極的に位置づけられることになろう。

けれども強調すべきは、林業公社の収益事業体としての実態の把握なしに、いきなり森林の多面的機能の保持の必要性を理由に、県費の投入を認めることは適切ではないということである。

5. また林業公社の行う分収林事業は、雇用対策との見方もある。

しかし雇用対策だとすると、雇用対策であることを正面から政策目的として掲げた上で、林業公社による分収林事業が雇用対策としてどれだけ効果があがるのか、その効果を上げるための費用として適切なのか、が厳密に吟味されなければならない。

分収林事業の「雇用対策」としての役割を持ってきて、事を曖昧にすることは許されない。

6. ところで、収益事業として考えた場合、林業公社にとっては利子負担が収益を獲得するための費用負担であるという点を看過してはならない。

また、他方、県にとって無利子または低利で林業公社に貸付けを行うことは、対象の利子部分が県の負担となること、つまり、実質的に補助金支出と同様であることを、明確に認識すべきである。

県の貸付金は、県議会の議決を経て予算として承認されている。島根県林業公社事業貸付要綱に基づき貸付金を無利子とすることは、県議会の議決は必要ないとされている。これは、本来県の負担となる補助金が県議会の議決を経て予算として承認されなければ支出できることと均衡を失している。

7. 分収造林事業も、4、5年後からいよいよ伐採期に入り、伐採、搬出、販売等の業務を開始する。

ところで、本格的な業務に先立って行うべき事務がある。たとえば、分収時点での権利者を確定する作業である。平成12年度末において分収造林事業の契約者（所有者）数は約7,000人であるが、この中には住所変更や相続開始によって林業公社が把握している情報と実際が食い違っている場合が相当数あるものと推測される。

また、前記のとおり林業公社では「長伐化」の方針が立てられているが、これは伐採期限を延長することであって、契約条件の変更を意味する。

いずれにしても、契約権利者の正確な把握が欠かせない。

相続関係等を調べて現在の権利者を把握する作業だけでも、林業公社に膨大な事務量が発生し、多額の費用を要する。どの程度の事務量や費用が発生するかの見当をつけるためにも、早く調査に取り組む必要がある。

加えて、全国各地で林業公社（ところによっては森林公社等の名称）が設立された時期が一時期に集中しているため、これら全国の林業公社の造林地は一斉に伐採期に入ることになる。そうなると、大量供給によって木材価格が低落する可能性は非常に高くなると思われる。

林業公社を取り巻く事業環境は、本格的な業務開始が近づいたこの時期になって、ますます厳しくなり、林業公社の事務量や費用も相当に増大することが予測される。

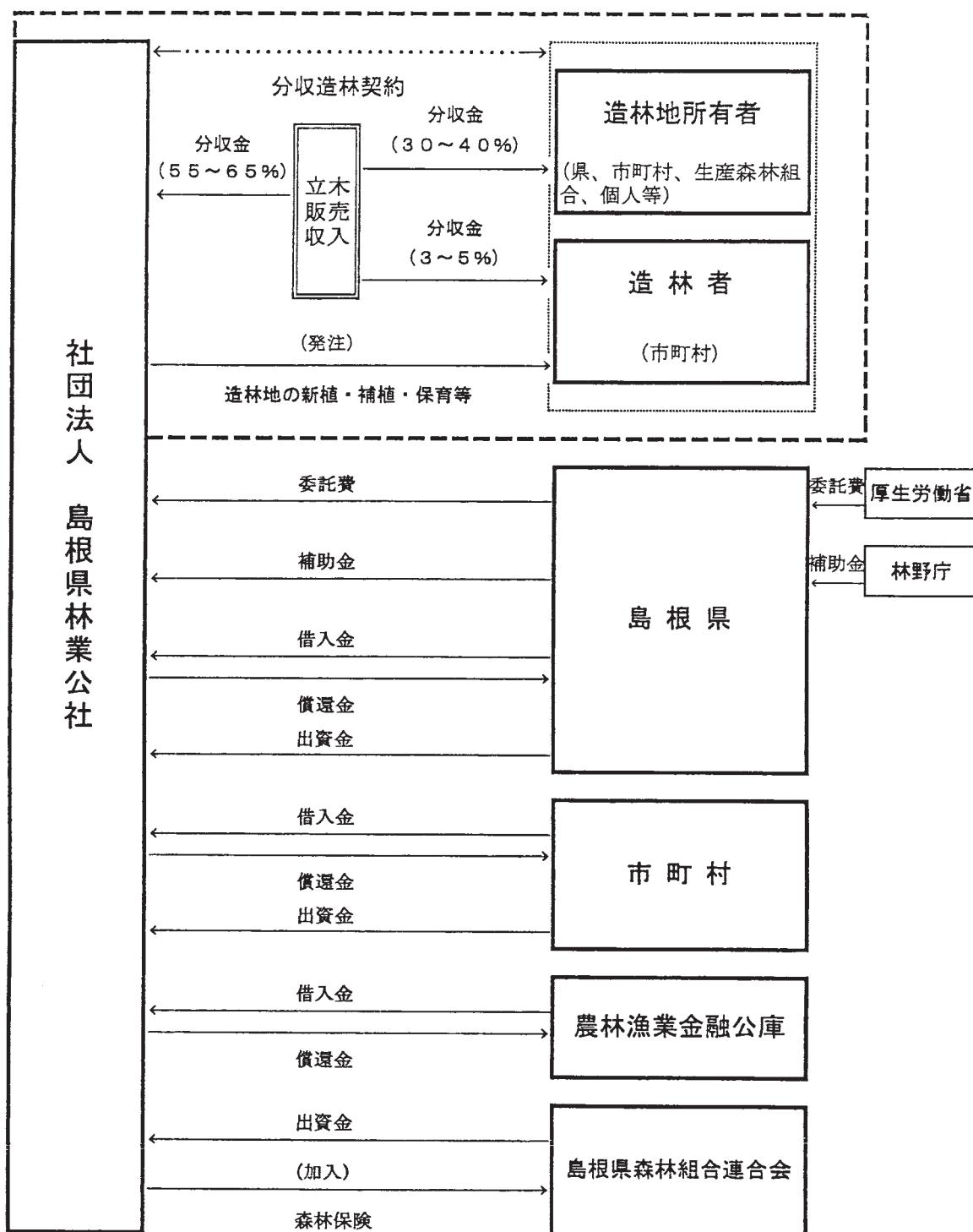
このような状況に対応していくためには、高度な経営管理能力が必要となる。

8. おわりに

包括外部監査の進行中から、林業公社においても抜本的な解決の必要性が強く意識されてきた。林業公社では、分取造林事業に関し平成14年8月を目処に既存事業地の全伐採期を覆う長期経営（収支）計画を策定する予定と聞いている。

分取造林事業に関して指摘した基本的事項の多くは、島根県の林業公社のみに特有のことではなく、おそらく全国共通の課題であると思われる。今後林業公社において先進的かつ着実に業務の改善が進んだ暁には、「島根方式」として他県の林業公社の範となるものと大いに期待したい。

別表L (社) 島根県林業公社の主な資金の流れ



別表M 市町村別契約状況(平成12年度末現在)

市町村名	箇 所 数	契約面積(ha)	延契約者数	備 考
松 江 市	2	33	5	
庵 島 町	4	61	40	
島 根 町	10	177	11	
美 保 閑 町	3	33	45	
八 雲 村	7	85	32	
玉 湯 町	3	22	21	
宍 道 町	2	14	3	
安 来 市	6	77	22	
広 瀬 町	55	857	220	
伯 太 町	53	495	266	
仁 多 町	82	948	439	
横 田 町	94	961	505	
大 東 町	86	1,210	408	
木 次 町	52	649	448	
三 刀 屋 町	78	1,083	729	
吉 田 村	43	548	118	
掛 合 町	98	1,182	417	
頓 原 町	67	858	247	
赤 来 町	52	703	144	
出 雲 市	18	274	32	
平 田 市	18	204	109	
斐 川 町	3	37	17	
大 社 町	21	259	35	
佐 田 町	55	742	239	
大 田 市	114	1,718	249	
仁 摩 町	6	65	23	
合 計			1,916	25,836
				7,122

市町村名	箇 所 数	契約面積(ha)	延契約者数	備 考
温 泉 津 町		10	130	23
川 本 町		58	666	172
邑 智 町		77	1,109	165
大 和 村		40	616	109
羽 須 美 村		76	957	299
瑞 榮 町		18	237	41
石 見 町		44	822	140
桜 江 町		19	317	56
浜 田 市		48	439	113
江 津 市		73	989	116
金 城 町		69	931	192
旭 町		35	643	56
弥 栄 村		60	708	119
三 開 町		25	192	50
益 田 市		37	393	105
美 都 町		38	585	78
匹 見 町		31	620	62
津 和 野 町		30	590	153
日 原 町		54	829	129
柿 木 村		10	124	50
六 日 市 町		7	153	15
西 鄭 町		13	171	18
五 箕 村		10	270	21
都 万 村		2	50	16
合 計			1,916	25,836
				7,122

別表N 島根県林業公社 貸借対照表(平成13年3月31日現在)

(単位:千円)

	一般会計	特別会計				合計
	分収造林	分収育林	林業労働力対策	林業就業促進	林業機械リース	
現金預金	33,450	2,031	1,125	27,177	2,822	66,605
公庫借入留保金	369,099					369,099
未収補助金	327,181					327,181
その他の流動資産	5,504		152		2,329	7,985
流動資産	735,234	2,031	1,277	27,177	5,151	770,870
基本財産(定期預金)	450,000					450,000
分収林(森林)	69,090,350	11,756				69,102,106
立木補償積立預金	209,700					209,700
森林災害引当預金	262,410					262,410
退職給与引当預金	66,800					66,800
貸付金				69,410		69,410
その他の固定資産	10,735		158		0	10,892
固定資産	70,089,995	11,756	158	69,410	0	70,171,319
資産	70,825,229	13,787	1,435	96,587	5,151	70,942,188
未払金	682,221		938		423	683,582
短期未払利息	309,037					309,037
その他の流動負債	5,544	2,031	339			7,914
流動負債	996,801	2,031	1,277		423	1,000,532
長期借入金	44,576,802			96,560		44,673,362
長期未払利息	6,076,414					6,076,414
立木補償積立金	209,700					209,700
森林災害引当金	262,756					262,756
退職給与引当金	66,800					66,800
その他の固定負債	11,756			27		11,783
固定負債	51,192,472	11,756		96,587		51,300,815
基本資金	450,000					450,000
正味財産増加額	18,185,955		158		4,728	18,190,841
正味財産	18,635,955		158		4,728	18,640,841
負債及び正味財産	70,825,229	13,787	1,435	96,587	5,151	70,942,188

収支計算書 (自) 平成12年4月1日
(至) 平成13年3月31日

(単位:千円)

	一般会計	特別会計				合計
	分収造林	分収育林	林業労働力対策	林業就業促進	林業機械リース	
長期借入金収入	2,088,386			36,490		2,124,876
補助金収入	627,111		23,727	547	60,000	711,385
受託事業収入			7,661			7,661
その他の収入	113,491	1	3,874	5,589	12,136	135,091
収入計	2,828,988	1	35,262	42,626	72,136	2,979,014
直接事業費	1,486,454		35,169	22,060	60,000	1,603,683
人件費	103,438					103,438
事務費	16,315					16,862
借入金返済支出	351,539					351,539
支払利息	840,262		94			840,356
その他の支出	28,610			3,340	10,089	42,038
支出計	2,826,618		35,262	25,947	70,089	2,957,916
当期収支差額	2,370	1	0	16,679	2,047	21,098

財団法人ふるさと島根定住財団

所在地	松江市朝日町	所管	商工労働部労働政策課・企画振興部定住企画課
設立時期	平成4年9月	設立根拠	民法第34条
基本財産	県400,000(100%) (単位:千円)		

〔法人の概要〕

1. 目的

財団法人ふるさと島根定住財団（以下「定住財団」という）は、人口定住に向けて魅力ある雇用の場の創出、人材の確保・育成、定住条件の整備等、地域雇用環境整備対策を重点的に実施し、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのUターン就職の促進を図り、もって、魅力ある地域づくりを推進することを目的とする〔寄附行為第3条〕。

2. 事業内容〔寄附行為第4条〕

- (1) 福利厚生施設の設置又は整備に必要な資金の借入れに係る債務保証
- (2) 福利厚生施設の設置又は整備に対する助成金の支給
- (3) Uターン就職等に伴う住居移転に要する費用の負担に対する給付金の支給
- (4) 雇用環境改善のための研修及び指導
- (5) 地域雇用開発促進に関する情報の提供
- (6) 地域雇用開発促進のための調査及び研究
- (7) 県内定住やU・Iターンの促進のための総合的な情報提供
- (8) 人口定住を促進するための先導的事業の企画及び実施
- (9) 国及び地方公共団体等からの委託を受けて行う地域雇用環境整備促進事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 財務会計の基本的事項

- (1) 財務指標（平成12年度）

① 総資産	2,335百万円
② 純資産	2,130百万円
③ 収支決算額	
事業活動収入	443百万円（うち受託事業収入14百万円、補助金収入372百万円）
事業活動支出	430百万円（うち人件費35百万円）
事業活動収支差額	12百万円
- (2) 会計組織の体系
 - ① 会計システム：公益法人会計基準に準拠
 - ② 貸借対照表、収支計算書：会計単位ごとに作成（別表O参照）
 - ③ 会計単位
 - ア. 一般会計：管理部門
 - イ. 基金特別会計：地域雇用環境整備事業、人材育成・定着事業、情報提供事業
 - ウ. 受託事業特別会計：地域雇用環境整備普及・定着事業、地域雇用環境整備研修事業
 - エ. 定住企画特別会計：定住総合情報提供事業、定住受け皿づくり事業、U・Iターン誘導事業
- (3) 資金の流れ

別表P『助かるさと島根定住財団の主な資金の流れ』参照

4. 組織体制

(1) 役員

理事23名（県知事が理事長、その他県からは総務、企画振興、健康福祉、農林水産及び商工労働の各部長並びに教育長、出納長が就任）、監事2名

(2) 常勤体制

常務理事1名、県からの出向者2名、常勤職員2名であり、その他嘱託職員・臨時職員からなっている。

(3) 業務体制

業務第一課（管理部門と雇用関係の事業）と業務第二課（その他の定住事業）に大別されている。

5. 定住財団の歩み

(1) 県では、かねてより定住対策として独自の事業（ふるさと就職促進事業）を行っていた。

平成3年度に、国（旧労働省）では地域雇用開発等促進法の改正を行い、新たに「若年者を中心とした労働力が流出する等の問題を抱える地域を対象に、勤労者にとって魅力ある地域づくりを支援し、人材の確保・育成・定住を促進するための地域雇用環境整備事業」をスタートさせた。県もこの事業の導入を計画した結果、平成4年9月、受け皿としての定住財団を設立した。

したがって、発足当初の定住財団は、県本体からの事業も引き継ぎつつ、この旧労働省の委託事業を実施した。そのような経緯から、県の主管課も商工労働部労働政策課（当時は職業安定課）となった。

(2) 平成8年度からは組織を拡大し、従来の事業に加えて、定住に関する総合的な情報の提供や定住促進のための先導的事業の助成等、新しい事業を実施している。

後記のとおり、定住財団の実施事業も、雇用関連事業から県の定住施策に関連する事業へ相対的に比重が移っており、企画振興部定住企画課をはじめ県庁各部署及び県出資団体との関連事業が多くなってきた。

現在、定住財団の所管課は、労働政策課と定住企画課の2課にわたっている。すなわち、労働政策課の所管事項として、定住財団の「業務運営の指導に関すること。」（島根県行政組織規則第18条の同課所管事項の十四）が挙げられており、定住企画課のそれとしても、定住財団の「業務の運営に関すること。」（同規則の同課所管事項の七）が定められている。

6. 平成12年度の事業実績

別表Qのとおりである。雇用関連事業は金額ベースで約1割に過ぎない。

なお、定住財団の事業の特色は、いわゆるインキュベーション（孵卵器型）といわれており、県本体では厳格な手続上の制約があって実施が困難な先進的な事業を機動的かつ柔軟に行っている。

すなわち、県庁本体各部署が実施している定住対策事業の「隙間を埋める事業」、県では縦割りのしがらみに制約されて実施の難しい「広範かつ自由な発想による事業」、県で本格的事業化をする前に「実験的・先導的に行う事業」等の企画・実施である。

〔問題点〕

1. 個別事業における問題点

前記のとおり、定住財団では様々な事業を展開しているが、その事業の中には、民間への助成金交付型のものが少なくない。「出資団体が行う補助金事業」のあり方について考えさせられた。

ここでは、個別事業のうち、①新規分野進出企画支援事業、②ふるさとしまね定住促進事業、③中山間地域民間賃貸住宅建設支援事業、④U・Iターン住まい支援事業（空き家活用助成事業）の4つの事業を取り上げ、それぞれについて問題点及び意見を述べる。（各事業で引用する「要綱」は、各事業で定められ、その名を冠した「交付

要綱」である。なお、事業名の前の番号は、別表Qの番号である。)

17 新規分野進出企画支援事業	平成12年度決算額 5,000千円
目的 —— U I ターンの受け皿づくりを進める目的で、県内の事業者グループ等が専門家から継続的にノウハウの提供を受けて新規分野へ進出していこうとする場合に、必要な経費の一部を助成する	
対象者 —— 組合、事業者グループ、市町村等が出資している団体	
適用除外 —— 事業者グループ等の経常的運営費、国・県等の他の補助金の対象となっている事業	
対象経費 —— 専門家に対するコーディネート経費、事業化・市場化等の研究のための経費、旅費、会議費その他事務費	
補助率等 —— 対象事業費の1/2程度、単年度1事業5,000千円以内	

(1) この事業は企業振興に関連する事業である。

企業振興関連事業は、県では商工労働部企業振興課、財團法人しまね産業振興財団（以下、「産業振興財団」という）が主に担当している。

① 企業振興課や産業振興財団が取り組んでいない企業支援事業を定住財団が行う必要性について

この事業は、産業振興財団が実施している企業支援事業と似ているが、定住財団の事業は産業振興財団の事業の前段階での支援を目的として行われているとのことである。

しかし、企業振興事業には一定の専門性が必要であること、県には企業支援の専門部門として産業振興財団があること、からすると、企業支援関連事業は産業振興財団に集中すべきと考えられる。

企業支援の専門部門である産業振興財団が事業化していない事業を、定住対策として定住財団があえて事業化する必要性があるか疑問である。

② 企業振興事業に必要な専門性について

定住財団には、企業支援に関して専門性をもつ職員はおらず、とくに専門性を高める研修等も受けてはいない。これに対して定住財団は、企業支援事業に際して必要となる専門的なチェックは、専門性を有する委員からなる審査会で行うので問題はない、と説明する。

しかし、後述のように、当該審査会が形骸化している現状では、定住財団が当該事業を行うとした場合、当該事業を実施するために必要な専門性が確保できているのか、疑問である。

③ 企業振興課又は産業振興財団との調整及び連携について

定住財団が支援した企業等が新規分野への進出に成功した場合、その後の支援は産業振興財団に引継がれるシステムになっている。

この引継ぎのタイミングを見極め円滑に引継ぐためには、相当早い時期から定住財団と産業振興財団との調整が欠かせないはずである。

また、定住財団がこの支援事業を遂行する上で、産業振興財団と連携し、産業振興財団の有する企業支援に関するノウハウ等を活用できれば、より効果的である。

しかし、引継ぎ前の段階において、定住財団と産業振興財団との間で意識的に連携が図られた形跡が見受けられない。

両者間の調整と連携のルールづくりを行う必要がある。

(2) この補助金のメニューの中には、すでに進出が決定している事業の初期投資額の軽減に使われているものがある。

しかし、定住財団の目的・趣旨は一般的企業支援ではなく、「定住」である。定住財団の行う事業は、「定住」に資するか否かとの観点から審査、事業認定がなされるべきである。

この点は、審査会で審査すべき事項と考えるが、次の(3)の審査会の実態を考えると、審査会で十分に審査されたか否か不明である。

(3) 審査会の実態

審査会は、本来、審査委員が一堂に会し互いに議論を交わすことによって、適切な判断をなすことができるものである。

しかるに、現状では、多忙な審査委員の日程調整が困難であるとして、持回り審査が常態化している。その上、持回り審査の手続では、審査委員から審査表が提出されるが、この審査表も半数以上が単に承認の可否が記載してあるだけで、事業に対するコメントの記載が全く無い。

企業支援事業に際して必要となる専門的なチェックは、専門性を有する委員からなる審査会で行うとされてい るにもかかわらず、このように形骸化した審査方法は問題である。

審査会を開催するために十分余裕を持って日程調整を行ったり、やむを得ず持回り審査となるにしても、審査 委員に必ずコメントを付す義務を課す等の工夫が必要である。

同じ「承認」でも、積極的な承認か消極的な承認かがわかるような、きめ細かな審査結果が明示され、そのよ うなデータが蓄積されることが重要である。

「審査会」の機能は、当該個別の事案の「可否」を決することだけではない。審査意見が蓄積されていけば、 それはこの事業の必要度や有効度を検証するデータとなる。

(4) 事後的なフォローについて

新規分野進出企画支援事業費補助金交付要綱第15条で定められている新規分野進出状況報告書（3年間提出を 義務づけられている）が入手されていない。

報告書は、当該支援事業の効果測定上重要であり、入手する努力をするべきである。

なお、支援企業の情報が担当者のメモの形でファイルされていたが、必要な事項を整理して一定の様式を定め、 情報を統一的な様式で把握すべきである。そうすることで、他の企業の実績との比較も可能になる。

また、提出すべき書類の提出を徹底しないでいることは、支援を受けている企業の、貴重な公費によって支援 されているという自覚を緩ませるということにもなりかねない。

18 ふるさとしまね定住促進事業	平成12年度決算額 4,000千円
目 的 —— 人口定住の促進につながるような先導的な事業を実施する県内の団体等に対し、必要な経費の一 部を助成する	
対 象 者 —— 民間団体・グループ	
適用除外 —— 団体等の経常的運営費、直接営利を目的とする事業、国・県等の補助金の対象となっている事業	
対象経費 —— 対象事業を実施するために必要な経費	
補助率等 —— 対象事業費の2/3程度、単年度1事業4,000千円以内	

(1) この事業では、「新規分野進出企画支援事業」で指摘している進出状況報告書と同様の事後的な報告書の提出 が、そもそも要綱上定められていないという問題がある。

(2) 定住財団が支出する助成金を受けている事業者が、経理業務を自ら行わず、商工会議所に委託している例があつ た。しかも当該委託料が助成対象経費に含まれていた。

しかし、事業者にとって、経理業務は本来自らの手で行うべき重要な業務であり、経理業務を他に委託すると いう姿勢の事業者に助成金を支出することには疑問がある。

27 U・Iターン住まい支援事業(空き家活用助成事業)	平成12年度決算額 12,815千円
-----------------------------	--------------------

目的——U・Iターン者の住まいの確保のため、市町村・公的団体等が個人の空き家を一定期間、原則として無償で借受け、又は買い上げる等して建物を修繕する場合に、その修繕費を助成する

対象者——市町村、公的団体等

対象期間——最低10年間、U・Iターン者への貸出しを義務づける

補助率等——対象事業費の1/2以内、1箇所当たり2,500千円以内(離島にあっては3,000千円以内)

この助成事業では、市町村等がU・Iターン者の入居のため空き家を10年以上借り上げることが助成金交付の条件となっている。その条件を満たしているかについての資料として、市町村等と空き家の貸主との間の建物賃貸借契約書がある。

現在、要綱上建物賃貸借契約書写しの提出が義務づけられていないため、助成金交付の条件を満たしているかを文書上確認できていない。

また、当該支援事業が効果が上がっているかどうかは、市町村が借り上げた空き家にU・Iターン者が継続して入居しているかどうかに現れるが、入居者と市町村との契約書写しの提出も義務づけられていないので、入居状況も十分把握されているとはいえない。

市町村と空き家の貸主との間の建物賃貸借契約書及び市町村と入居者との間の契約書の写しの提出を要綱に盛り込む必要がある。

28 中山間地域民間賃貸住宅建設支援事業	平成12年度決算額 142,019千円
----------------------	---------------------

目的——中山間地域におけるU・Iターン者の住まいの確保のため、民間事業者が市町村と建設協定を締結した上、U・Iターン者向けの民間賃貸住宅を建設し、市町村がその住宅建設に必要な経費の一部を助成する場合、その経費に対し助成する

対象者——市町村

対象期間——最低10年間、市町村がU・Iターン者の入居を優先して借上げる

補助率等——建設費の1/4以内、1戸当たり2,500千円以内(離島にあっては3,000千円以内)

(備考)財団の助成以上に市町村が助成した事例は現在のところない。

(1) この事業を行う上では、当該地域の住宅需要を把握することは不可欠であるはずである。

ところが、定住財団ではこれを自ら把握していないため、住宅需要との関係で事業の必要性がチェックされていない。

住宅事情については、県レベルでは土木部建築住宅課及び島根県住宅供給公社が専門的に把握しているので、それらの関係部署と連携することによって情報を取得し、住宅需要との関連で当該事業の必要性をチェックすべきである。

ところでこの事業については、平成15年度の上記建築住宅課への事業移管を前提に、平成14年度から同課と定住財団との間で協議することとなっている。

(2) 入居状況の把握について

この事業は、U・Iターン者への住宅提供を目的とするが、支援を受けられるU・Iターン者の要件が明確でないために、数年前にU・Iターンをしてすでに住宅を確保している者を支援事業の対象として入居させることも理屈上可能となる。

そうだとすると、当該事業の本来の目的に沿っているかどうか検討を要すこととなる。

(3) 補助対象の建築主と建築請負業者が同一人である事例があった。

いうまでもなく補助金算定の基礎となる設計価格の審査は重要である。本事例のように工事費を見積もる者と

補助金を受ける者が同一人である場合、工事費が客観的に適正な見積額となっているかどうかを慎重に審査する必要がある。

定住財団では、当該市町村役場の建築部局で設計価格の妥当性は確認されていることであるが、妥当性の根拠となる書類は残されていなかった。

手続の節目節目の重要な資料は、定住財団自らチェックできるよう備え残しておく必要がある。

- (4) 平成12年度の中途まで、要綱第5条で提出が定められていた協定書（市町村が、U・Iターン者の入居を優先して、10年以上借り上げることを定めたもの）が提出されていない事例があった。

現在、事後的であるが該当市町村に提出を依頼している。

2. その他（会計処理上等の問題点）

- (1) 業務の年度間配分

定住財団では、年度当初に事業の企画を立ち上げ、計画を練り、年度末に向け事業を完成させるという日程となっている。しかし、これでは、県の単年度予算主義による事業と違いがなく、単年度制にとらわれず継続した事業を行うことのできる定住財団のメリットが十分に発揮できていない。

特に助成金の交付決定や広報誌の発行は年度末に集中して行われ、年度末に職員が残業を重ねているという状況がある。

事業の平準化を行い、業務の効率化を図る必要がある。

定住財団としての動きやすさをうまく活用し、定住財団が柔軟に事業を行うことができるような体制を再構築するよう検討する必要がある。

- (2) 税務申告の欠如

企業ガイドブックの企業負担金やトレーラーの貸付は、税法上の収益事業に該当するものと思われる。こうした事業は必要経費を差し引くと赤字になると思われるが、収益事業である以上、法的に税務申告は必要である。

- (3) 定期預金の取扱

定住企画特別会計の固定資産に計上されている定期預金（50百万円）は、1ヶ月定期であり、平成13年4月23日には解約して普通預金に移し替えている。

定期預金であっても法人が特定目的のために積み立てているものでなく、資金の範囲に入れているのであれば、50百万円の流動資産として計上する方が公益法人会計基準の趣旨に合致する。

- (4) 退職手当引当金

3名のプロパー職員（常務理事を含む）の退職金の要支給額の100%を引き当てているが、事業団が準拠している島根県「職員の退職手当に関する条例」と照合した結果、1名については、要支給額の算定ミスにより、218千円の計上不足となっている。

〔意見〕

1. 財団内部での体制整備

- (1) 定住財団は県が100%出資する団体であり、事業費の財源も公費に由来している。問題点でも指摘したように、定住財団が各種助成（補助）事業を行うにあたっては、やはり一定水準を保った基準を設け、適正な手続を踏む必要がある。

- (2) もっとも、定住財団の事業展開は実験的であるので、事業開始時において若干のリスク（事業効果を十分見定めず、見切り発車することなど）を負うのは止むを得ないと考える。県と同じように厳格な手続を踏むだけでは、先導性や機動性の特長を発揮できない。

しかし、その代わり、最小限の目標設定はすべきであり、それに対する事後の評価（効果測定）を着実に行うことが必要と考える。仮に、当初見込みの成果がなかったとしても、前轍を踏まないための有益な情報として、今後の類似の定住対策に活かされるのである。

(3) 先導性や機動性の特長は、裏返せば拙速の欠点を孕んでいる。試行錯誤の中で学習能力を高め、より効率性のある事業展開を進めることが必要であり、そのためには、内部でのチェック体制（たとえば、審査会の実質化）を整備充実させることが肝要であると考える。

2. 県との関係

前記のとおり、定住財団には2つの所管課があり、双方の課から指導・監督される状態にある。加えて、所管課以外の部署との関連事業も多数あり、施策の調整や事業の円滑な引継ぎについて、整然とルール化されているようには見受けられなかった。

定住財団が存分にその特性を発揮するためには、県本体から定住財団への指揮・命令系統を一元強化しておく必要を感じる。定住財団の業務の現状をみると、定住企画課に一元化されやすいと思えるし、いっぽう両課を超えた上位レベルでの強力な統率が望ましい。

いずれにしろ、定住財団が一元的で強力な指揮監督下で活動ができる体制を検討すべきと思う。

別表O ふるさと島根定住財団 貸借対照表(平成13年3月31日現在)

(単位:千円)

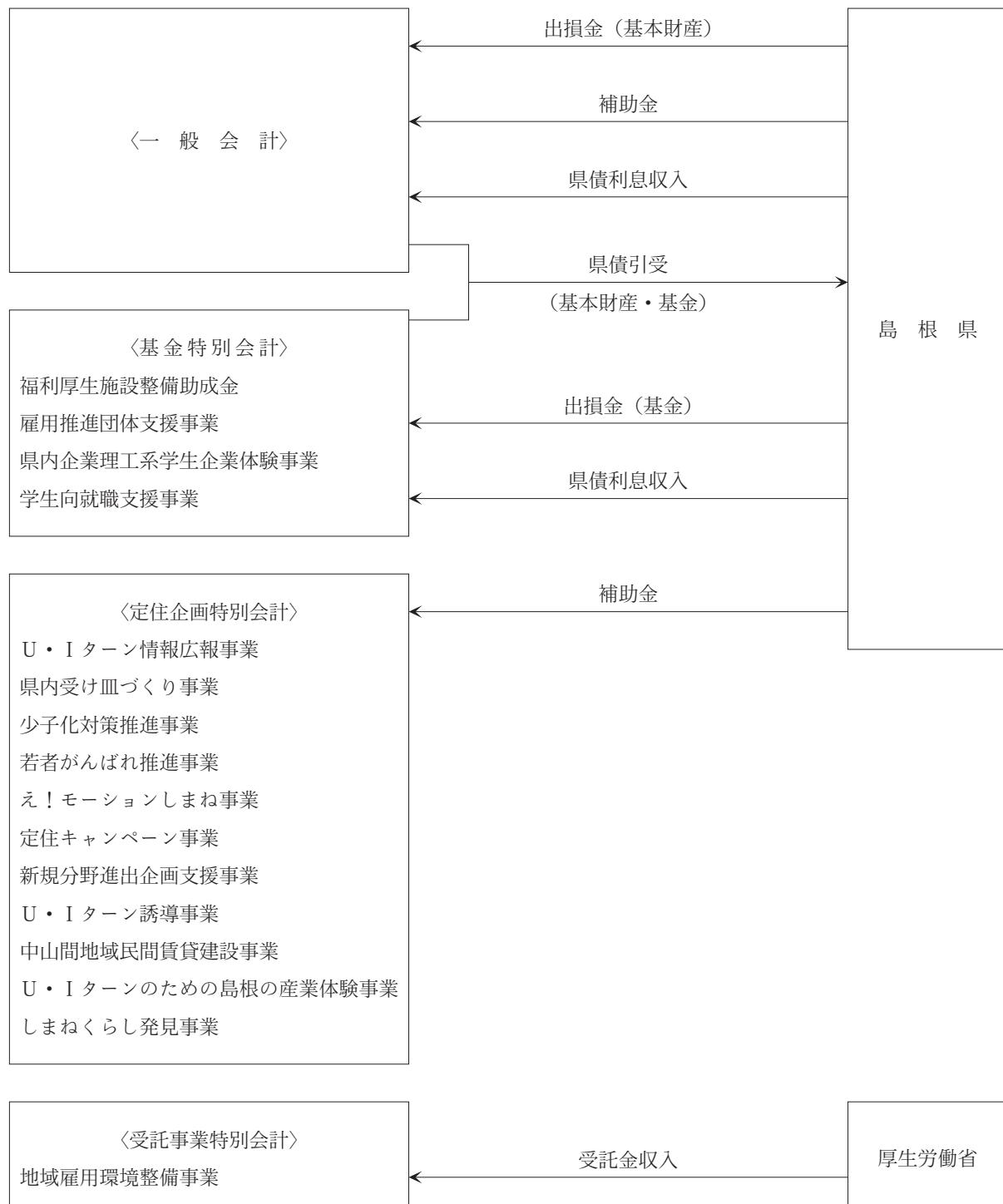
	一般会計	特別会計			合計
		基金特別会計	受託特別会計	定住企画特別会計	
現金預金	2,034	39,350	4,271	82,014	127,668
未収入金	6,339	13,311	1	56,190	75,841
その他の流動資産	185			5,023	5,208
	8,558	52,661	4,272	143,227	208,718
基本財産(投資有価証券)	400,000				400,000
基金(定期預金)		8,135			8,135
基金(投資有価証券)		1,650,000			1,650,000
定期預金				50,000	50,000
その他固定資産	4,251	1,243	300	13,367	19,161
固定資産	404,251	1,659,378	300	63,367	2,127,296
資産	412,810	1,712,039	4,571	206,594	2,336,015
未払金	989	2,763	4,224	190,377	198,352
その他の流動負債	5,237	60	48	163	5,508
	6,226	2,823	4,272	190,540	203,860
退職給与引当金	1,512				1,512
その他の固定負債	1,512				1,512
基本本金	400,000	1,658,135			2,058,135
正味財産増加額	5,072	51,081	300	16,054	72,507
正味財産	405,072	1,709,216	300	16,054	2,130,642
負債及び正味財産	412,810	1,712,039	4,571	206,594	2,336,015

収支計算書 (自) 平成12年4月1日
(至) 平成13年3月31日

(単位:千円)

	一般会計	特別会計			合計
		基金特別会計	受託特別会計	定住企画特別会計	
補助金等収入	18,081	5,494		354,500	378,075
運用収入	11,863	38,903			50,766
受託事業収入			14,000		14,000
その他の収入	7	44	3	420	474
収入計	29,951	44,441	14,003	354,920	443,315
事業費		29,953	13,617	354,728	398,298
人件費	18,064				18,064
事務費	13,575				13,575
その他の費用	545		387		932
支出計	32,184	29,953	14,003	354,728	430,868
当期収支差額	△ 2,232	14,487	0	193	12,448

別表P (財) ふるさと島根定住財団の主な資金の流れ



別表Q 平成12年度 ふるさと島根定住財団実施事業

事業費単位：千円

	事業費	事業名
1	594	福利厚生施設整備助成金事業
2	2,400	雇用推進団体等支援事業
3	6,541	理工科系学生のためのしまねの企業体験事業
4	6,731	企業情報等提供事業
5	7,780	企業ガイドブック作成
6	767	学生向け就職支援講座開催
7	5,088	県内就職意識調査・しまね情報発信事業
8	52	U I ターン就職者追跡状況調査事業
9	6,262	雇用環境整備普及・定着事業
10	539	雇用環境整備研修事業
11	6,816	雇用環境整備普及・定着事業
12	14,851	○全国U I ターン情報誌によるPR等実施
13	3,465	○県外向け情報誌作成
14	19,371	○広報・PR
15	3,533	○しまね魅力発見ハイスクール事業
16	11,937	○え！モーションしまね事業（若者イベント等支援事業）
*17	5,000	○新規分野進出企画支援事業
*18	4,000	○ふるさとしまね定住促進事業
19	21,500	○少子化対策推進事業
20	1,800	○中山間地域託児試み支援事業
21	9,000	○定住キャンペーン
22	6,471	○地域づくり人支援事業
23	13,031	○若者がんばれ推進事業
24	74,459	○U I ターンのための島根の産業体験事業
25	8,766	○しまね暮らし発見事業
26	133	○トレーラーハウス運用
*27	12,815	○U I ターン住まい支援事業（空き家活用助成事業）
*28	142,019	○中山間地域民間賃貸住宅建設支援事業
29	2,478	○市町村定住促進支援事業
30	99	○情報ニーズ県外調査
合計	398,298	

*印は報告書本文で指摘した事業

○印の事業は、雇用以外の関係分 354,728千円（全体の約89%）

その他の意見

1. 監査委員監査と包括外部監査

両者を際立った表現で区別すれば、監査委員監査は「広く、浅く」、包括外部監査は「狭く、深く」であろう。島根県における両者の関係について、具体例を挙げてみる。

初年度（平成11年度）の包括外部監査のテーマの1つに「清掃委託費」を取り扱った。全府125施設の基本事項を調査したが、実地監査ができたのはごく一部であった。本年度、監査委員監査で同じ問題が取り上げられ、より広範な監査が実施された。包括外部監査で提起した提言を念頭に行われたときく。

逆に、本年度包括外部監査のテーマに「出資団体」を挙げたのは、従来から監査委員監査の「財政的援助団体等への監査」で嘗々と実施されてきた分野ではあるが、定期監査や近時の住民監査請求への対応で手薄になっていることを知り、深く掘り下げてみよう試みたものである。

両者の関係について早々に結論を出すことはできないが、それぞれの持味を發揮すれば、相互補完、相乗効果があるものと考える。

3年間の経験に照らして、以上のこと強く実感した。

2. 監査委員監査に対する提言

(1) 前記のとおり、今回補助金について表計算ソフトを利用して監査資料の収集・分析を行った。その効果は大きく、この手法は監査委員監査でも応用できるものと考える。

さらに言えば、財務・会計電算システムと連動して、監査資料を同システムから直接取得できるようにすれば、効率よく監査を行うことができると思われる。

初年度に外部監査を実施する上で、資料収集・分析に手間取ったことが痛感されたためである。

(2) 監査については、一定程度の財務・会計の専門性が欠かせない。包括外部監査では、監査人自らあるいは補助者によって会計の専門性を備えている。このような観点から、監査委員事務局の体制強化を図るために、県庁内部で専門職を養成するか、あるいは外部から専門家を導入するかともかく、検討されてもよいと考える。

3. 補助金について

(1) 多様な形態の補助金

① 「総合的」補助金について

前記のとおり、農林水産部総務管理課の「がんばる」補助金は、「総合的」補助金といわれている。従来の縦割りで細分化され使い勝手の悪いものの改善が図られている。事業認定等の権限を現場に近い各農林振興センターに委譲し、運用次第によって、比較的柔軟・迅速に対応できるようにもされている。この点については、大いに評価できる。

しかし、真に「総合的」補助金というためには、単に1つの枠にまとめるだけでなく、部分どうしを有機的に関連させ、相乗効果を發揮させるよう組み立てることが必要であると考える。そのためには、逆説的ではあるが、「総合的」とは対極の概念である「分析的」な検証が必要となる。

効果測定の必要性について、県でもその認識のあることは感じられているが、具体的な方法は模索中のようである。

実地監査の結果、この補助金が実に多く農業機械の購入に当てられていることがわかった。このことを徹底的に分析していくれば、この補助金の本質の一斑が見えてこよう。基礎となるデータはある。有り余るデータをもとに本格的な集計と分析がなされるならば、この補助金に関する有益な情報が得られ、「総合的」補助金として絶大なる威力を発揮するものと考えられる。

同様に「総合的」を標榜している補助金でも検討されたい。

② 人件費補助金について

人件費補助金は、経過年数の長いものが多く、所期の目的や必要性の認識が薄れ、毎年度のチェックが不十分となるおそれがある。

『結果表』の中で「運営費補助の内の人件費分」の比率の高いものについて、個別に見直す必要があるものと考える。

なお、実地監査で体協の事例を挙げたが、すでに委託費に転換されていることを参考までに紹介した。

(3) 少額補助金について

単位老人クラブに関する実地監査の結果で指摘しているように、少額の補助金の効果については検討を要する。『結果表』の中で、補助金総額の割に最終交付先の多いものについて、同様に、個別に見直す必要があるものと考える。

(2) 事業評価、効果測定について

補助金は、所定の行政目的を達成するための公金支出の一形態である。初年度に「委託費」を、2年度目に「貸付金」という公金支出形態を監査したが、補助金においては、直接的対価となる見返りがなく一方的な支出である点に特色がある。

そうであれば、補助金においては、行政目的が達成されたかどうかを見定めることが重要であり、「公益上の必要」を要件とされる所以でもある。

今回実地監査した補助金において、事業評価、効果測定についての認識が薄いように感じられた。その中で教育庁の義務教育課と生涯学習課の事例は、紹介に値すると考えた。

本年度、新行政システム推進プロジェクトチームが発足し、平成14年2月14日に最終報告書がとりまとめられ、さまざまな提言がなされている。その中で「行政評価チーム」の提言に注目したい。

都道府県レベルで行政評価の未実施の自治体は、本県を含め4県である。すでに1周遅れの感がなきにしまがらずであるが、他県で実証された最良のものを採り入れることができるメリットを存分に活かされることを祈る。

4. 出資団体への財政支援について

出資団体を監査した過程で気になった点がある。県が補助金として支出したもの以外に、補助金と同様の効果を生むと見受けられたものがあった。そこで、一、二取り上げてみる。

(1) 県の出資団体が引き受ける県債の利息について

今回実地監査を行った社会福祉法人島根県社会福祉事業団と財団法人ふるさと島根定住財団で見受けられたように、県の出資団体が県債を引き受けている。これは、昨今の低金利の状況において各団体の基金の運用が芳しくないため、少しでも有利に運用できるよう県債の引受け制度を始めたものである。

この制度は、各団体の意思決定による基金運用の一手法であり、団体の財務基盤が改善され、行政の補完や民間の支援等という期待される役割を果たすことを目的にしているが、結果として運用収益が増加することから、県から各団体に対する補助金の支出額を減らせる効果があるものと考えられる。

しかし、ことほど単純に割り切ってよいか一考を要するところがあり、当該出資団体に対して実質的には補助金を支出したに等しい面もあり、このような点も留意しておくべきものと考える。

ちなみに、財政課の資料「外郭団体県債引受け一覧表」によれば、県出資団体の県債引受け残高は平成12年度末時点で19団体、192億7千万円（一団体の引受け残高の最高37億円）となっている。

(2) 県貸付金の無利子化について

林業公社で見られたように、県からの貸付金を無利子化することが、議会の承認を得ることなく可能である。仮に、通常の貸付金の金利を設定していた場合、同様の支援を行うとすれば、貸付金の利息と同額を利息補助の補助金として支出することになる。

以上(1)及び(2)に指摘する趣旨は、実質的な県の負担を明確にするためには、やはり十分に留意しておく必要があると考えたからである。

5. 県職員への期待

前記のとおり、県庁内に新行政システム推進プロジェクトチームが発足している。その中で注目したいのは、チーム発足早々に、県の抱える問題点が徹底的にブレーンストーミングされ、あぶり出されていることである。いわく、

- ① 現場や実情を知らない
- ② スピード感覚がない
- ③ 仕事そのものが硬直化
- ④ 仕事の考え方が硬直化
- ⑤ 服務規程が守られない
- ⑥ 新しいことにチャレンジしない
- ⑦ コミュニケーションがとれない

(『事務改善／サービス向上チームの検討状況』から)

と、すべて県庁内で自覚されている問題点である。とりわけ、「仕事の優先順位がついていない」や「アリバイづくり的発想の仕事が多い」との率直ともいえる自己批判もあり、これには唸らざるを得なかった。

いろいろな解決方法が考えられる。

ただ、思うに、前提として、県の抱えている問題点について、県職員が詳細かつ正確な情報を共有することが肝心ではなかろうか。行政情報の内部公開の徹底である。県の全体像が把握され、それぞれの担当部署がどのような位置関係にあるか自覚されれば、向かうべき目標が明確となる。

県庁は、島根県内最大の頭脳集団である。初年度に指摘した「清掃委託費」の提言に対し、予想を上回る改善が図られたことで、県職員の実力の程は実証済みである。

島根県が「不利条件のデパート」であったとしても、否あればあるほど挑戦し改善できる余地は多く、頭脳集団の腕の見せ所である。大いに期待するものである。

6. 包括外部監査報告書の味読

最後に、手前味噌の提案をする。

未だ実地監査を受けていない部署では、包括外部監査制度が導入されていることが知れ渡っていないように思える。もっとも敏感な部署では、島根県のみならず他県の包括外部監査結果報告書（監査委員事務局に備え置かれている）を精読している。平成12年度までの報告書でも、およそどの県でも問題となっていることに対してさまざまな角度から指摘がなされ、中には処方箋も示されている。

民間外部からの発想がいかなるものであるか、是非味読されることを勧めたい。

補助金調査結果表
平成12年度

調査対象とした補助金

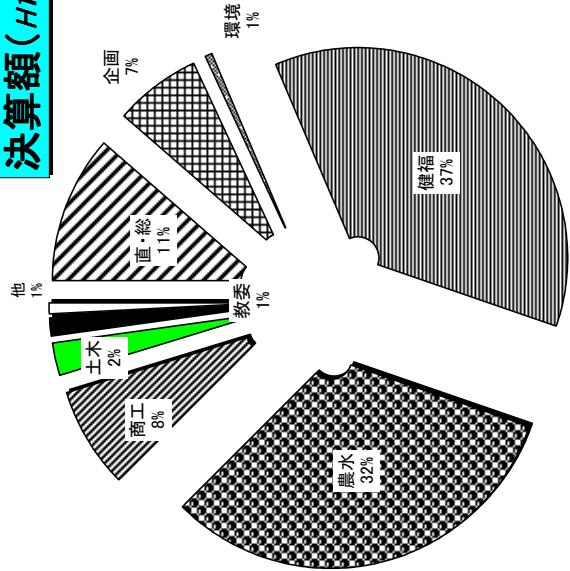
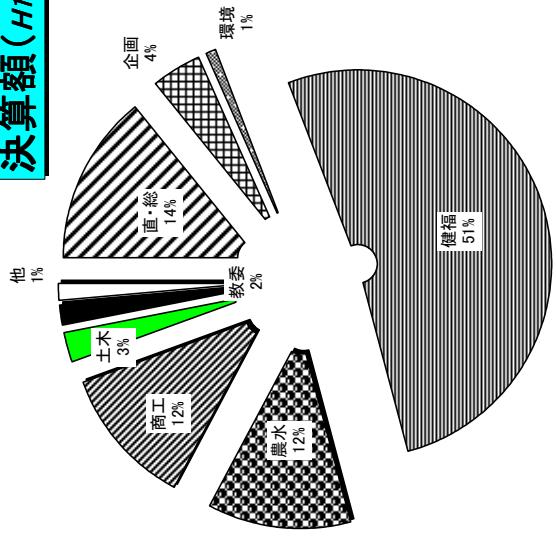
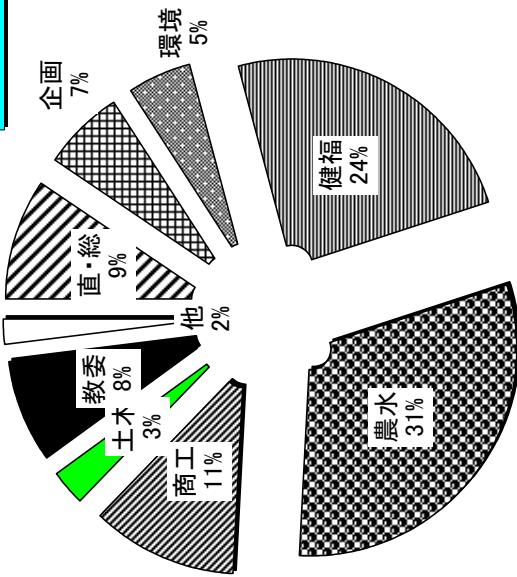
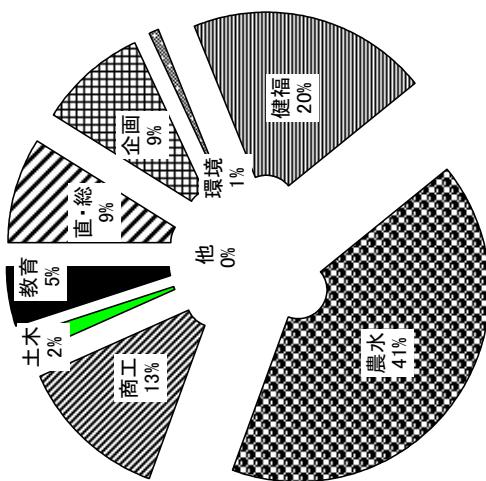
- 平成12年度当初予算の第⑯節（負担金、補助及び交付金）に計上されている事業（当初予算に未計上であっても補正予算に計上され、決算額が計上されている事業も含む）を対象とした
- 但し、国直轄事業等の負担金、財政援助の実質を有しない協議会等負担金は除いた

掲載事項の説明

- (2) 「斐神対策課」(0305)は、斐伊川神戸川対策課
- (4) 始期年度不明のものは、原則として○○年以上と記載
- (8) 補助……国（等）の補助制度に基づくもの
単独……県独自の補助制度によるもの
継足……国（等）の補助制度に県が上乗せ補助するもの
- (9) 運営費補助の内の人件費補助分（H12年度決算額）
補助金のなかに人件費が含まれるが、積算上の理由等により人件費分が抜き出せないものは、…表示した
- (10)(12) 第1次交付先と最終交付先の名称が異なるものは、間接補助金
- (14) 一財は、一般財源（県税、地方交付税等が財源）を示す
- (15) 補助対象事業費中に占める国、県等の負担割合
負担率が諸条件によって変化する場合は、○～○、○・○、○他等と記載した

結果の概要

部 名	補助金数	経過年数										終期の有無										H12決算額(千円)				
		1~5					6~10					11~15					16~20					不明				
		有	2000	2001 ~2005	2006 ~2010	2011~	無	補助	継足	単独	補助	継足	単独	運営費補助の内 人件費分 (千円)	総額	一般財源										
実 数	直属・総務部	56	13	14	7	0	16	6	8	4	0	0	48	8	3	45	989,618	8,330,848	6,072,676							
	企画振興部	39	15	7	1	7	3	6	17	0	12	5	0	22	13	3	23	45,732	4,888,958	1,754,600						
	環境生活部	29	13	10	0	2	3	1	11	8	3	0	0	18	4	0	25	74,087	565,785	425,601						
	健康福祉部	144	45	35	19	8	21	16	14	7	3	2	2	130	84	6	54	1,193,310	26,969,085	22,000,432						
	農林水産部	184	88	26	9	8	28	25	84	18	60	3	3	100	93	29	62	708,756	23,831,739	5,137,899						
	商工労働部	67	36	9	3	1	11	7	20	8	12	0	0	47	22	5	40	1,532,081	5,748,425	4,941,205						
	土木部	17	5	5	2	1	4	0	5	1	2	0	2	12	6	0	11	0	1,763,603	1,114,063						
	企業局	6	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	5	0	0	6	0	411,958	411,958					
	県議会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	122,849	122,849					
	教育厅	48	21	5	4	12	4	2	19	14	5	0	0	29	10	6	32	137,104	999,337	701,622						
県警本部	合 計	4	0	0	0	0	0	4	0	1	1	0	0	0	3	0	4	8,749	81,668	81,668						
	直属・総務部	595	236	111	46	39	100	63	180	61	101	10	8	415	240	52	303	4,689,437	73,713,955	42,764,573						
割 合	直属・総務部	9.4	5.5	12.6	15.2	0.0	16.0	9.5	4.4	6.6	4.0	0.0	0.0	11.6	3.3	5.8	21.1	11.3	14.2							
	企画振興部	6.6	6.4	6.3	2.2	17.9	3.0	9.5	9.4	0.0	11.9	50.0	0.0	5.3	5.4	5.8	7.6	1.0	6.6	4.1						
	環境生活部	4.9	5.5	9.0	0.0	5.1	3.0	1.6	6.1	13.1	3.0	0.0	0.0	4.3	1.7	0.0	8.3	1.6	0.8	1.0						
	健康福祉部	24.2	19.1	31.5	41.3	20.5	21.0	25.4	7.8	11.5	3.0	20.0	25.0	31.3	35.0	11.5	17.8	25.4	36.6	51.4						
	農林水産部	30.9	37.3	23.4	19.6	20.5	28.0	39.7	46.7	29.5	59.4	30.0	37.5	24.1	38.8	55.8	20.5	15.1	32.3	32.3	12.0					
	商工労働部	11.3	15.3	8.1	6.5	2.6	11.0	11.1	13.1	11.9	0.0	0.0	11.3	9.2	13.2	32.7	7.8	11.6								
	土木部	2.9	2.1	4.5	4.3	2.6	4.0	0.0	2.8	1.6	2.0	0.0	25.0	2.9	2.5	0.0	3.6	0.0	2.4	2.6						
	企業局	1.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	5.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	12.5	1.2	0.0	0.0	0.0	0.6	1.0						
	県議会	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.3	0.3						
	教育厅	8.1	8.9	4.5	8.7	30.8	4.0	3.2	10.6	23.0	5.0	0.0	0.0	7.0	4.2	11.5	10.6	2.9	1.4	1.6						
(1)	県警本部	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	0.6	1.6	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	1.3	0.2	0.1	0.2						
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0						
(2)	直属・総務部	100.0	23.2	25.0	12.5	0.0	28.6	10.7	14.3	50.0	50.0	0.0	0.0	85.7	14.3	5.4	80.4		100.0	72.9						
	企画振興部	100.0	38.5	17.9	2.6	17.9	7.7	15.4	43.6	0.0	70.6	29.4	0.0	56.4	33.3	7.7	59.0		100.0	35.9						
	環境生活部	100.0	44.8	34.5	0.0	6.9	10.3	3.4	37.9	72.7	27.3	0.0	0.0	62.1	13.8	0.0	86.2		100.0	75.2						
	健康福祉部	100.0	31.3	24.3	13.2	5.6	14.6	11.1	9.7	50.0	21.4	14.3	14.3	90.3	58.3	4.2	37.5		100.0	81.6						
	農林水産部	100.0	47.8	14.1	4.9	4.3	15.2	13.6	45.7	21.4	71.4	3.6	3.6	54.3	50.5	15.8	33.7		100.0	21.6						
	商工労働部	100.0	53.7	13.4	4.5	1.5	16.4	10.4	29.9	40.0	60.0	0.0	0.0	70.1	32.8	7.5	59.7		100.0	86.0						
	土木部	100.0	29.4	29.4	11.8	5.9	23.5	0.0	29.4	20.0	40.0	0.0	0.0	40.0	70.6	35.3	0.0	64.7		100.0	63.2					
	企業局	100.0	0.0	0.0	16.7	0.0	83.3	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	83.3	0.0	0.0	100.0		100.0	100.0					
	県議会	100.0	43.8	10.4	8.3	25.0	8.3	4.2	39.6	73.7	26.3	0.0	0.0	60.4	20.8	12.5	66.7		100.0	70.2						
	教育厅	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0						
(3)	県警本部	合 計	100.0	39.7	18.7	6.6	16.8	10.6	33.9	56.1	56.1	10.6	10.6	40.3	4.4	69.7	40.3	50.9	50.9	50.9	50.9					
	合 計	100.0	39.7	18.7	6.6	16.8	10.6	33.9	56.1	56.1	10.6	10.6	40.3	4.4	69.7	40.3	50.9	50.9	50.9	50.9						

決算額(H12・総額)**決算額(H12・一般財源)****補助金数****交付件数**

(1) 部名	(2) 課名	(3) 補助金等の名称	(4) 始期 年度	(5) 終期 年度	(6) 年数	(7) 経過 年数	(8) 補助 額	(9) 運営費 助成額	(10) 第1次交付先		(11) 最終交付事業主体		(12) 件数		(13) H12 総 額		(14) H12 財		(15) 県 市 町 村 その他	
									名 称	件 数	名 称	件 数	H12 総 額	H12 財	国 県	市 町 村	其 他			
直 属	広報課	鳥根県広報協会補助金	1977	24	無	—	2,401	鳥根県広報協会	1	鳥根県広報協会	1	鳥根県広報協会	1	2,701	2,701	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
2 直 属	広報課	全国ふるさとづくり推進協議会負担金	1993	8	無	—	0	全国ふるさとづくり推進協議会	1	全国ふるさとづくり推進協議会	1	全国ふるさとづくり推進協議会	1	51,661	23,000	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
3 直 属	総務部	全国地域情報発信共同事業	1994	7	無	—	0	全国地域情報発信共同事業	1	全国地域情報発信共同事業	1	全国地域情報発信共同事業	1	51,661	51,661	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
4 直 属	総務部	鳥根県私立高等学校振興費補助金	1994	7	無	—	0	鳥根県私立高等学校振興費補助金	17	学校法人人大多和学園外6法人	17	学校法人人大多和学園外6法人	17	1,846,233	1,609,747	不足	0.25	0.50(0.25)	0.00	0.50
5 総務部	総務課	鳥根県私立高等学校振興費補助金	1995	5	無	—	0	学校法人人大多和学園外6法人	7	学校法人人大多和学園外6法人	7	学校法人人大多和学園外6法人	7	35,997	35,538	0.00	0.25	0.00	0.25	0.00
6 総務部	総務課	鳥根県私立高等学校活動費補助金	1995	6	無	—	0	学校法人人大多和学園外6法人	1	学校法人江口川学園	1	学校法人江口川学園	1	10,734	10,734	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
7 総務部	総務課	私立幼稚園教育振興費補助金	1994	7	無	—	0	私立幼稚園教育振興費補助金	5	浜田聖ルハナ幼稚園理事長外4	5	浜田聖ルハナ幼稚園理事長外4	5	2,060	2,060	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
8 総務部	総務課	私立高等修業学校振興費補助金	1995	4	無	—	0	私立高等修業学校振興費補助金	1	学校法人浜田白鷗学園理事長	1	学校法人浜田白鷗学園理事長	1	60,679	60,679	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
9 総務部	総務課	私立専修学校關防講座事業費補助金	1993	8	有	2001	0	私立専修学校關防講座事業費補助金	11	学校法人タブチ学園理事長外10	11	学校法人タブチ学園理事長外10	11	600	300	0.50	0.50	0.00	0.00	0.00
10 総務部	総務課	竹島鳥根県私学振興費	1974	27	無	—	0	竹島鳥根県私学振興費	1	竹島鳥根県私学振興費	1	竹島鳥根県私学振興費	1	7,598	7,598	0.00	0.5(1.0)	0.00	0.50	0.00
11 総務部	総務課	日本私立学校振興会会員登録料	1971	30	無	—	0	日本私立学校振興会会員登録料	1	日本私立学校振興会会員登録料	1	日本私立学校振興会会員登録料	1	2,369	2,369	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
12 総務部	総務課	鳥根県私学振興費	1970	31	無	—	0	鳥根県私学振興費	1	鳥根県私学振興費	1	鳥根県私学振興費	1	74,739	74,739	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
13 総務部	総務課	石見法律相談センタービジネス振興会	1995	6	無	—	0	石見法律相談センタービジネス振興会	1	石見法律相談センタービジネス振興会	1	石見法律相談センタービジネス振興会	1	4,000	4,000	0.00	0.33	0.27	0.40	0.14
14 総務部	総務課	竹島鳥根県私学退職金財団	1987	14	無	—	0	竹島鳥根県私学退職金財団	1	竹島鳥根県私学退職金財団	1	竹島鳥根県私学退職金財団	1	500	500	0.00	0.86	0.00	0.14	0.15
15 総務部	総務課	全国私立学校審議会連合会員登録料	2000	1	有	2000	0	全国私立学校審議会連合会員登録料	1	全国私立学校審議会連合会員登録料	1	全国私立学校審議会連合会員登録料	1	68	68	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
16 総務部	総務課	財団法人鳥根県私学補助金	1951	50	無	—	0	財団法人鳥根県私学補助金	1	財団法人鳥根県私学補助金	1	財団法人鳥根県私学補助金	1	67,729	67,729	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
17 総務部	総務課	行政書士法制定50周年記念事業費補助金	2000	1	有	2000	0	行政書士法制定50周年記念事業費補助金	1	行政書士法制定50周年記念事業費補助金	1	行政書士法制定50周年記念事業費補助金	1	500	500	0.00	0.43	0.00	0.57	0.18
18 総務部	総務課	行政書士法改修会議会員登録料	1975	26	無	—	0	行政書士法改修会議会員登録料	1	行政書士法改修会議会員登録料	1	行政書士法改修会議会員登録料	1	6,552	6,552	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
19 総務部	人事課	鳥根県職員互助会助成金	—30年以上	無	—	0	鳥根県職員互助会助成金	1	鳥根県職員互助会助成金	1	鳥根県職員互助会助成金	1	165,653	165,653	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	
20 総務部	職員課	地元振興調整費補助金	1995	6	無	—	0	地元振興調整費補助金	1	地元振興調整費補助金	1	地元振興調整費補助金	1	2,199	2,199	0.00	0.50	0.00	0.50	0.26
21 総務部	税務課	納稅扶養組合鳥根県支部運営費補助金	1957	44	有	2000	0	納稅扶養組合鳥根県支部運営費補助金	16	松江銀行納稅扶養組合外15団体	16	松江銀行納稅扶養組合外15団体	16	1,564	1,564	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
22 総務部	税務課	国有資産等所用市町村交付金	1956	45	無	—	0	国有資產等所用市町村交付金	45	松江市外44ヶ町村外15団体	45	松江市外44ヶ町村外15団体	45	297,149	297,149	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
23 総務部	税務課	指定情報処理機器交付金	1999	2	無	—	0	指定情報処理機器交付金	1	(財)地方自治情報センター	1	(財)地方自治情報センター	1	37,264	37,264	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00
24 総務部	税務課	鳥根県市町村職員人材育成事業費補助金	2000	1	有	2000	0	鳥根県市町村職員人材育成事業費補助金	1	鳥根県市町村職員人材育成事業費補助金	1	鳥根県市町村職員人材育成事業費補助金	1	1,000	1,000	0.00	0.33	0.00	0.67	0.25
25 総務部	税務課	地元文化振興会員登録料	1998	3	無	—	0	地元文化振興会員登録料	5	出雲青年会議所外7団体	5	出雲青年会議所外7団体	5	2,199	2,199	0.00	0.50	0.00	0.50	0.26
26 総務部	税務課	地元文化振興会員登録料	1995	6	無	—	0	地元文化振興会員登録料	32	西郷町文化振興財團外31団体	32	西郷町文化振興財團外31団体	32	64,757	64,757	0.00	0.5(40)	0.5(40)	0.5(40)	0.27
27 総務部	税務課	松江市外44ヶ町村外15団体	1991	10	無	—	0	松江市外44ヶ町村外15団体	130	松江市外44ヶ町村外15団体	130	松江市外44ヶ町村外15団体	130	800,538	800,538	0.00	0.50	0.00	0.00	0.22
28 総務部	税務課	松江市外44ヶ町村外15団体	1994	7	無	—	0	松江市外44ヶ町村外15団体	3	3 来雲能義地域振興会議合2団体	3	3 来雲能義地域振興会議合2団体	3	264,054	264,054	0.00	0.33	0.66	0.00	0.29
29 総務部	税務課	松江市外44ヶ町村外15団体	1997	4	無	—	0	松江市外44ヶ町村外15団体	1	来雲能義地域振興会議合2団体	1	来雲能義地域振興会議合2団体	1	10,000	10,000	0.00	0.50	0.00	0.50	0.30
30 総務部	税務課	市町村振興交付金	1979	22	無	—	0	市町村振興交付金	1	財団法人鳥根県市町村振興協会	1	財団法人鳥根県市町村振興協会	1	528,065	528,065	0.00	1.00	0.00	0.00	0.31
31 総務部	税務課	過疎対策協議会補助金	1991	10	無	—	0	過疎対策協議会補助金	1	過疎対策協議会	1	過疎対策協議会	1	1,000	1,000	0.00	1.00	0.00	0.00	0.32
32 総務部	税務課	在外奉公人名簿事務費委託金	1999	2	無	—	0	在外奉公人名簿事務費委託金	59	市町村	59	市町村	59	72	0	1.00	0.00	0.00	0.00	0.33
33 総務部	税務課	松江市外58ヶ町村及び一部事務組合	1994	7	無	—	0	松江市外58ヶ町村及び一部事務組合	26	市町村	26	市町村	26	4,253	4,253	0.00	1.00	0.00	0.00	0.34
34 総務部	税務課	不在者投票指定病院・老人ホーム等	1994	7	無	—	0	不在者投票指定病院・老人ホーム等	26	市町村	26	市町村	26	1,504	1,504	0.00	1.00	0.00	0.00	0.35
35 総務部	税務課	不在者投票指定病院・老人ホーム等	1995	3	無	—	0	不在者投票指定病院・老人ホーム等	73	市町村	73	市町村	73	0	0	0.00	1.00	0.00	0.00	0.36
36 総務部	税務課	選舉運動用物資作業者等	1992	29	無	—	0	選舉運動用物資作業者等	59	市町村	59	市町村	59	585,490	585,490	0.00	1.00	0.00	0.00	0.38
37 総務部	税務課	不在者投票指定病院・老人ホーム等	1992	49	無	—	0	不在者投票指定病院・老人ホーム等	59	市町村	59	市町村	59	4,511	0	1.00	0.00	0.00	0.00	0.39
38 総務部	税務課	開票用費委託金	1992	29	無	—	0	開票用費委託金	59	市町村	59	市町村	59	7,632	7,632	0.00	0.33	0.67	0.00	0.40
39 総務部	税務課	衆議院議員総選挙監査委託金	1998	3	無	—	0	衆議院議員総選挙監査委託金	8	市町村	8	市町村	8	943	943	0.00	1.00	0.00	0.00	0.41
40 総務部	税務課	島根県電気通信機器分担金	1991	10	無	—	0	島根県電気通信機器分担金	60	松江市外58ヶ町村及び一部事務組合	60	松江市外58ヶ町村及び一部事務組合	60	2,603,945	2,151,846	0.00	1.00	0.00	0.00	0.42
41 総務部	税務課	情報政策課(印)ノンソルバシティ推進事業費補助金	1990	11	無	—	0	情報政策課(印)ノンソルバシティ推進事業費補助金	7	島根県外17団体	7	島根県外17団体	7	15,065	14,993	0.25	0.33	0.13	0.05	0.33
42 総務部	税務課	情報政策課(印)自治体衛生施設運営機構	1991	10	無	—	0	情報政策課(印)自治体衛生施設運営機構	1	島根県外17団体	1	島根県外17団体	1	17,500	17,500	0.00	1.00	0.00	0.00	0.43
43 総務部	税務課	情報政策課(印)地域情報化推進協議会	2000	1	有	2001	0	情報政策課(印)地域情報化推進協議会	1	島根県外17団体	1	島根県外17団体	1	2,000	2,000	0.00	1.00	0.00	0.00	0.47
44 総務部	税務課	情報政策課(印)情報セキュリティ推進事業費補助金	1997	4	無	—	0	情報政策課(印)情報セキュリティ推進事業費補助金	1	島根県外17団体	1	島根県外17団体	1	12,992	0	1.00	0.00	0.00	0.00	0.48
45 総務部	税務課	情報政策課(印)情報セキュリティ推進事業費補助金	1999	12	無	—	0	情報政策課(印)情報セキュリティ推進事業費補助金	1	島根県外17団体	1	島根県外17団体	1	1,500	1,500	0.00	1.00	0.00	0.00	0.49
46 総務部	税務課	財團法人自治体衛生施設運営機構	1995	6	無	—	0	財團法人自治体衛生施設運営機構	1	財團法人自治体衛生施設運営機構	1	財團法人自治体衛生施設運営機構	1	6,755	6,755	0.00	1.00	0.00	0.00	0.50
47 総務部	税務課	財團法人自治体衛生施設運営機構	1991	10	無	—	0	財團法人自治体衛生施設運営機構	1	財團法人自治体衛生施設運営機構	1	財團法人自治体衛生施設運営機構	1	6,000	6,000	0.00	1.00	0.00	0.00	0.51
48 総務部	税務課	島根県情報通信技術講習事業費補助金	1988	15	無	—	0	島根県情報通信技術講習事業費補助金	1	島根県外17団体										

(1)	(2)	被扶助金等の名称	(3)	始期年度	終期年度	年数	経過年数	扶助単位	運営費補助内訳	(10) 第1次交付先		(11) 最終交付先事業主体		(12) 決算額		(13) (14) 費率(%)		(15) 累計割合(%)	
										名 称	件 数	H12 頃	H12 総	国 庫	市町村	その他の			
121	環境生活性部	施設物対策課	公共開与最終処分場周辺対策事業交付金	1996	5	無	-	単独	0 財團法人鳥根県環境管理センター	1 財團法人鳥根県環境管理センター	1	137,885	137,885	0.00	0.50	0.50	0.00	121	
122	環境生活性部	施設物対策課	市町村整備計画策定等事業費補助金	2000	1	無	-	単独	0 本次町外	2 本次町外	2	3,000	3,000	0.00	0.33	0.50	0.00	122	
123	環境生活性部	施設物対策課	しまね3Rシステムづくり推進事業費補助金	2000	1	有	2004	単独	0 松江市外	4 松江市外	4	13,101	0	0.00	0.33	0.67	0.00	123	
124	環境生活性部	施設物対策課	しまね3Rモデル施設整備事業費補助金	2000	1	有	2004	単独	0 松江市外	3 松江市外	3	11,686	0	0.00	0.00	0.00	0.00	124	
125	健康福祉部	長寿社会課	いつもの移入居宅費用補助金	2000	1	有	2000	単独	0 鳥根県社会事業団(まね長寿会振興財团)	2 鳥根県社会事業団(まね長寿会振興財团)	2	1,174	1,174	0.00	100	0.50	0.50	125	
126	健康福祉部	長寿社会課	社会福祉事業費補助金	1993	8	無	-	補助	0 鳥根県社会福祉協議会	1 鳥根県社会福祉協議会	18	220,216	220,216	0.50	0.33	0.33	-100	126	
127	健康福祉部	長寿社会課	社会福祉事業費支給金	1995	6	無	-	単独	0 鳥根県社会福祉協議会	1 鳥根県社会福祉協議会	1	18,165	9,083	0.50	0.50	0.00	0.00	127	
128	健康福祉部	長寿社会課	島根県民生児童委員協議会活動充実強化育成費補助金	1996	5	有	2004	単独	0 鳥根県民生児童委員協議会	1 鳥根県民生児童委員協議会	1	9,665	9,665	0.00	100	0.00	0.00	128	
129	健康福祉部	長寿社会課	小地域福祉ネットワークづくり推進用弁当	1996	-100以上	無	-	補助	0 本次町外2町	20 本次町外2町	20	39,166	39,166	0.00	50	50	50	129	
130	健康福祉部	長寿社会課	行病院人取扱い人取扱い費用弁当	1997	54	無	-	補助	0 安来市町1町	2 安来市町1町	2	45,198	26,397	0.50	50	50	0.00	131	
131	健康福祉部	長寿社会課	災害応急救助費	1993	8	無	-40年以上	補助	0 安来市町9町	10 安来市町9町	10	195	195	0.00	100	0.00	0.00	132	
132	健康福祉部	長寿社会課	生活保護費	1993	8	無	-40年以上	補助	0 松江市外6市	7 松江市外6市	7	16,917	16,917	0.75	25	25	0.00	133	
133	健康福祉部	長寿社会課	民間社会事業費	1984	17	無	-	補助	0 社会福祉・医療事業団	1 社会福祉・医療事業団	1	225,290	225,290	0.33	0.33	0.33	0.33	134	
134	健康福祉部	長寿社会課	財回復支援研究会設備費	2000	1	有	2000	単独	0 本次町外2町	3 本次町外2町	3	515	515	0.00	100	0.00	0.00	135	
135	健康福祉部	長寿社会課	行病院人取扱い人取扱い費用弁当	1993	8	無	-	補助	0 松江市外58市町村	59 松江市外58市町村	59	1,003	1,003	1,00	0.00	0.00	0.00	136	
136	健康福祉部	長寿社会課	人口動態調査市町村交付金	1997	4	無	-	補助	0 松江市外58市町村	1 石見町外6ヶ町村病院組合	1	16,000	16,000	0.00	100	0.00	0.00	137	
137	健康福祉部	長寿社会課	人口動態調査市町村交付金	1999	2	無	-	補助	0 松江市外58市町村	1 隅岐広域連合	1	107,850	107,850	0.00	项目によって決定	0.00	0.00	138	
138	健康福祉部	長寿社会課	公的病院運営会員負担金	1993	8	無	-	補助	0 安来市外15団体	16 安来市外15団体	16	155,046	77,826	0.33	33	33	0.00	140	
139	健康福祉部	長寿社会課	公的病院運営会員負担金	1984	17	無	-	補助	0 松江市	7 鳥羽町外6ヶ町村	7	395	395	0.33	33	34	0.00	141	
140	健康福祉部	医療介護課	休日医療施設運営費	1993	8	無	-	補助	0 松江市	7 鳥羽町外6ヶ町村	7	79,316	30,576	0.56	66	50	33	142	
141	健康福祉部	医療介護課	休日医療施設運営費	1993	8	無	-	補助	0 松江市	1 学校法人自治医科大学	1	127,000	127,000	0.00	100	0.00	0.00	143	
142	健康福祉部	医療介護課	休日医療施設運営費	1992	29	無	-	単独	0 学校法人鳥根県立医科大学	1 学校法人自治医科大学	0	0	0	0.00	100	0.00	0.00	144	
143	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1992	9	無	-	補助	0 (財)鳥根県医師会	1 (財)鳥根県医師会	1	6,843	3,425	0.50	50	50	0.00	145	
144	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	3	無	-	補助	0 (社)鳥根県歯科医師会	1 (社)鳥根県歯科医師会	1	6,204	6,204	0.00	100	0.00	0.00	146	
145	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1989	12	無	-	補助	0 財團法人鳥根県環境保健公社	1 財團法人鳥根県環境保健公社	1	31,447	31,447	0.00	100	0.00	0.00	147	
146	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1990	11	無	-	補助	0 松江赤十字看護専門学校外4校	5 松江赤十字看護専門学校外4校	5	53,596	26,799	0.33	33	33	0.00	148	
147	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1996	5	無	-	補助	0 松江赤十字病院外4校	5 松江赤十字病院外4校	5	9,460	5,913	0.33	33	33	0.00	149	
148	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1987	14	無	-	補助	0 松江赤十字病院外1団体	2 医療法人仁会外1団体	2	30,464	6,093	0.33	33	33	0.00	150	
149	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1996	5	無	-	補足	0 松江市立病院外8団体	1 大田市立病院	1	14,166	2,833	0.33	33	33	0.00	151	
150	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1996	5	無	-	補足	0 松江市立病院外8団体	1 大田市立病院	1	30,522	30,522	0.00	100	0.00	0.00	152	
151	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	8	無	-	補足	0 県立中央病院	2 湖陵病院	2	2,913,320	2,898,226	0.00	99	0.00	0.01	153	
152	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1990	21	無	-	補助	1 県立中央病院	1 県立中央病院	1	8,296	1,00	0.00	0.00	0.00	0.00	154	
153	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1994	7	2009	-	単独	0 石見町外6ヶ町村病院組合外7団体	8 石見町外6ヶ町村病院組合外7団体	8	50,535	50,535	0.00	50	50	0.00	155	
154	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1995	3	有	2006	単独	0 鳥羽町外6ヶ町村	1 隅岐広域連合	1	53,773	53,773	0.00	50	50	0.00	156	
155	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1995	26	有	-20年以上	単独	0 平田市立病院外2団体	3 平田市立病院外2団体	3	44,116	44,116	0.50	50	50	0.00	157	
156	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	8	無	-30年以上	単独	0 平田市立病院外8団体	9 平田市立病院外8団体	9	155,331	54,776	0.50	50	50	0.00	158	
157	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1997	4	無	-	補助	0 鳥羽町外地域医療推進協会	1 鳥羽町外地域医療推進協会	1	162,593	162,593	0.00	100	0.00	0.00	159	
158	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1998	13	無	-	補助	0 県立湖陵病院	1 県立湖陵病院	1	2,365	2,365	0.00	100	0.00	0.00	160	
159	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	8	無	-	補助	0 県立国民健康保険団体連合会	1 県立国民健康保険団体連合会	1	3,013	3,013	0.00	100	0.00	0.00	161	
160	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1997	4	無	-	補助	0 県立国民健康保険基盤会	1 県立国民健康保険基盤会	1	493,772	493,772	0.50	25	25	0.00	162	
161	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	38	無	-	補助	0 藤原町国民健康保険会	1 藤原町国民健康保険会	1	3,707	272,077	0.00	50	50	0.00	163	
162	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1988	13	無	-	補助	0 市町村	5 松江市外5市町村	5	370	278	0.50	25	25	0.00	164	
163	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1988	13	無	-	補助	0 松江市外4市町村	6 松江市外4市町村	6	273	273	0.00	100	0.00	0.00	165	
164	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1992	9	無	-	補助	0 松江市外6市町村	7 松江市外6市町村	7	969	149	0.33	33	33	0.00	166	
165	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1998	3	有	-2003	単独	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険団体連合会	1	4,368,290	4,368,290	0.00	50	50	0.00	167	
166	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1995	6	有	-	補助	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険団体連合会	1	0	0	0.00	100	0.00	0.00	168	
167	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1994	37	無	-	補助	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険団体連合会	1	58	5,428	0.33	33	33	0.00	169	
168	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1997	24	無	-	補助	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険団体連合会	1	6,523	6,523	0.00	100	0.00	0.00	170	
169	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1997	4	無	-	補助	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険団体連合会	1	31	13,238	6,619	0.33	33	33	0.00	171
170	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1997	4	無	-	補助	0 松江市外6市町村	10 浜田市ほか9市町村	10	3,344	1,675	0.33	33	33	0.00	172	
171	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1997	4	無	-	補助	0 松江市外6市町村	10 浜田市ほか9市町村	10	4,66,553	46,553	0.00	50	50	0.00	173	
172	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1997	4	無	-	補助	0 松江市外6市町村	10 浜田市ほか9市町村	10	24,237	24,237	0.00	100	0.00	0.00	174	
173	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	28	無	-	単独	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険連合会	1	2,440	2,440	0.00	100	0.00	0.00	175	
174	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1983	18	無	-	単独	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険連合会	1	-	-	-	-	-	-	176	
175	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	18	無	-	単独	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険連合会	1	-	-	-	-	-	-	177	
176	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	18	無	-	単独	0 松江市外6市町村	1 藤原町国民健康保険連合会	1	-	-	-	-	-	-	178	
177	健康福祉部	医療介護課	医療介護事業補助金	1993	28	無													

(1) 部名	(2) 県名	(3) 補助金等の名称	(4) 始期 年度	(5) 終期 年度	(6) 年数	(7) 繰り 戻額	(8) 補助 金額	(9) 償当内 件数	(10) 第1次交付先		(11) 最終交付事業主体		(12) 決算額		(13) H12総 額		(14) H12財 産		(15) 負担割合(%)	
									名 称	件 数	名 称	件 数	H12 総 額	H12 貢	国	県	市町村	その他		
541 企業局 企・経営課	江の川工業用水道事業補助金	1977 24 無	—	単独	0	島根県(企業局工業用水道事業会計)	1	78,275 112,687	78,275 122,649	0.00	1.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	541		
542 企業局 企・経営課	島根県議会各会派に係る島根県改訂会計	1988 13 無	—	単独	0	島根県(企業局工業用水道事業会計)	1	112,687 122,649	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	542		
543 県議会 議・總務課	島根県議会各会派に係る島根県改訂会計	1972 29 無	—	単独	0	島根県(企業局工業用水道事業会計)	1	122,649 122,649	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	543		
544 教育庁 教育課	高校教育費 平成12年度中国地区由田の障害者養護施設運営費補助金	2000 1 有	2000 2000	単独	0	中国地区由田の障害者養護施設運営費補助金	1	50 200	50 200	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	544	
545 高校教育課	高校教育費 平成12年度中国地区由田の障害者養護施設運営費補助金	2000 1 有	2000 2000	単独	0	島根県(障害者養護施設運営費補助金)	1	100 200	100 200	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	545	
546 高校教育課	高校教育費 第3回全国高等学校学長会連合会運営費補助金	2000 1 有	2000 2000	単独	0	島根県(高等学校学長会連合会運営費補助金)	1	100 200	100 200	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	546	
547 高校教育課	高校教育費 平成12年度中国地区学校美術、工芸教育研究大会運営費補助金	2000 1 有	2000 2000	単独	0	島根県(高等学校美術、工芸教育研究大会運営費補助金)	1	100 200	100 200	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	547	
548 高校教育課	高校教育費 平成12年度中国地区学校保健衛生研究会運営費補助金	1983 18 無	—	補助	0	島根県(保健衛生研究会運営費補助金)	1	180 168	180 168	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	548	
549 高校教育課	高校教育費 平成12年度高等学校文部省開催奨励金(定期制)	1983 18 無	—	補助	0	松江工業併設定期制外学生会	4	335 211	335 211	0.50 0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	549	
550 高校教育課	義務教育課 市立小学校運営費補助金(通学制)	1999 2 有	2000 2000	単独	0	SPU母子小学校運営費補助金(通学制)	8	10,000 22,210	10,000 0	0.00 0.00	1.00 0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	550	
551 ★ 教育庁 教育課	義務教育課 学校における社会人活動実績補助金	1999 6 有	2000 2000	補助	0	松江市外4市町村	25	0 0	0 0	0.00 0.00	1.00 0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	551	
552 教育庁 教育課	義務教育課 教員研修補助金 幼稚園教員研修補助金	1995 12 無	—	補助	0	松江市外5町村	6	161 0	161 0	0.49 0.00	0.00 0.00	0.51 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	552		
553 教育庁 教育課	義務教育課 第36回中国地区学校保健衛生研究大会開催費補助金	2000 1 有	2000 2000	単独	0	第36回中国地区学校保健衛生研究大会開催費補助金	1	200 200	200 200	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	553	
554 教育庁 教育課	義務教育課 平成12年度高等学校文部省開催奨励金(定期制)	2000 1 有	2000 2000	単独	0	平成12年度全国高等学校文部省開催奨励金(定期制)	1	500 500	500 500	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	554	
555 教育庁 教育課	義務教育課 平成12年度高等学校文部省開催奨励金(定期制)	1972 29 無	—	単独	0	島根県教育研究会外4団体	5	2,253 2,253	2,253 2,253	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	555	
556 教育庁 教育課	義務教育課 平成12年度高等学校文部省開催奨励金(定期制)	1994 7 無	—	補助	0	島根県教育研究会外4団体	1	9,421 9,421	9,421 9,421	0.67 0.00	0.00 0.00	0.50 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	556		
557 教育庁 教育課	保育体育課 幼稚園教員研修講習会開催費補助金	1989 12 無	—	補助	0	島根県外3団体	4	14,312 0	14,312 0	0.47 0.00	0.00 0.00	0.50 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	557		
558 教育庁 教育課	保育体育課 全国スポーツ少年団体制訓練講習会開催費補助金	1985 16 無	—	補助	0	宍道町外3団体	3	1,200 0	1,200 0	0.00 0.00	0.05 0.00	0.04 0.00	0.91 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	558		
559 教育庁 教育課	保育体育課 幼稚園教員研修会開催費補助金	1989 12 無	—	単独	0	島根県保育士会	1	89,402 89,402	89,402 89,402	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	559		
560 教育庁 教育課	保育体育課 全国スポーツ少年団体制訓練講習会開催費補助金	1985 16 無	—	単独	0	島根県立幼稚園教員研修会開催費補助金	1	9,984 9,984	9,984 9,984	0.00 0.00	0.41 0.00	0.21 0.00	0.38 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	559		
561 教育庁 教育課	保育体育課 全国スポーツ少年団体制訓練講習会開催費補助金	1999 12 有	2000 2000	単独	0	島根県立幼稚園教員研修会開催費補助金	1	8,300 8,300	8,300 8,300	0.02 0.00	0.15 0.00	0.15 0.00	0.78 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	560		
562 ★ 教育庁 教育課	保育体育課 市立小学校運営費補助金	2000 1 有	2000 2000	単独	0	島根県立高等学校外4団体	2	5,147 5,147	5,147 5,147	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	560		
563 教育庁 教育課	保育体育課 幼稚園教員研修会開催費補助金	1993 8 有	2000 2000	単独	0	島根県立高等学校外4団体	1	3,055 3,055	3,055 3,055	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	563		
564 教育庁 教育課	保育体育課 幼稚園教員研修会開催費補助金	1993 8 有	2000 2000	単独	0	島根県立高等学校外4団体	1	10,000 10,000	10,000 10,000	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	564		
565 教育庁 教育課	保育体育課 市立小学校運営費補助金	1991 7 有	2000 2000	単独	0	島根県立幼稚園教員研修会開催費補助金	1	700 700	700 700	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	565		
566 教育庁 教育課	保育体育課 市立小学校運営費補助金	1994 7 有	2000 2000	単独	0	島根県立幼稚園教員研修会開催費補助金	1	500 500	500 500	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	566		
567 教育庁 教育課	保育体育課 市立小学校運営費補助金	1994 7 有	2000 2000	単独	0	島根県立幼稚園教員研修会開催費補助金	1	500 500	500 500	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	567		
568 教育庁 教育課	生涯学習課 生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1997 8 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	1,000 1,000	1,000 1,000	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	568		
569 教育庁 教育課	生涯学習課 生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1997 4 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	500 500	500 500	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	569		
570 教育庁 教育課	生涯学習課 生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1997 4 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	500 500	500 500	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	570		
571 教育庁 教育課	生涯学習課 生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1994 7 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	500 500	500 500	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	571		
572 教育庁 教育課	生涯学習課 生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1998 13 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	3,450 3,450	3,450 3,450	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	572		
573 ★ 教育庁 教育課	生涯学習課 地域に富む子の生涯学習問題研究会開催事業費補助金	2000 1 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	35 35	35 35	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	573		
574 教育庁 教育課	生涯学習課 人権教育推進事業費補助金	1997 4 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	47 47	47 47	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	574		
575 教育庁 教育課	生涯学習課 文化財修復修理等事業費補助金	1995 1 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	36 36	36 36	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	575		
576 教育庁 教育課	生涯学習課 文化財修復修理等事業費補助金	1995 1 有	2000 2000	単独	0	島根県生涯学習問題研究会開催事業費補助金	1	2,052 2,052	2,052 2,052	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	576		
577 教育庁 教育課	生涯学習課 「中国・四国」プロック民芸伝承会運営費補助金	1994 7 有	2000 2000	単独	0	中大川郡見金温泉郷遺跡所在市町村	1	300 300	300 300	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	577		
578 教育庁 教育課	生涯学習課 「中国・四国」プロック民芸伝承会運営費補助金	1988 13 有	2000 2000	単独	0	中大川郡見金温泉郷遺跡所在市町村	1	10,000 10,000	10,000 10,000	0.00 0.00	1.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	578		
579 教育庁 教育課	生涯学習課 基幹的文化財修復修理等事業費補助金	1985 16 無	—	単独	0	島根県指定文化財所有者(市町村以外)	4	44,292 828	44,292 828	0.00 0.00	0.50 0.00	0.33 0.00	0.33 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	579		
580 教育庁 教育課	生涯学習課 基幹的文化財修復修理等事業費補助金	1985 16 無	—	単独	0	島根県指定文化財所有者(市町村以外)	1	500 500	500 500	0.00 0.00	0.50 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	580			
581 教育庁 教育課	生涯学習課 基幹的文化財修復修理等事業費補助金	1985 16 無	—	単独	0	島根県指定文化財所有者(市町村以外)	2	654 654	654 654	0.00 0.00	0.50 0.00	0.25 0.00	0.25 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	581			
582 教育庁 教育課	生涯学習課 基幹的文化財修復修理等事業費補助金	1985 16 無	—	単独	0	島根県指定文化財所有者(市町村以外)	6	20,400 20,400	20,											

(112) 平成14年4月30日

島根県報

号外第62号

毎週火・金曜日発行

平成十四年四月三十日印刷

発行者 島根県

印刷所 松江市学園南町松島陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）